

憲政資料室前史

二宮三郎

『参考書誌研究』43号(1993・9)、44号(1994・8)、45号(1995・10)

(PDF化にあたり、適宜書式を変更した)

はしがき

序説

- 一 憲政資料室前史の概要と注記
- 二 憲政史編纂会と貴族院五十年史編纂掛の組織概要

第一部 憲政史編纂会の沿革

- 一 憲政史編纂事業計画
 - 1 憲法発布五十年記念式典と憲政史編纂事業
 - 2 憲政史編纂会の設置
- 二 憲政史編纂会の組織と予算
 - 1 組織規程と職員構成
 - 2 予算の変遷
- 三 憲政史編纂会の事業活動
 - 1 初期の編纂方針と活動状況
 - 2 予算の増額と編纂10年計画
 - 3 その後の事業活動
 - 4 憲政史編纂会の終了

第二部 貴族院五十年史編纂掛の沿革

- 一 貴族院五十年史編纂事業計画
 - 1 貴族院五十年史の編纂計画
 - 2 尾佐竹猛氏の貴族院史編纂掛の構想
 - 3 貴族院五十年史編纂掛の編成
- 二 貴族院五十年史編纂掛の編成
 - 1 事務取扱規程と貴族院五十年史編纂掛の発足
 - 2 予算と囑託
- 三 貴族院五十年史編纂掛の事業活動
 - 1 貴族院五十年史編纂方針
 - 2 その後の事業活動

第三部 憲政資料室設立の経緯

- 一 憲政史編纂事業の国立国会図書館への移管
 - 1 衆参両院調査部と国立国会図書館
 - 2 国立国会図書館一般考査局への憲政史編纂会事業の移管
 - 3 坂田精一氏の憲政史資料室の計画
 - 4 参議院事務局内部における貴族院五十年史編纂問題
- 二 大久保利謙氏の「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」
 - 1 小沢三郎氏と大久保利謙氏の再会
 - 2 大久保利謙氏による国会請願運動
 - 3 「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」
 - 4 国会における請願審査
- 三 憲政資料室の設置
 - 1 不明の憲政資料室の設立経緯
 - 2 国会分館憲政資料蒐集係の設置

第四部 草創期の憲政資料室

- 一 草創期の憲政資料室の体制
 - 1 憲政資料室の開室
 - 2 憲政資料室の職員
 - 二 草創期の憲政資料室の運営
 - 1 憲政資料室の基本方針
 - 2 憲政資料室の業務運営
 - 三 草創期の憲政資料収集活動
 - 1 憲政資料収集経費
 - 2 憲政資料の収集作業
 - 3 憲政資料の収集成果
 - 四 草創期の憲政資料の整理と利用
 - 1 収集資料の整理
 - 2 憲政資料の利用
 - 五 草創期の終了とその後
- おわりに

はしがき

国立国会図書館には、日本近代史研究の基本史料群として、憲政資料室所蔵の政治史料が

ある。明治以降の日本の政治史のなかで重要な役割を果たした政治家、官僚、外交官、軍人、実業家などが残した私的文書（例えば日記、書簡、覚書、執務資料等）のコレクションである。このほか近年は米国公文書館所蔵の膨大な量の日本占領関係資料をマイクロフィッシュに撮影して収集した。また異色の資料としては政治家の談話録音という音声による史料もある。私的文書の史料群としては質量ともにわが国最大のものであり、まさに政治史料の宝庫といってよい。すでに外国研究者も含め多数の日本近代史の研究者が、これらの資料を使って幾多の優れた研究業績を発表してきた。

収蔵する文書数は 250 家 20 万点、マイクロフィッシュは 30 万枚。現在、専門資料部政治史料課がこれらの資料の収集、保管、閲覧にあたっている。

この憲政資料室が国会分館の片隅に開室したのは昭和 24 年（1949）9 月 1 日のことである。すでに 44 年の歳月が経つ。しかし残念なことにその誕生の経緯については、もともと資料が少なかったうえに、それすらも散逸して次第に不明になりつつある。誤って伝えられたり、書かれたりしている点もある。

そこで本稿は、国立国会図書館における政治史料収集事業の出発点となった憲政資料室が設置されるにいたった経緯を、現時点でわかる範囲で整理し記録しておくことを目的としている。具体的には、憲政資料室の前身ともいえるべき衆議院憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の沿革と、両者とくに前者を継承して誕生した当館の憲政資料室の創設経緯を扱う^{1) 2)}。

ただし筆者は元来日本近代史が専門でもなければ、憲政資料室に直接勤務したこともないので、憲政史編纂会や憲政資料室が日本近代史研究に果たした研究上の役割や、収集資料の歴史的意義などについて論ずる資格に欠ける。そこで本稿はもっぱらこれらの組織の制度的沿革を辿ることにして、こうした研究史あるいは史料史としての議論は、大久保利謙氏はじめこれらの組織に関与した研究者たちの座談会や論文に委ねることにしたい³⁾。

- 1) 国立国会図書館における政治史料収集の歴史およびその参考文献については二宮三郎「政治史料調査事務局沿革」『参考書誌研究』第 37 号（平成 2.3）pp. 22-25
- 2) 憲政資料室というのは閲覧室の名称であって、国立国会図書館の組織規定上の正式な名称ではないが、すでに 40 年以上にわたって事実上の組織単位の名称として一般に通用しているので、本稿でもそれに従う。国立国会図書館における組織と憲政資料室との関係については、同上 p.22 参照。
- 3) 大久保利謙「憲政記念館と憲政資料室・国立公文書館——大正以降のわが国憲政史研究の回顧——」衆議院憲政記念館『憲政記念館の二十年』（平成 4）所収 pp.1-20
大久保利謙「憲政史編纂会の憶い出——戦後近代史研究の先駆として——」『日本歴史』500 号（平成 2.1）pp.9-11
大久保利謙、聞き手伊藤隆・土田直鎮「私の近代史研究（続）」『日本歴史』405 号（昭和 57.2 以下「昭和」略）pp.64-88

稲田正次・小西四郎・鈴木安蔵・深谷博治・(司会) 大久保利謙「座談会維新史研究の歩み第6回——明治憲政史を中心として——」『日本歴史』251号(44.4) pp.78-103

「特集憲政資料室の35年」『みすず』276号(58.8-9) pp.47-118

国立国会図書館政治史料課『大久保談話録音』第4回(62.1), 第5回(63.3)(未公刊)

序 説

一 憲政資料室前史の概要と注記

国立国会図書館における政治史料収集の歴史は、衆議院憲政史編纂会の史料収集事業にその起源を持つ。この憲政史編纂会は、昭和13年の明治憲法発布五十年記念に向けて、その記念事業のひとつとして憲政史の編纂が計画され、そのための組織として設置されたものである。貴族院についても同様の趣旨で貴族院五十年史編纂掛が事務局内に設けられた。この両組織はそれぞれの五十年史編纂のために史料の収集活動を行ったが、戦争の進展にともなってその活動が低下、ほとんど開店休業の状態となった。やがて戦後になって帝国議会の閉幕・新国会の誕生とともに事務局体制も一新され、新たに国立国会図書館が設立されたのを機会に、憲政史編纂会の収集史料は同館に移管された(貴族院五十年史編纂掛の収集史料の移管は後年のことに属し、しかも部分的移管であった)。

この頃、大久保利謙氏による「日本国会史編纂所設置二関スル請願」が国会で採択された。この請願の審査の際に、中絶していた憲政史編纂事業促進の気運が生れ、その担当としてにわかに国立国会図書館の名前が浮上するに至った。

こうした新国会内の動きに対応して、やがて昭和24年9月1日、国立国会図書館国会分館に憲政資料室が開設され、先の移管史料は同室の所管するところとなった。それとともに、多額の予算を得て明治期の文書史料の積極的収集活動を開始した。国立国会図書館としての政治史料収集事業の発足である。

この経緯は第一部以下に詳しく見ることにするが、この業務の継承に関して指摘しておきたい点がある。

第一に業務の性格の違いである。憲政史編纂会にせよ貴族院五十年史編纂掛にせよ、もとより貴衆それぞれの五十年史の編纂が目的であった。史料の収集もそのためのものであったことはいままでもない。ただし実際は両組織とも史料の採訪に終始し、遂に歴史執筆に手を染めることなく終結した。

この事業を継承した国立国会図書館も、当初の考えでは、大久保請願およびその時の国会審議から明らかなように、貴衆両院それぞれの未完の議会史編纂の受け皿として予定されていた。史料の収集もあくまでも国会史編纂のための史料収集であった。

しかし現実に憲政資料室が発足してからの業務は、国会史編纂という目的は消滅し、もっぱら憲政資料の収集自体を目的とした歴史文書館(アーカイヴス)として発展すること

になった。

したがって衆議院の憲政史編纂会および貴族院の五十年史編纂掛は、国立国会図書館の憲政資料室が継承したことになるが、両者の間には業務の性質に基本的な違いがあった。両院の編纂事業は憲政史あるいは貴族院五十年史の作成が最終目的であるから、その意味で両院の編纂事業には終結点があり、史料の収集範囲にも一定の限界があった。当然、史料の公開、一般利用などは考慮の外である。つまり名実ともに閉じた史料群であった。一方国立国会図書館の憲政資料室は日本近現代史の歴史資料の収集それ自体が目的であって、直接的にも間接的にもある特定の歴史編纂を目的としたものではない。また図書館としての機能から当然、収集した資料は公開して、一般研究者の自由な利用に提供することを前提としている。つまり開かれた史料群である。第二に、収集史料の性格の違いである。憲政史編纂会の収集文書は、もちろん最良の史料であるが、修史のために編纂官の取捨選択が加わった史料であり、またそのすべてが原本からの複写（毛筆またはペン書きの手書きあるいはタイプ）である。これに対し、憲政資料室のそれはほとんどが現物（原本）であり、また収集にあたって特定の取捨や編集をすることはない。

もっとも憲政史編纂会の収集文書が選択複写史料であることは、別に同会に限ったことではない。当時としては修史編纂事業一般がそうであったので、現在のように原史料そのものを収集保存する文書館の発想が、まだなかったまでである。

第三に史料主義の問題に触れておきたい。憲政史編纂会は史料主義あるいは実証主義を基本方針に掲げて、関係史料の調査収集にすべての努力を注いだ。その収集範囲は官庁文書だけではなく政府要路者や自由民権運動家の個人史料にまで及び、その結果、多くの明治政治史の基本史料が初めて発掘されることになった。そのほか文書史料以外に関係生存者の談話録音を実施し、また当時は反古とされていた新聞雑誌記事にまで史料価値を認めて収集した。こうした研究方法と、それが残した成果によって、憲政史編纂会は「戦後近代史研究の先駆」となったのである¹⁾。

憲政資料室は先述のように史料の収集自体を目的とした別個の組織であるので、当然のことながら、こうした憲政史編纂会の史料調査の視点と方法とがそのまま憲政資料室に引き継がれたわけではない。しかし、その基底にあるところの、史料による実証と批判によって歴史の真実を明らかにしようとする史料主義の立場は、憲政資料室の史料収集の基本姿勢のなかにおのずと継承されたものと考えられる。こうした意味では、憲政資料室は単に憲政史編纂会が収集した史料の継承者であったばかりでなく、史料主義のエトスの継承者であったといえるであろう。

二 憲政史編纂会と貴族院五十年史編纂掛の組織概要

衆議院に付置された憲政史編纂会と貴族院事務局内に置かれた貴族院五十年史編纂掛は、それぞれ憲法発布五十年記念事業のための姉妹組織である。貴衆各院の独立制からいって別個に設置され、いろいろ異同がある。まとめて紹介しておこう。

	衆議院	貴族院
組織名	憲政史編纂会	貴族院五十年史編纂掛（貴族院事務局調査課所管）
構成	理事長（書記官長） 理事（書記官） 委員長（尾佐竹猛） 嘱託 雇 タイピスト	嘱託（編纂長 尾佐竹 猛） 嘱託（調査課勤務うち1名編纂主任） 雇 タイピスト
通常職員数	委員・嘱託で約6-7名	嘱託（編纂長以下）約5-6名
予算（節約 前の額）	憲政五十年史編纂諸費 5,000円（12-14 各年度） 15,000円（15-18 各年度）	貴族院五十年史編纂諸費 5,000円（13-14 各年度） 15,000円（15-18 各年度）
開設日	昭和12年5月25日	昭和13年11月14日

この表からわかるように、まず衆議院と貴族院では五十年史編纂のための組織原理が異なる。一方が事務局首脳と編纂職員双方が参加した委員会形式の自立的組織であるのに対し、他方は事務局調査課所属の嘱託の集合組織（掛）である。また貴族院のほうは発足が1年半も遅れている。

職員の規模はほぼ同数。予算も、衆議院には憲政史五十年史編纂諸費の名目で昭和12年度から18年度まで、貴族院には貴族院五十年史編纂諸費として13年度から18年度まで、途中3倍増を含み、まったく平等に同額が認められている。

予算総額は節約分を減額して衆議院は7年間で71,646円、貴族院は6年間で66,646円、両方で138,292円であった。

特異に思えるのが尾佐竹猛氏が衆議院貴族院双方の五十年史編纂の最高責任者に就任していることである。頭がひとつで、胴体がふたつ、という複合体制で、両院の独立制からいって、このような組織は珍しいことである。この体制によって尾佐竹氏は憲政史編纂会と貴族院五十年史編纂掛を一体として運営することができた。

ただし両編纂組織のうち、史料収集活動においても、また憲政資料室への継承関係においても、憲政史編纂会のほうが遥かに大きな役割を果たした。そのために両院の五十年史編纂事業をまとめて憲政史編纂会で代表させることがしばしばある。

両組織の終末は、筆者は一応予算終了時の昭和18年度末と考えているが、廃止の正確な時期や具体的な手続については、なお不明である。ただし貴族院五十年史編纂の業務は、制度的には戦後の参議院時代まで継続した。

1) 大久保利謙「憲政史編纂会の憶い出—戦後近代史研究の先駆として—」『日本歴史』500

号（平成 2.1） pp.9-11

第一部 憲政史編纂会の沿革

一 憲政史編纂事業計画

1 憲法発布五十年祝賀式典と憲政史編纂事業

戦前の帝国議会は憲法発布を記念して 3 回祝典を開催した。毎回形式が異なる。第 1 回は二十年記念で、明治 41 年 3 月 22 日に貴族院談話室において祝賀会を開き、第 2 回は三十年記念で大正 8 年 2 月 11 日に青山権田原の憲法記念館（現在の結婚式場明治記念館）において祝賀会を開催した。第 3 回は五十年記念のときである。このときは五十年記念とあって、昭和 13 年 2 月 11 日に貴族院議場において大規模な祝賀式典を挙行了¹⁾。

この憲法発布五十年祝賀の際に、その記念事業のひとつとして憲政史編纂が決まり、そのための組織として憲政史編纂会が誕生した。

経過を述べると、祝賀式典に先立つ 1 年以上前の昭和 11 年 12 月 19 日、第 70 帝国議会の衆議院各派協議会において憲法発布五十年祝典が了承され、これを受けて翌年 1 月 15 日の各派協議会で、民政 8・政友 7・昭和 1・社大 1・第二 1 の各派代表計 18 名からなる憲法発布五十年記念祝典委員の割当てを決定、20 日その名簿の発表があった²⁾。

祝典委員会第 1 回会合は昭和 12 年 2 月 22 日議長応接室において富田幸次郎議長、岡田忠彦副議長出席のもとで開催され、式典を昭和 13 年 2 月 11 日に挙行することが決定、ついで 2 月 26 日の第 2 回会合において東武、田川大吉郎ら 5 名に小委員を委嘱した。同日開催された祝典委員による第 1 回小委員会において、記念式典、祝賀会の予定のほか付帯事項が検討された。

そのなかで憲政功労章の制定、議院[ママ]会館の建築、伊藤・板垣・大隈の 3 功労者の銅像の院内設置などと並んで、憲政史編纂が決定された。小委員会としては編纂事業に相当な日数がかかることを予定して、編纂委員の選定、編纂事務局の設置、継続予算の要求などの方針をもって臨むことを決めた³⁾。これが憲政史編纂事業を議会在公式に決定した最初である。

この決定を受けて 3 月 9 日の第 3 回小委員会では「憲政史編纂ノ件」として、

右ハ三十年史ノ如キ簡單ナルモノナレハ一年間ニシテ編纂シ得ヘキモ、此際権威アルモノヲ編纂スル方針ニテ、三年或ハ五年計画トシテ所要経費ヲ政府ニ要求スルコトと一層具体的内容が決定された。そのための憲政史編纂費としては 1 年 1 万 5 千円ないし 2 万円、これを 3 か年あるいは 5 か年継続するものと予定された⁴⁾。

ここにいう「二十年史」とは衆議院事務局『憲法発布三十年記念参考叢書第一篇 衆議

院三十年史』(衆議院事務局大正8年3月 385pp.)のことで、議会による最初の官版議会史である。

これらの決定から当時衆議院としては、憲政史編纂事業について(1)広翰で権威ある憲政史の編纂であること(2)完成期間は3ないし5年であること(3)そのために年1万5千円ないし2万円の支出をすること、などの点を考慮していたことがわかる。

同日に開かれた第3回委員会の席上でも、倉本要一委員(政友)が、五十年史は祝典当日配付されるのか、と質問したのに対し、田口弼一書記官長は「簡単ナルモノハ格別、間二合ハヌコトナルヘシ」と答弁している⁵⁾のを見ても、事務当局は最初から編纂事業の完成と祝典とは切り離して考えていた様子が見えてくる。

ここで衆議院が考えていた「権威ある」憲政史とは、前記『三十年史』や戦後になって初めて本格的議会史として完成された大部の『議会制度七十年史』および『議会制度百年史』から見て、議会活動の議会毎の叙述、つまり会議録の抄録と立法・予算の成果を主内容とした議会回次順議会制度史といった種類のものではなかったかと想像される。

しかしながら関係者の回想によると、これとやや異なった事情があったようである。尾佐竹氏の片腕で編纂会の事務局長的存在であった鈴木安蔵氏は、編纂会誕生までの経緯について「最初衆議院で、おぎなりの憲政史を編纂するという案が出たわけです。田口弼一書記官長が尾佐竹先生のところへ行って、これをやっていただきたいともっていったわけです。最初の予算は、一年ぐらいというわけです。そのときに尾佐竹先生が、向こうではそういうつもりでいるけれども、そんなばかばかしいことはもったいないから、できるだけ史料を中心に本格的なことをやりたいから、そう簡単に半年や一年ではできないということをいっておいた、というわけです」⁶⁾と語っている。

また同様に、貴族院五十年史編纂に従事し、憲政史編纂会とも緊密な連絡のあった大久保利謙氏も「衆議院事務局にしても尾佐竹博士に適当な記念誌を書いてもらうぐらいの積もりで、学術的調査が必要だとは十分考えていたわけではなかった」⁷⁾と述べている。いずれも衆議院の事務局側は当初は極めて簡便に考えていたことを証言している。

後述するように、2月26日の祝典委員小委員会で憲政史の編纂が決定されてから、わずか3か月後の5月25日に憲政史編纂会が開設され、尾佐竹委員長のもとで事務を開始しているのであるから、それ以前に衆議院事務局と尾佐竹氏の間にはかなりの下交渉があったはずである。あるいはその段階では鈴木、大久保両氏のいうように事務局が安易な考えでいた可能性はある。そして小委員会での決定が比較的慎重な内容になっているのも、こうした尾佐竹氏の意見が反映された結果とも思われる。

しかしながら、小委員会での議事の経過や、その後における憲政史編纂会という書記官長直属機関の設置、7年間にわたる予算の支出などを考え合わせると、両院事務局も、両氏の強調するほど気楽には考えていなかったのではないかと思う。すくなくとも先例の『衆議院二十年史』を相当越えるものを想定していたことは確かであろう。ただし7年間にわたり総額7万円を支出しても憲政史の1ページもできないなどという結末になろうとはまっ

たく想像していなかったに違いない。

2 憲政史編纂会の設置

昭和12年3月18日、昭和12年度追加予算として「憲政五十年史編纂」のための経費五千円が計上された⁸⁾。前記1年1万5千円ないし2万円の予定にくらべると3分の1ないし4分の1にすぎない。縮小の事情は不明であるが、これは準備費という理解であった⁹⁾。また12年8月7日の祝典委員会での報告で、貴族院も五十年史編纂に参加することになったので予算は1万円以上になるだろうと説明されている¹⁰⁾ので、貴衆間の協同作業が予定されていたことがわかる。ちなみに先の伊藤・板垣・大隈の銅像3基分の予算は6万円、祝賀会費は2万円であった。銅像は議事堂内中央広間の三隅にいまなお健在である。

こうした経過を辿って同年5月25日、憲政史編纂会が衆議院事務局に置かれ、理事長は当時の衆議院書記官長の田口弼一氏、委員長には当時の憲政史の第一人者であった大審院判事尾佐竹猛氏を迎えて憲政史の編纂事業が開始された¹¹⁾。編纂の事務は衆議院の院内委員室を仮用して開始し、そのため議会が開会するたびに事務室が転々するという不便を強いられたが、翌13年3月ようやく旧衆議院書記官長官舎（虎ノ門）に専用事務室を確保することができ、そこに移転した¹²⁾。

憲政史編纂会という組織のアイデアを誰が出したのか、またその委員長に誰が尾佐竹氏を選んだのか、そのへんの事情は一向に定かでない。

尾佐竹氏の人選については、大久保利謙氏が伝える大木操氏（当時衆議院議事課長、のち書記官長つまり第2代憲政史編纂会理事長）の話では「どうも誰がいいか、となるとさっぱり見当がつかない。法学博士、大審院判事の尾佐竹猛という人がその方面で有名だし、著書もあるからこの人に頼んではどうか」ということだったらしい。大久保氏も「当時の学界の状況からみて恐らくそんなことであつたらう」と推定している¹³⁾。

尾佐竹氏にとってはこの話は歓迎であった。ここに大久保利謙氏による興味深い尾佐竹評がある。大久保氏は「失礼な推測だが」と前置きしてつぎのようにいう。

尾佐竹さんとしては、衆議院の憲法五十年記念という大事業ということで、二つ返事で引受けられたものらしい。先生はやはり官僚だし、議会の記念事業に参加ということをやを榮譽に感じられたのではないか。尾佐竹先生には、へそまがりの的などころもあつたが、半面、議会の仕事で、予ての抱負を実現させようと考えられたのではないか、つまり多年の苦心が、公的に認められたというね。当時、先生はいよいよ大船で乗りだすように大張りきつておられた¹⁴⁾。

尾佐竹氏は明治大学出身の司法官で大審院の判事まで登りつめた人だが、大久保氏の言葉を借りれば、「好きな道のお道楽」であつた明治憲政史の分野でも当時すでに大家として有名であつた。この尾佐竹氏が憲政史編纂という国家的事業に寄せた期待はほとんど絶対的

なものであって、そのために大審院判事の定年を数年残して退官したほどであった¹⁵⁾。

憲政史編纂会のその後の活動と成果を考えた場合、尾佐竹氏を委員長に任命したこと自体がもっとも決定的な意味合いを持ったといえよう。委員長以外の編纂委員は尾佐竹人事で決まった。憲政史編纂会発足時のメンバーは、委員長尾佐竹猛、委員渡辺幾治郎、藤井甚太郎、囑託鈴木安蔵、林茂、薄井福治、という顔ぶれであった。渡辺氏は宮内省の「明治天皇紀」の帝室編修官の仕事を終えて、尾佐竹氏にとくに委嘱されて編纂主任となった。藤井氏は文部省の維新史料編纂官からの参加であったが、渡辺氏を極端に嫌っていた金子堅太郎伯に遠慮して、憲政史編纂会にはほとんど出てこなかったし、協力もしなかったという¹⁶⁾。林氏は東大出たてで、史料調査の助手として参加した。

この編纂会の中心となって活躍したのが鈴木氏である。鈴木氏は『憲法の歴史的的研究』(昭和8年)で発禁処分を受けたことのある当時のいわゆる左翼憲法学者で、尾佐竹氏に引っぱられて憲政史編纂会に入り、史料収集その他事実上企画事務局長として敏腕を振るった¹⁷⁾。しかし12年に刊行した『現代憲政の諸問題』で出版法違反に問われ、13年2月に憲政史編纂会囑託を辞任した。ただしその後も尾佐竹氏の世話で、実質的に同じ勤務、同じ額の手当で憲政史編纂会の仕事を続けることができたという¹⁸⁾。

大久保氏はこの頃の編纂スタッフのことを「貴・衆両院の純官選事業でありながら、編集[ママ]委員は官学派ではなく純在野派であったのが面白い。会のメンバーはいかにも自由な立場で新しく明治憲法の真相究明と取組もうとする活気に満ちていた感じがする。そういうところからこの編纂会は戦後の近代史研究へのつながりを持っていたといえるのである」¹⁹⁾と回想している。

いうまでもなく当時の議会は、天皇機関説・国体明徴問題で揺れたあと、二・二六事件から日中戦争へ時局が展開するなかでますますファシズム傾向を強め、やがて翼賛議会一色になった時代である。この状況のなかで、親軍派議員や官憲の圧迫を受けずに、尾佐竹氏のような大正デモクラシーの歴史家や鈴木氏のような左翼憲法学者がよく議会内部の職員に任命され、自由な史料収集と研究活動を通じて、自由民権運動や明治憲法史の先駆的業績を残すことができたものと思う。「中枢のなかに盲点があった」²⁰⁾と評すべきかもしれない。

編纂委員が官学派でなく純在野派であったということは、憲政史編纂会も貴族院五十年史編纂掛も私学出身者とともに尾佐竹猛氏と渡辺幾治郎氏の母校である明治大学と早稲田大学の出身者で占められたことによく現われている。のちに紹介する貴族院五十年史編纂掛を含めて両組織のメンバーについてその出身校を見ると、明治出が尾佐竹猛氏(憲・貴)、宗京奨三氏(貴)、霜尾裕一氏(憲)、早稲田出が渡辺幾治郎氏(憲)、深谷博治氏(貴)、小沢三郎氏(貴)である。主要スタッフの多くが、明治か早稲田のいずれかの出身者である。このほか雇(やとい)の職員もほとんど両大学卒業生で埋められた。

私学以外の官学出身者は、まず東大史学出身の藤井甚太郎氏(憲)である。同氏はもっとも官学派的と目されるが、先述の通り憲政史編纂会にはまったく非協力的であった。同

じ東大出の大久保利謙氏（貴）は、官学派とは一定の距離があり、在野派に近いところがあった。中核的存在であった鈴木安蔵氏（憲）は京大出身であるが、全メンバーのなかでもっとも反権力的存在であったことはいうまでもない。そのほか林茂（憲、のちに貴）、薄井福治氏（憲）が東大出身であった。総じて両組織の官学出身者も在野的か、それに近かった。

こうして憲政史編纂会のすべてが尾佐竹委員長を基軸として回転しはじめた。

二 憲政史編纂の組織と予算

1 組織規程と職員構成

憲政史編纂会の組織は衆議院書記官長を理事長とする衆議院内の組織で、憲政史編纂会規程によって定められた²¹⁾。

憲政史編纂会規程

第1条 憲法発布五十年記念事業トシテ憲政史編纂ノ為メ衆議院事務局内ニ憲政史編纂会ヲ設ク

第2条 憲政史編纂会ニ左ノ職員ヲ置ク

理事長 1名

理事 若干名

委員長 1名

委員 若干名

書記 若干名

第3条 理事長は諸機関長之ニ当リ会務を管理掌ス

第4条 理事ハ理事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第5条 委員長及委員ハ理事長之ヲ委嘱シ編纂ノ事務ヲ掌ル

第6条 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

職員の構成について若干の注釈をつけておこう。

- (1) 理事長および理事は官職指定で、理事長は書記官長、理事は書記官（課長）。理事長は昭和13年4月2日までは書記官長田口弼一、それ以降は大木操。理事は議事課長および庶務課長。
- (2) 委員長は尾佐竹猛、委員は渡辺幾治郎、藤井甚太郎。また囑託には鈴木安蔵、林茂、薄井福治、霜尾裕一、片山国三郎などの名を諸資料に見出すが、正確な名簿と在任期間を確定することができない。設立当初の委員長以下の職員名はすでに述べたが、いま昭和13年後半と推定される理事側も含めた全員名簿があるのでそれを紹介しておく²²⁾。

憲政史編纂会職員

理事長	大木	操	委員長	尾佐竹	猛
理事	大池	真	委員	藤井	甚太郎
	同	西沢	同	渡辺	幾治郎
		哲四郎	囑託	林	茂
			同	片山	国三郎

- (3) 規程 2 条の職員のうち書記は最初から置かれず、代わりに囑託と雇が置かれた。庶務は囑託のうちの 1 名の担当となっている。
- (4) 職員の月手当は昭和 14 年度で例示すると、委員 3 名のうち 1 名が有給で 150 円、他の 2 名は無給である。囑託は 3 名中 1 名が庶務担当で 90 円、他の 2 名は 50 円である。雇員は 5 名、うち 45 円 1 名、42 円 4 名。ほかにタイピスト 1 名 25 円である²³⁾。
- (5) 憲政史編纂会の職員数は、議会ごとに発行される衆議院事務局『衆議院報告』（第 71 - 83 回議会）所収の「職員各課配置表」の備考欄によって役職別に詳しい数が出る。また断片的には年次別数字を憲政史編纂会資料から拾うことができる。前者の数字は議会ごとの職員数で、しかも会期中の最多数で集計してあるので実態の把握に不便である。スペースの関係もあり、いま後者の数字²⁴⁾を紹介する（ただし憲政史編纂会の総数としてはこれに理事長 1、理事 2 を加えなければならない）。

昭和年度	委員長	委員	囑託	雇員	タイピスト	計
12	1	2	3	2		8
14	1	3	3	5	1	13
15	1	3	3	8	2	17

昭和 15 年度は予算が 3 倍増になった年であるが、その後もほぼこの規模で 18 年度まで続いたことが前記「配置表」からわかる。

「配置表」では第 83 議会（昭和 18 年）を最後として憲政史編纂会の職員数の記載はえる。次項で述べるように予算面でも昭和 18 年度をもって関係費が打ち切られた。これによって憲政史編纂会は昭和 18 年度を最後に消滅したものと考えられる。

1 予算の変遷

憲政史編纂の予算は、衆議院経費の歳出臨時部にある「(款項) 憲法発布五十年記念諸費 (目) 憲政五十年史編纂諸費」である。各年度予算を予算書によって辿るとつぎのようになる²⁵⁾。

- (1) 昭和 12 年度予算の款項名は憲法発布五十年記念式典諸費。総額 70,000 円で、祝賀会費、銅像建設費を含む。うち憲政五十年史編纂諸費は 5,000 円である。
- (2) 記念式典が終了したので、13 年度以降は款項名を憲法発布五十年記念諸費と改め、憲

政五十年史編纂諸費 5,000 円のみが継続して認められた。15 年度から一挙に 3 倍の 15,000 円に増額となった。内訳は庁費 800 円、内国旅費 300 円、雑給および雑費 13,900 円である。

- (3) 昭和 14 年作成と推定される憲政史編纂会資料「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」によると、「憲政史編纂費ハ当初準備費トシテ僅ニ五千元ヲ計上セラレシ以来遂ニ増額ノ機ナカリシ」とあり、当初予算 5,000 円は準備費であったことがわかる。そこで本格的に憲政史編纂業務推進のために編纂会側は抜本的提案を行い、今後の 10 年計画を作成して、そのための人員増と予算増を要求し、昭和 15 年度から 3 倍の予算獲得に成功した（10 年計画については後述する）。
- (4) 憲政史編纂予算は、概略、前半 3 年は 5,000 円、後半の 4 年は 15,000 円をもって推移し、18 年度をもって打切りとなった。7 年間の総額は 71,646 円である。

三 憲政史編纂会の事業活動

1 初期の編纂方針と活動状況

惟フニ憲政史ハ従来僅々二三ノ私著アルニ止マリ、光輝アル憲政ノ歴史ヲ伝フルニ遺憾点ナシトセズ。加之憲法制定以来年所ヲ経ルニ従ヒ、当時ノ関係者ハ次第二物故シ、関係史料亦漸次散逸スルノ虞アルヲ以テ、正確ナル憲政史ノ編纂ハ多年各方面ニ於テ急務トセラレタルモ、史料ノ蒐集経費ノ関係其ノ他ノ点ニ於テ各種ノ困難ヲ伴フアリ、到底個人ノ経営ニ期待シ得ザルガ故ニ、衆議院ニ於テ此ノ議アルヤ最モ其当ヲ得タルモノトシテ政界学界ヲ始メ各方面ノ注意ヲ喚起セルコト多大ナルモノアリタリ²⁶⁾。

これは創設後 2 年目の昭和 14 年 7 月に憲政史編纂会がまとめた「憲政史編纂事務状況ノ概要」と題する中間的業務報告書の冒頭の一節である。憲政史編纂会創設の目的と任務がよく集約されている。

この目的に沿って憲政史編纂会は当初 5,000 円の予算と委員長以下 6 人の職買（委員と囑託）をもって憲政史の編纂を開始した。

その際に採られた基本方針は明治以来のもっともオーソドックスな修史方法であった。つまり「史料ノ蒐集副本ノ作成ヲ以テ始マリ史料稿本ノ作成ヲ以テ大成シ史実ノ執筆編纂ヲ以テ完了スル」²⁷⁾ という段取りである。

現在のように複写機や写真機によるコピーなどという便利な方法があった時代ではない。また諸家が家蔵文書を外部に出すということは考えられなかったし、まして文害が書画骨董なみに売買の対象となることはなかった。

そこで編み出されたのが明治以降通例の修史編纂方法である。専門史家が調査選定した史料を所蔵者から借りだし、必要な箇所を指定、これを写字生に回す。写字生は一字一句違わないように筆写あるいはタイプして副本を作る。筆写が終われば台本（原本）は原所

蔵者に返却される。その後副本を研校整理して史料稿本を作成，ついで歴史を記述編纂して完了する，という手順である。

この一般の定則に基づき憲政史編纂会はまず史料の収集とその副本の作成に当たった。同報告書に基づいて当時の事務の実際を見てみよう。

第一に憲法制定史料について，伊東巳代治，井上毅，西周，大木喬任，大森鐘一などの関係諸家の所蔵文書を渉獵探訪し，そこから収集した史料を概ね筆写によって複写して副本を作成した。報告書の昭和 14 年 7 月現在で副本作成を完了したものは，すでに 346 部 422 冊に達した。

第二に政党史議会史の史料として各種の政治運動参加者や議会人の名士を歴訪または招請して，その談話を速記収録した。昭和 13 年 4 月の伊藤仁太郎談話録音を皮切りとして，同現在までに尾崎行雄，市島謙吉，加藤政之助など 13 氏 40 回に及んだ。当時，談話記録作成の点だけからいえば史談会という顕著な事例があるが，歴史研究の一方法または史料の一形態として，いまでいうヒヤリングあるいはオーラル・ヒストリーの手法を積極的意図的に採用したことは卓見と言わねばならない。これはまた，後年になって国立国会図書館の政治史料調査事務局が昭和 36 年以降に行った政治談話録音の走りでもあった。

このような史料収集副本作成に全力を注いだ結果，史料稿本作成は大幅に遷延するところとなった。しかし，稿本作成の準備として年表カードの作成に努めた結果，慶応 3 年から大正 6 年に至るもの 6,150 枚，これとは別に憲法制定関係の慶応 3 年より明治 22 年に至るもの 750 枚，合計 6,900 枚作成したという。

同報告書は以上の過去 2 年間の業績を概括してから「或ハ多少ノ遺憾ナキ能ハザルモ少額ノ経費ト初年度ニ於ケル幾多ノ支障トニ比スレバ相当程度ノ事績ヲ挙げタリトイフモ過言ニアラザルベシ」と婉曲ながらみずからを評価した。そして憲法制定史関係はほぼ収集し尽くしたので，今後は政党史議会史に関する部門に努力する旨を報告した²⁸⁾。

2 予算の増額と編纂 10 年計画

憲政史編纂会としては少額の予算と少数の職員をもって「相当程度ノ事績」を挙げたにしても，現状のままに推移するならば，今後多大の年月を要することが明らかであった。そうなると往時の関係者は漸次物故し，関係史料は亡失を免れず，ことに記念事業としての意義が失われてしまう。他方，急速に完成しようとするれば「勢ヒ孟浪杜撰ニ陥リ是亦記念事業トシテノ意義ヲ失ヒ徒ニ社会ノ嗤笑ヲ買フニ過ギザルベシ」²⁹⁾ というジレンマに立たされた。

ここにおいて憲政史編纂会はあらためて編纂方針を今後の 10 年計画に編成し直し，その計画遂行のための職員充実費用として予算の新規増額を要求した。先に紹介した昭和 14 年後半作成と推定される「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」によれば，10 年計画の内容はつぎの通りである。

今後の5年	史料の収集，その副本および稿本の完成
その後の2年	これらの整理
最後の3年	執筆編纂

この10年計画の遂行のためには職員の充実が不可欠であり、従来の編修方針であった憲法制定史、議会史、政党史の三部門のそれぞれについて担当職員を増強することを要求した。内容は現在の委員3名（月給150円1名，無給2名），嘱託3名（90円1名（庶務），50円2名），雇員5名（45円1名，42円4名），タイピスト1名（25円）の陣容に対し、新たに委員2名（月給120円），嘱託1名（50円），雇員4名（42円），タイピスト1名（30円）の増員を要求し、全体としては委員5名のうち有給の委員3名を編修担当者として各部門に1名ずつ置き、これに助手（嘱託）1名，雇員3名宛を配し、別に庶務1名，タイピスト2名を置く、という構想であった。

このための人件費として給与計5,856円および年末賞与，増員に伴う旅費300円，史料購入費200円，謄写料200円，タイプライター購入費などを予算として新規要求した³⁰⁾。もちろん要求はそのまま承認されることはなかったが、昭和15年度から予算が5,000円から一挙に15,000円の3倍に跳ねあがった。職員数についても、雇員3名タイピスト1名が増買され、尾佐竹委員長は「事務ノ進程面目ヲ一新スルヲ得タリ」³¹⁾と喜んだ。

それにしても日中戦争の戦時下に、憲政史編纂事業のようないわば不急不要な事業に何故3倍もの予算が認められたのか、その後も太平洋戦争下の昭和18年度まで、若干の節約減を受けたとはいえ、何故継続して予算を確保できたのか（前項「予算の変遷」p.60参照）まことに不思議なことといわねばならない。

2 その後の事業活動

予算人員ともに充実した憲政史編纂会はその後どのような活動をしたか。果たして「事務ノ進程面目ヲ一新スル」ことができたか。それを物語る唯一の公的資料として、憲政史編纂事務の概況に関する昭和16年1月10日付けの「報告書」が残されている。尾佐竹猛委員長から理事長である大木操書記官長に対して提出された文書である。同報告によれば、憲政史編纂会の事務開始より昭和15年12月末日までに副本作成が完了したものは、つぎの通りである。

副本 甲	（黒田・大木・寺島・井上・西・大森など）	230部	253冊
副本 乙	（伊東）	226部	245冊
合 計		456部	498冊

また談話筆記も継続して実施され、安達謙蔵，木下謙次郎，若槻礼次郎などを加えて、

合計 17 名 54 回に達した³²⁾。しかし、この数字を予算増額前の昭和 14 年 7 月における事務開始後 2 年間の業績数字 346 部 422 冊と比べてみると、その後の 1 年半の期間における増加分は副本作成は僅かに 110 部 76 冊、談話筆記は 3 名 14 回に過ぎず、この点から、予算・人買ともに格段に増加したにもかかわらず、業績はきわめて不振であったものと想像される。

昭和 14 年の報告の際は「過去二年ニ渉ル業績トシテハ或ハ多少ノ遺憾ナキ能ハザルモ…相当程度ノ事績ヲ挙ゲタリト言フモ過言ニアラザルベシ」と自讃する余裕があったが、今回はさすがに委員長も「過去三箇年半ニ渉ル業績トシテハ或ハ遺憾ナキ能ハズトモ離モ…亦已ムヲ得ザルトコロナルベシ」と弁解するに留まった。

そればかりではない。史料収集は憲法制定史部門以外の議会史・政党史部門は今後によく残されたままであった。稿本の作成にいたっては全部門ともに先の見込みがまったくついていなかった。報告書は「今後ハ一面史料ノ蒐集ニ努ムルト共ニ他面稿本ノ作成ニ主力ヲ傾注シ以テ予定計画ノ通り記述編纂ノ段階ニ到達センコトヲ期ス」³³⁾と空しい決意のほどを披歴して終わっている。

衆議院事務局は憲政史編纂にある程度の時間がかかることは覚悟していたにせよ、資料の収集に専念して憲政史作成のメドがまったく立たない憲政史編纂会の進捗状況に対しては、当然かなりの不満を持っていた。とりわけ渡辺幾治郎氏や鈴木安蔵氏たちが、収集した史料を使ってさかんに外部に論文を書いたことが齟齬を買った。事務局とはこうした摩擦が生じたが、尾佐竹委員長は断固として自分の方針を貫いたという³⁴⁾。

4 憲政史編纂会の終了

その後の憲政史編纂会の活動について知る材料はほとんどない。わずかに憲政史編纂会の収集資料が衆議院事務局から国立国会図書館に移管されたときに、その移管業務に当たった国立国会図書館一般参考局坂田精一氏が細野孝一局長に提出した「業務の現況報告並に計画案」(控)の記述があるのみである。

この坂田報告からそのまま引用しよう。

同会〔憲政史編纂会〕は創設以来活動の重点を専ら資料の収集に指向して来たが、太平洋戦争開始後不要不急の事業として行政整理の対象中に含まれるに至り、職員も次第に減少して、遂に同会は解散(年月は調査中[ママ])の運命に至った。

昭和 19 年 4 月よりこの事業は衆議院事務局調査課によって再び取り上げられ、尾佐竹氏が顧問嘱託として迎えられたが、その活動は極めて消極的で、事実上既蒐集資料の保管に止まった³⁵⁾。

憲政史編纂会は昭和 15 年度より予算も人員も大幅に伸びて、新たなる憲政史編纂に向けての努力を確認したときに、不幸にも太平洋戦争が勃発、坂田報告のいうように事業の規

模縮小を余儀なくされ、結局憲政史編纂会は「解散」となったらしい。その際憲政史編纂会規程の廃止など、どのような手続がとられたのか、まだ確認できていない。

坂田報告では憲政史編纂会解散の時期は「調査中」のままになっているが、筆者の推定では、前述のとおり予算および職貫数資料から見て、昭和18年度一杯つまり19年3月末ではなかったろうか。そしてその残務を同年4月から衆議院調査課が担当し、尾佐竹氏をあらためて同課の嘱託に任命したものと思われる。坂田報告では、事実上既収資料の保管に止まった、とあるが、この間も副本作成など資料整備の作業は継続して行われていたらしく、坂田報告の昭和23年4月の時点で製本済み資料は811冊に増加している。

なお坂田報告の原資料には、衆議院事務局調査課が担当したことについて、「特に分課規程所管事項としてはなきも憲政調査の中に包含さる」という注記があるが、正確には衆議院事務局分掌規程（昭和17.11.2決定）のうち第8条調査課の第4項「議院制度ソノ他必要ナル事項ノ調査研究」を適用したものと思われる。

その後新国会になるとともに、昭和22年5月事務局内に調査部が設けられ、この事業は同部第一課に引き継がれた。しかし坂田報告によれば、すでに尾佐竹氏が没した後であって、全く資料の保管のみにとどまった。

かくして憲政史編纂会は昭和12年5月25日に発足して以来、憲政史の編纂著述は遂にその緒につくことがなかったが、しかしながら多くの一級史料を戦後の新たな日本近代史研究のために残して閉幕した。そしてそれらの成果はやがて国立国会図書館の憲政資料室へと受け渡されることになった。その数、700余部1,000余冊、そのすべては同室の『憲政史編纂会収集文書目録』に収められている³⁶⁾。

- 1) 衆議院・参議院『議会制度百年史資料編』（平式2）pp.295-296
- 2) 『第七十回帝国議会衆議院公報』第1号（11.12.23）、第5号（12.1.19）、第17号（12.2.20）
- 3) 憲法発布五十年記念祝典委員会『憲法発布五十年式典二関スル書類』（13.2）〔衆議院憲政記念館蔵〕
- 4) 同上
- 5) 同上
- 6) 稲田正次・小西四郎・鈴木安蔵・深谷博治・（司会）大久保利謙「座談会維新史研究の歩み第6回——明治憲政史を中心として——」『日本歴史』251号（44.4）pp. 89-90
- 7) 大久保利謙「憲政記念館と憲政資料室・国立公文書館——大正以降のわが国憲政史研究の回顧——」衆議院憲政記念館『憲政記念館の二十年』（平成4）所収，p.15
- 8) 「憲政史編纂会二関スル件」祝典委員会『書類』所収
- 9) 後述，p. 60
- 10) 祝典委員会『書類』
- 11) 「憲政史編纂会二関スル件」
- 12) 憲政史編纂会「報告書」（16.1.10）〔国立国会図書館専門資料部政治史料課蔵〕

- 13) 大久保「憲政記念館と憲政資料室」 p.15
- 14) 大久保利謙「私の近代史研究（続）」『日本歴史』405号（57.2） p.65
- 15) 国立国会図書館政治史料課『大久保談話録音』第4回（63.1未公開）， pp.22-24
- 16) 稲田ほか「維新史研究上 p.90。ただし大久保氏は藤井甚太郎氏もときどき姿を見せている」という（「憲政記念館と憲政資料室」 p.15）。
- 17) 大久保「憲政記念館と憲政資料室」 p.15
- 18) 鈴木安蔵『憲法学三十年』（42）， pp.142 - 144
- 19) 大久保「憲政記念館と憲政資料室」， pp.15-16
- 20) 桑原伸介氏（憲政資料室前職員）の言葉，『大久保談話録音』第4回， pp.45-46
- 21) 「憲政史編纂会ニ関スル件」
- 22) 『貴族院五十年史編纂掛関係文書』第1冊（18.10.20）[参議院事務局蔵]
- 23) 憲政史編纂会「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」国立国会図書館一般考査局『憲政史料関係業務上参考綴』（23.4）所収 [国立国会図書館専門資料部政治史料課蔵]
ちなみに当時（昭12）の公務員の初任給は75円，銀行員70円であった（週刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』「続」 p.159 および「続続」 p.69）。
- 24) 「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」および「報告書」
- 25) 帝国議会『予算書各目明細書』および衆議院事務局『衆議院報告』所収の「本院経費」
- 26) 衆議院憲政史編纂会「憲政史編纂事務状況ノ概要」（14.7）[国立国会図書館専門資料部政治史料課蔵]。句読点は筆者。
- 27) 同上
- 28) 同上
- 29) 「憲政史編纂費増額要求ニ関スル件」
- 30) 同上
- 31) 「報告書」
- 32) 同上
- 33) 同上
- 34) 『大久保談話録音』第4回， pp.22， 52
- 35) 「憲政史資料係提出業務の現況報告並に計画案」（23.4.26）国立国会図書館一般考査局『憲政史料関係業務上参考綴』所収
- 36) 国立国会図書館『憲政史編纂会収集文書目録』（35）「緒言」

第二部 貴族院五十年史編纂掛の沿革

一 貴族院五十年史編纂事業計画

1 貴族院五十年史の編纂計画

貴族院五十年史の編纂事業は，衆議院の場合と同様に憲法発布五十年記念事業として計

画されたもので、そのために設置された組織が貴族院五十年史編纂掛である。衆議院側の憲政史編纂事業と対抗する形で、しかしそれに少し遅れて、貴族院は華族制度を軸とした貴族院五十年史の編纂を計画した模様であるが、貴族院五十年史編纂掛が実際にスタートできたのは憲政史編纂会の発足から約1年半遅れた昭和13年11月であった。

貴族院五十年史編纂掛の編纂主任であった深谷博治氏は、当時の状況を「いまじゃ想像もできないくらい貴族院と衆議院とは、対抗意識が強かったのです。衆議院のほうに憲政史編纂会ができた以上は、貴族院のほうでも対抗上、これに類する仕事をやらなければならないということになったらしいのです」¹⁾と回想している。当初貴族院当局としては衆議院の憲政史編纂会と相似した「憲政史編纂委員会」や「貴族院五十年史編纂会」の設置を考えていたらしく、その計画案が残っている²⁾。

前者は役員としてつぎを予定していた。

憲政史編纂委員会

理事長 貴族院書記官長
理 事 議事課長 庶務課長
委員長 貴族院議員
委 員 貴族院議員若干名

また後者はつぎのようであった。

貴族院五十年史編纂会規程（案）

第1条 憲法発布記念事業トシテ貴族院五十年史編纂ノ為貴族院事務局内ニ貴族院五十年史編纂会ヲ置ク

第2条 貴族院五十年史編纂会ニ委員長一名及委員若干名ヲ置ク

第3条 委員長及委員ハ書記官長之ヲ委嘱シ貴族院五十年史料ノ蒐集及編纂ヲ掌ル

第4条 貴族院五十年史編纂会ニ関スル庶務ハ貴族院事務局調査課ニ於テ之ヲ管掌ス

しかし最終的にはこうした編纂のための特別の組織を設置することなく、貴族院事務局内部の編纂事務取扱として編纂事業は処理されることになった。

2 尾佐竹猛氏の貴族院史編纂掛の構想

貴族院五十年史の編纂事業が、おなじ憲法発布記念事業であるにもかかわらず、なぜ衆議院のそれよりも1年半も発足が遅れたのか、また衆議院の憲政史編纂会と一対となる編纂委員会制度を事務局が用意していたにもかかわらず、なぜそれが実現しなかったのか、そして結局衆議院側の編集責任者である尾佐竹猛氏をなぜそのまま貴族院側の編集責任者に据えることになったのか、まことに不可解な点が多い。

筆者はいまこれらの疑問に答える材料を持ち合わせてはいない。しかし、ひとつの鍵と

して、既に紹介した尾佐竹氏の議会史編纂に寄せた強い期待を考えると出来ると思う。筆者の勝手な想像であるが、尾佐竹氏としては衆議院史のみでなく貴族院史を含めた議会史全体を統一的に把握しようとして、双方の編纂長を希望したのではないか。貴衆各院の独立制が厳しく実行される議会のなかで、頭がひとつで胴体がふたつという異例な組織が成立したのも、そのためではなかったろうか。

こうした尾佐竹氏の意味と熱意の現れと思われるのが、当時の貴族院書記官長小林次郎氏の文書中に残されている尾佐竹氏自筆の貴族院史編纂掛に関するメモ³⁾である。この三越製の書簡箋 5 枚に墨書されたメモは「小林氏の依頼に答えて提出されたものか、自ら積極的に献策したものか不明であるが、昭和 13 年 10 月頃作成され、小林氏の手もとに届けられたものと推定される。恐らくそれまでに両者のあいだでは何度か意見の交換がされていたはずで、これは尾佐竹氏の最終案であったと思われる。そして、まさにこのメモの通りに、貴族院五十年史の編纂体制が実現した。

この尾佐竹メモはつぎの通りである。

名 称 貴族院史編纂掛
年 度 第一期ハ少クトモ五ヶ年ヲ要スルコト 引続き第二期第三期事業トシテ継
続ノ予定アリタキコト
事 業 史料蒐集ヲ第一トシ次ヒテ編纂ニ従事スルモ公刊カ否カハ時期ヲ観テ決ス
ルコト
先ツ貴族院前史トシテ貴族間ニ於ケル憲政思想発達ノ史実ヨリ出発スルコ
ト
衆議院憲政史編纂会ト協同動作ヲ執リ成ルヘク冗費ヲ節約スルコト
相互ニ補助便益ヲ与フベキコト
編 纂 長 尾佐竹 [名は省略されている]
編 纂 主 任 深谷博治 (月手当百二十円) 但シ発令ハ来月ノコト
編 纂 嘱 託 大久保利謙 (明治大学講師文学士 利武侯令嗣 目下帝国学士院六十年史編
纂ニ従事中 前ニ帝国大学五十年史編纂主任ニシテ史学関係ノ事業並ニ編著
多シ)
編纂長秘書 鈴木安蔵 (月手当五十円)
編 纂 嘱 託 林 茂 (月手当四十円)
助 手 1 名 (月手当五十円)
属 1 名
筆 耕 4 名
給 仕 1 名
タイピスト 1 名 (タイプライタヲ備付ケラレタシ)

そのほか備品についても、椅子卓、金庫、書棚、図書カード箱、電話、帽子掛、新聞雑誌など細かく物品を指定してある。

編纂事業に関してこのメモで注目される点をまとめると、(1) 組織は編纂掛である (2) 3 期にわたる (10 年あるいはそれ以上と推察される) ような長期事業である (3) 史料収集が第一の事業で、貴族院史の編修は第二である (4) 貴族院を衆議院と別個独立的に扱わず、広く憲政思想のなかに取り込んで扱おうとしている (5) 憲政史編纂会と相互に協力する、などの諸点であろう。

なお尾佐竹氏が編纂委員会方式でなく編纂掛方式としたのは、衆議院での一年半余の経験から、理事長に対する業務状況報告など面倒な義務を避けたかったからではないだろうか。

編纂長秘書鈴木安蔵とあるのは、鈴木氏は先述のように、この頃出版法違反のかどで憲政史編纂会を辞任したあとであったので、尾佐竹氏が鈴木氏処遇のために編纂長秘書の名目を考案したものと思う。しかし、さすがにこれは表向き通らなかつたらしく、既述したように憲政史編纂会のほうで実質的に面倒をみた。

二 貴族院五十年史編纂掛の編成

1 事務取扱規程と貴族院五十年史編纂掛の発足

貴族院五十年史編纂のための組織は、ほぼ尾佐竹氏の構想をそのまま制度化したものであった。まず貴族院五十年史編纂事務取扱規程を制定し、それにしたがって新たに事務局調査課に貴族院五十年史編纂係を設置し、同時に同課付きの嘱託を発令して、この両方で貴族院五十年史編纂掛を構成した。

貴族院五十年史編纂事務取扱規定はつぎの通りである⁴⁾。

貴族院五十年史編纂事務取扱規程

第 1 条 憲法発布五十年記念事業トシテ貴族院五十年史編纂ノ為貴族院調査課内ニ貴族院五十年史編纂係ヲ置ク

第 2 条 貴族院五十年史編纂係ニ嘱託若干名ヲ置ク

第 3 条 嘱託ハ貴族院五十年史料ノ蒐集及編纂ヲ掌ル

この規程にしたがって、貴族院事務局は昭和 13 年 8 月 11 日貴族院事務局分課規程の第 7 次改正を行って、調査課の事務に新たに「貴族院五十年史編纂ニ関スル事項」を加え (第 4 条ノ 2 第 5 号)、同課に貴族院五十年史編纂係を置いた。

ついで昭和 13 年 10 月 20 日付で尾佐竹猛氏に「貴族院五十年史編纂事務ヲ嘱託ス」の辞令が、また 11 月 14 日付で深谷博治、大久保利謙、林茂、宗京獎三の各氏 4 人に「貴族院五十年史編纂事務ヲ嘱託ス但調査課勤務」の辞令が交付され、ここに「貴族院五十年史編纂

掛」が組織され、貴族院五十年史編纂事業がその緒に就いた。嘱託のほかには雇を多数調査課員に採用して書写や庶務などの作業に当たさせた⁵⁾。(事務局調査課の事務分掌としては「係」を用い、嘱託を中心とした実質的編纂組織に「掛」を使っている)。

尾佐竹氏は衆議院憲政史編纂会委員長と兼ねて貴族院五十年史編纂長の職に就いた。深谷氏は宮内省の「明治天皇紀」編纂の仕事から、尾佐竹氏の引きで貴族院五十年史編纂主任になった。林氏は憲政史編纂会嘱託(12.6.10 発令)からの移籍である。職場は最初は貴族院調査部の部屋のなかの一隅を使ったが、のちに旧貴族院書記官長官舎(虎ノ門)に移った⁶⁾。

2 予算と嘱託

予算は積算の基礎はやや違うが、つねに憲政史編纂会とまったく同額の予算がついた。既述のごとく、貴族院五十年史編纂諸費として概略で昭和 13, 14 年度は 5,000 円、15 年度から 18 年度まで 15,000 円(節約前の額)が 6 年間継続して認められた。その総額は 66,646 円であった。

貴族院五十年史編纂掛に委嘱された嘱託の発令および解任についてまとめて記しておこう⁷⁾。

	嘱託発令	同解任
尾佐竹 猛	13.10.20	?
大久保 利 謙	13.11.14	18. 9.17
深 谷 博 治	13.11.14	18. 4.30
(18.5.3 嘱託再任)		
林 茂	13.11.14	18. 1.13
宗 京 奨 三	13.11.14	17. 4.30
戸 沢 勝太郎	15. 8.21	16.10. 8
花 房 崎太郎	15. 8.21	18. 4.10 死去
山 岸 文 夫	15. 9.26	16. 4.15
建 部 和 義	17. 9. 4	?
小 沢 三 郎	17.10.15	?

- (1) 尾佐竹氏から宗京氏までの 5 名が初期の五十年史編纂掛嘱託である。
- (2) 深谷氏は 16 年から早稲田大学に戻ったが嘱託の身分は続いた。深谷氏の代わりに編纂掛に入ったのが小沢二郎氏である。小沢氏は五十年史編纂事業の最後の嘱託で、戦後までひとり収集史料の保管整理に当たった。
- (3) 戸沢氏以下は貴族院事務局古参職員などを嘱託として処遇したもの。

三 貴族院五十年史編纂掛の事業活動

1 貴族院五十年史編纂方針

貴族院五十年史の編纂方針は発足当初に詳しい内容のものが作成された。

貴族院五十年史編纂方針⁸⁾

貴族院五十年史は、前記・正記に大別して編纂せんとす。前記は貴族院制度成立の基礎的事項を徹底的に究明し、以て我が国貴族院制度の特質を明かにせんことを目的とす。正記は明治二十三年以降約五十年間に於ける貴族院を中心として觀たる憲政發達の實際を調査叙述し、以て将来我が国憲政運用の一指針たらしめんことを期す。

右の方針に拠り調査研究せんと欲する事項左の如し。

前記

- 一、華族制度の歴史的研究
- 二、華族及び官僚の政治思想・政治運動の歴史的研究（特に反対派的運動としての国会開設運動、初期の政党運動との関連に於いて）
- 三、元老院の研究
- 四、憲法及びその付屬法典、特に貴族院令、議員法等の成立過程の研究
- 五、華族議員制度、勅選議員制度、多額納税者議員制度の研究
- 六、貴族院と皇室、内閣、枢密院、衆議院との關係の法制的、歴史的研究
- 七、外国上院制度の我が貴族院制度の及ぼしたる影響の研究

正記

- 一、第一議會以来各議會に於ける貴族院の動向の研究
- 二、右貴族院の動向に対する世上の批判の研究
- 三、貴族院各会派の動静、有力なる貴族院議員の政治的活動の調査
- 四、貴族院改革問題の歴史的研究

但し、差当り〔前記〕に重点を置きて調査研究を進め、漸次「正記」に及ぼさんとす。而して、右調査研究、編述の方法、順序等大略左の如し

- 一、年表作製
- 二、資料蒐集、副本作製
- 三、文献蒐集及び文献目録の作製（文献蒐集は調査課及び図書室と協力）
- 四、政界故老の談話聴取（貴族院憲政史編纂会と協力、速記録作製）
- 五、資料稿本の編纂
- 六、貴族院五十年史執筆
- 七、貴族院事務局史執筆

（備考） 一は第一に着手し、二～五はこれに次ぎて併行的にこれを行ひ、六、七は一～五の略々成りたる上にて着手す。

昭和十三年十一月

貴族院五十年史編纂長 尾佐竹 猛
貴族院五十年史編纂主任 深谷 博治

現在の時点に立ってみても、計画内容は綿密周到、それぞれの項目はすべて肯綮に当たっていて、間然するところがない。さすがに大家の組んだ編纂方針である。とくにわが国の貴族院制度の研究に関して、自由民権運動などの反対派運動からの視点、外国上院制度との比較研究、一般世論の動向の研究などを指摘していることは、尾佐竹氏らの方法論的先見性において注目されてよいであろう。貴族院の研究がほとんど存在していない現在、この計画にしたがって貴族院史が完成していたならば、日本の近代史研究における貴重な業績となっていたに違いない。

2 その後の事業活動

貴族院五十年史編纂掛の活動の実際はどのようなものであったか、その点、憲政史編纂会の場合のような事業報告書が見当たらないので、詳細は不明であるが、囑託であった大久保利謙氏の話によって、十分に実情を窺い知ることができる。

「貴族院五十年史」は尾佐竹先生が委員長〔編纂長の誤り〕で深谷君が主任、私が添役、この二人のほかに写字生が何人かいました。……私の役はもっぱら史料集めで、これは、私が貴族院方面にコネがあるだろうというわけからでしょう。だから毎日行かない。本務は当時、「学士院史」で、そっちには毎日通って原稿を書いていた。それでまず大木喬任と黒田清隆の文書を借りた。……この二家文書を借りて、深谷君が内容を調査して、必要な文書を選んで写字へ廻す。原本は、写字が終ると校正して返却するのです。

「五十年史」は、たしかこの二家文書の写字で終わった。執筆は未だしていません。尾佐竹委員長も全く姿を見せない。私がいた間には、執筆上の編輯方針などの相談は何もなかった。だから執筆の準備もしていないはずです。「貴族院五十年史」がはじまった頃に、深谷君はやはり尾佐竹さんらの下で『伊藤博文伝』の執筆で忙しかった。そのうちに戦争が苛烈となり、深谷君は母校の早稲田大学の方へ行ってしまったから、「五十年史」は何もしないうちに開店休業に終わってしまったとっていい。私の役目もそれだけで尻きれで終わってしまったのです⁹⁾。

史料を収集しただけで約 5 年間何も書かないので、事務局との間で摩擦が生じたのは当然である。衆議院の憲政史編纂会についても同様の事情があったが、貴族院事務局のほうは、いっそう具体的に貴族院五十年史編纂掛という名前をつけ、「全く貴族院の歴史を書くような心構えで始めた」経緯があり¹⁰⁾。それだけ批判も強かったのであろう、編纂主任の深谷氏が弁明書を提出するという一幕もあった¹¹⁾。

このような状態のまま、前項の予算の所で述べたように、昭和 18 年度予算が切れる頃までには、小沢三郎氏を残してすべて囑託が去り、貴族院五十年史編纂掛は開店休業となっ

た。あとは小沢氏のもとで細々と残務の整理と史料保管がなされた¹²⁾。

現在憲政資料室所蔵の貴族院五十年史編纂掛の一部文書のなかに、『控簿』と称された史料筆写の作業簿が残されている¹³⁾。それによると、「桂公爵家文書・書簡」（台本出所深谷博治 14 年 10 月作製）を第 1 号として、戦時中は「植木枝盛論集」（19 年 9 月作製）をもって終了している。その後記録は一挙に戦後の昭和 21 年に飛び「枢密院会議筆記」（憲政史編纂会より転写 21 年 4 月作製）、「伊東巳代治文書・議院法草案（十四）」（台本出所尾佐竹猛 21 年 12 月作製）、「議会ノ言論ニ於テ勅語ノ引用ニ関スル件」（台本出所尾佐竹猛 21 年 12 月作製）の 3 点を記載して記録はすべて終結している。通し番号による最終史料番号は 510 号であった。

作製史料の多くが憲政史編纂会からの受贈や転写であるが、すくなくとも貴族院事務局は戦後まで貴族院五十年史編纂の意思を捨てていなかったことがわかる。恐らく前述のように昭和 18 年度をもって予算は終了しているの、そこで一度作業が中断され、戦後になって五十年史完成のため再び開始されたものであろう。

制度的には戦後参議院になっても調査部第二課に貴族院史編纂事務は継承され、調査部廃止後はさらに総務部資料課に引き継がれた。したがって、この旧貴族院五十年史編纂掛による収集史料もその後長く参議院資料課に収蔵されることになった。後年その半数近くの 218 点の史料が憲政資料室に移管され、目録が昭和 41 年 2 月に作成されている。

- 1) 稲田ほか「維新史研究」 p.90
- 2) 「貴族院五十年史編纂掛関係文書」第 1 冊 (1810.20) [参議院事務局蔵]
- 3) 「小林次郎文書」[尚友クラブ蔵]
- 4) 『貴族院五十年史編纂掛関係文書』第 1 冊
- 5) 同上
- 6) 稲田ほか「維新史研究」 pp.90-91, 『大久保談話録音』第 4 回 pp.30-31
- 7) 『貴族院五十年史編纂掛関係文書』第 1 冊
- 8) 「小林次郎文書」
- 9) 大久保「私の近代史研究」 pp.67-68
- 10) 稲田ほか「維新史研究」 p.91
- 11) 『大久保談話録音』第 4 回 p.54
- 12) 大久保「私の近代史研究」 p.75
- 13) この帳簿は無題であるが、内部の記事中に「控簿」の字があるので仮にそう呼ぶ。

第三部 憲政資料室設立の経緯

第一部および第二部では、衆議院の憲政史編纂会および貴族院の貴族院五十年史編纂掛の沿革を辿った。国立国会図書館の憲政資料室はその延長線上に戦後になってから誕生し

た。第三部ではその経緯を扱うが、それは一般にいわれているほど簡単ではなく、しかも多くの謎につつまれている。すでに設立以来 40 余年、その謎を解く資料はきわめて乏しく、本稿においても残念ながら謎は謎として残さざるをえなかった¹⁾。

ところで憲政資料室設置の過程を考える場合、ふたつの面から捉えることが必要である。ひとつは組織の面である。これにはふたつ問題があり、その第一は、憲政史編纂会と貴族院五十年史編纂掛の事業中止後、それを継承したところの衆参両院の事務局調査部の問題であり、第二は両院調査部の分家ともいべき国会図書館（のちの国立国会図書館）の問題である。もうひとつの面は大久保利謙氏による国会請願で、請願の作成、内容、審査の過程が問題となる。

これら両面での問題の展開のなかで、のちに憲政資料室に結果する流れが作られて行く。まず第一面で従来衆参両事務局が抱えてきた憲政史編纂事業が、国立国会図書館へ移管されるための条件が準備され、ついで第二面の請願審査の過程で、憲政資料室が設置される直接の契機が与えられることになる。

しかしその後は、あたかも水の流れが地下に潜って暗流となるように、事態は見えざるところで進行し、昭和 24 年 9 月 1 日、国会分館に変則的な形で憲政資料室が出現する。

一 憲政史編纂事業の国立国会図書館への移管

1 衆参両院調査部と国立国会図書館

まず問題の背景となる衆参両院の事務局調査部と国立国会図書館について、それぞれの組織と憲政史編纂事業との関連を説明することから始めよう。

本稿の第一部および第二部で述べたように、衆議院の憲政史編纂会の事業は未完のまま事務局の調査課が管理するところとなり、また貴族院の貴族院五十年史編纂掛の事業も編纂のめどがつかないまま所管課である事務局調査課（のちに調査部第一課）に残置されていた。

昭和 22 年 5 月 3 日、日本国憲法の施行と同時に国会法が施行され、新国会が発足した。それに対応して衆参両院の事務局機構は飛躍的に拡充され、その一環として国政調査機能の強化を目的とした調査部が設置された。

この新体制によって憲政史編纂会の事業は衆議院の調査部第一課が継承することになった。一方参議院では、貴族院時代に引き続き調査部の業務として「貴族院史の編修に関する事項」を掲げて、それを第二課が担当することを定めた（参議院事務局分課規程第 17 条 4）。

のちに述べるように、この両課のうち国立国会図書館の憲政資料室設置に関して先導的役割を果たすのは衆議院調査部第一課である。同課は単に憲政史編纂会収集史料の国立国会図書館への移転を実施したのみならず、アーカイヴスへの組織替えを構想した点で、その後の憲政資料室の先駆であった。参議院の調査第二課は、衆議院とは対照的に、当初からの自前による貴族院史編纂の目標を掲げて、衆議院側と行を共にすることはなかった。

ただし後述の大久保利謙氏の請願以降では、おおいに主導性を発揮して憲政資料室誕生の切っ掛けをつくった。

ところで新国会の発足と同時に、つまり衆参両院調査部と同時に設置されたのが国会図書館である。議員の調査研究に必要な議会図書館の設立は戦前から強く望まれてきたところであったが、戦後になって国権の最高機関にふさわしい国会図書館設置の機運がいつそう高まった。国会法制定の基礎となったところのGHQの「示唆」にも、国会の補助機関として国会図書館を設置することが含まれていた。そこで国会法と同時にその付属法として最初の国会図書館法が制定された²⁾。

ただしこのときの国会図書館は法律上形式的に設立されたにとどまり、具体的な内容は爾後の決定に委ねられた。そのため衆参両院の図書館運営委員会において国会図書館の機能、組織、運営、資料収集などをめぐって審議が重ねられた。しかしそこで成案を得るに至らなかったため、クラブ、ブラウンの両米国図書館使節を招へいし、その結果提出された両使節の「覚書」にしたがって、23年2月5日に、米国議会図書館をモデルとした、現行の国立国会図書館法が制定された(9日施行)。同月25日には金森徳次郎氏が館長に任命され、引き続き3月24日に幹部職員が発令されて、ようやく国立国会図書館の態勢が整った。当初事務室は国会議事堂内の国会分館に置かれたが、GHQからの提案にもとづき赤坂離宮(現在の迎賓館)の東半分の使用を決定、4月6日館長以下が議事堂内より同所に移転して、2か月後の6月5日に開館式が挙行された³⁾。

この国立国会図書館設立の際に、その準備作業を担当したのが衆参両院事務局の調査部で、米国議会図書館の調査やGHQとの折衝、米国図書館使節の応接に当たった。このときから両調査部職員は国会図書館の母胎となることが予定されていたため、やがて国立国会図書館設立と同時に、両調査部職員の多くが国立国会図書館の職員に転じ、初期の図書館運営の中核となった。その際、主として衆議院調査部の職員は管理部門や図書部門に入り、参議院調査部の職員はまとめて調査部門(調査及び立法考査局)に回った⁴⁾。もちろんこれだけでは国立国会図書館の職員に不足したので、敗戦で廃止になった満鉄調査部や東亜経済研究所などの旧国策調査研究機関の調査マンや、同じく敗戦で縮小された外務省や宮内省などの官庁からの職員が参加した。

衆参両院の調査部職員の移籍とともに、国立国会図書館法第三十条にしたがって、調査部の管理下にあった両院議院図書館の図書などの収集資料国立国会図書館に移管となり、最初の基本蔵書となった⁵⁾。そのときに衆議院調査部所管であった憲政史編纂会収集史料も「嫁入り道具⁶⁾」として当館に移った。

両院事務局に置かれていた調査部に代わって、もっぱら国会議員のために奉仕する調査機関として国立国会図書館の調査及び立法考査局が設置されたために、参議院調査部は23年8月1日に、衆議院調査部は9月8日にそれぞれ廃止され、前者は総務部資料課に、後者は議事部資料課に縮小された。

2 国立国会図書館一般考査局への憲政史編纂会事業の移管

前節で述べたように衆参両事務局調査部をスクラップ・アンド・ビルドする形で国立国会図書館が誕生した。この流れに沿って憲政史編纂会の業務と収集資料が国立国会図書館に移管となる。その動きを追ってみよう。

昭和22年5月に新たに衆議院調査部が設立されて第一課が憲政史編纂事業を引き継ぐことが決まると、まず7月に当時の第一課長細野孝一氏は嘱託の坂田精一氏にこの業務の担当を命じた。9月には大里タミ主事補を加えて、作業は23年3月末までに未整理資料の整理と目録簿の整備を完了した⁷⁾。

その頃国立国会図書館が設立され、先述のように3月24日には幹部職員が発令された。細野課長は国立国会図書館一般考査局長に新任された。これにともない、憲政史編纂事業は4月に同局の所管となり、4月6日国立国会図書館が議事堂内より赤坂離宮に移転した時に、旧衆議院所蔵図書とともに憲政史編纂会収集史料はすべて赤坂離宮に搬入された⁸⁾。

調査部嘱託であった坂田精一氏は国立国会図書館参事として正規職員に採用となり、赤坂離宮移転後、早くも4月26日に憲政資料に関する「業務の現況報告並に計画案」をまとめて、これを細野一般考査局長に提出した⁹⁾。

この資料は、すでに第一部で紹介したように、当時の状況を伝える唯一の貴重な資料である。この坂田報告にしたがって国立国会図書館移管時の憲政資料の状況をまとめると、つぎのようなことになる。

- (1) 係名として「憲政史資料係」と称した。
- (2) 部屋とその位置は「憲政史資料室」1室（赤坂離宮2階中央東寝室）、事務室1室（1階）。
- (3) 資料は、昭和12年以来収集資料（筆写およびタイプ）製本済710冊、未製本若干、ほか23年4月国会分館5階書庫より移管のもの85冊。以上5個の戸棚に収容。
- (4) 目録類としては、資料目録簿1、同副本1（内容梗概記入）、カード目録。
- (5) 職員3名（参事1、主事補2）。具体的には参事坂田精一、主事補大里タミ、同田部福子。

これからわかるように、この時点で呼称・制度ともに後年の憲政資料室とほぼ同じものが設置されていた。人事や事務室などの実質的態勢では、憲政資料室にくらべ比較にならないほど充実していた。次節で紹介するように坂田氏が文書館としての新方針を企画していたことを考え合わせると、この坂田氏の憲政史資料室がその後の大久保氏による憲政資料室の前身であったということができよう。

3 坂田精一氏の憲政史資料室の計画

こうした経過でかつての憲政史編纂会の遺産は赤坂離宮の国立国会図書館の一角に無事収まった。この坂田氏の憲政史資料室の運営はどう考えられたのか。その点について坂田氏は、坂田報告のなかでつぎの抜本的提案をおこなっている¹⁰⁾。

今後の方針及計画（案）

(1) 今後の方針

(イ) 国会図書館の性質に鑑み、従来の〔編纂〕の観念より脱して、専ら資料の収集と閲覧上のサービス向上をはかることを旨とする。

(ロ) 従来は憲法（〔以下カッコ内原注〕明治憲法）の資料収集に重点を置いてきたが、国家社会の変革に即応して、憲法関係、外交関係、その他政治史関係の各分野に互って一方に偏することがないようにする。

(ハ) 参議院の憲政史料（貴族院五十年史料）の国会図書館移管により従来の衆参両院の収集史料を一つにすることを最も希望するも、参議院当局がこれを拒否する場合は、これと協力して事業の発展をはかる。

(2) 当面の計画（案）

(一) 左記文書を借用して筆記、製本する。

(イ) 元公爵大山家所蔵「大山元帥の第一次内閣陸軍大臣時代の日記」（内交渉、承諾済み）

(ロ) 外務省調製・所蔵 秘「日米外交史」（註、幕末一大正十三年米国移民法案成立まで）（内交渉済み）

(ハ) その外適当なものについて考慮中である。

(二) 各人名辞典より日本憲政史上の人物の経歴を抽出して筆写し、その経歴の便覧を製作する。

(三) 外務省所蔵「通信全覧・続通信全覧」（註、幕末維新時代の我国唯一の外交文書集にして、二千余巻に及ぶ。その一部は公刊されたが、三分の二以上は未だ世に知られず、外務省或は文部省の庫中にある）の国会図書館移管或は前記各省及国会図書館にて分担筆写を行うことなどに就いて考慮中である。

この坂田氏の提案のなかでとくに注目されるのが、(1)の〔今後の方針〕である。ここで従来の憲政史編纂という特定目的が廃棄されて、画期的な運営方針が打ち出された。すなわち第一に明確に図書館の立場に立って資料の収集と閲覧自体を直接の目的に掲げたこと、第二に資料の収集対象を明治憲政史の枠を取り払って政治外交一般に拡大したことである。

これは明確な組織原理の転換である。特定の歴史編纂事業から近代的な文書館（アーカイヴス）としての事業への脱皮が確然と主張されている。序説で述べたように、憲政史編纂会の「閉じた史料群」から憲政資料室の「開かれた史料群」への質的転換がここにある。

坂田氏は本来、幕末維新外交の研究家で、衆議院調査部の囑託として憲政史編纂会史料の整理に当たる以前は、外務省の外交文書室（現在の外交史料館）に勤務し、日本外交文書の編纂に従事していた。憲政史編纂会の狭い枠を簡単に破棄して、新しい展望に立った政治外交関係の文書館づくりの構想を提示できたのも、坂田氏個人の、こうした研究者お

よびアーキヴィストの経歴に由来している点が大きかったと思われる。

坂田提案にある、参議院の貴族院五十年史編纂史料の国立国会図書館への移管問題は至極当然な希望の表明であった。また(2)の「当面の計画(案)」については、内容の適否は別問題として、幕末維新外交専門の坂田氏らしい計画である。

しかしこの坂田氏の憲政史資料室が、その後、大久保氏の憲政資料室に吸収されるわずかな期間に、どのような活動をしたか、記録が残されていないのではっきりと知ることはできない。しかし案文中に「内交渉済み」の注記があるように、実現したかどうかは別として、坂田氏は自前の作業計画にしたがって動き始めていたことがわかる。この点について外務省外交史料館元職員の栗原健氏も、「坂田さんから、その頃、通信全覧を外務省に取り戻してほしいという話があった。当時、通信全覧は東大の史料編纂所に預けてあったので、坂田さんからの申し出があってから外務省に取り戻したのだが、いざ戻ってきたら、坂田さんはぜんぜんオカネのことを考えていなかったの、話はそのままになってしまった」という逸話を伝えている¹¹⁾。

なお、坂田氏の憲政史資料室とのちの憲政資料室とくらべてみると、このときはまだ、憲政資料室におけるような購入による史料原本の収集方式は構想されていなかったことがわかる。従来からの歴史編纂事業一般と同様に、原本を所蔵者から借用して、それを筆記複製または写真複写することによって史料を収集する方式を前提としている。また憲政資料室が私家文書の政治史料の収集を基本にしたのに対し、坂田計画ではそうした特別の方針を置かず、むしろ官庁文書を中心とした史料一般を漠然と収集対象に考えていたように思われる。

ところで、憲政史編纂会本来の事業であった憲政史編纂の仕事は、この衆議院事務局から国立国会図書館への組織移転の過程で、すでにいつのまにか消滅していた。そして、やがて大久保憲政資料室ができると、坂田憲政史資料室に引き継がれていた憲政史編纂会収集史料は、そこの所管となり、赤坂離宮から再び国会議事堂内の国会分館の書庫へと戻されることになった。

こうして坂田憲政史資料室は消えた。この頃には細野一般考査局長は国立国会図書館創設当初の中井正一副館長人事をめぐる内紛で、円地与四松受入局長とともに退職していた。坂田氏はその事件を契機に実施された機構改革で、23年8月26日一般考査部考査第一課長に昇進していた。憲政史編纂会史料の大久保憲政資料室への引き渡しについては、坂田氏が大分渋ったということである¹²⁾。画期的な将来構想を描いてようやくスタートしたばかりの坂田氏からすれば、不本意なことであったに違いない。坂田氏の憲政史資料室については、憲政資料室の先駆的存在であったにもかかわらず、その後、一般的にはもちろん、憲政資料室の関係者の間ですら、忘れられてしまった。坂田氏自身も、その後長く国立国会図書館に勤務したが、憲政資料室に関与することはなかった。

4 参議院事務局内部における貴族院五十年史編纂問題

貴族院における貴族院五十年史編纂の仕事は、すでに第二部で述べたように衆議院と異なっていて当初から事務局調査課の所管事務であった。事務分掌のなかに「貴族院五十年史編纂ニ関スル事項」が規定され（第4条ノ2第5号）、課に貴族院五十史編纂係が置かれた。17年3月25日に調査課から調査部に拡大した際も、分課規程に同文の規定が置かれ、第一課が担当した。

戦後新国会となり、22年5月3日参議院の発足とともに設置された新調査部にも、その分課規程に「貴族院史の編修に関する事項」との条項が残され、第二課の所管となった（第5条五、第17条四）。

その後国立国会図書館調査及び立法考査局が設置されたために、23年8月1日調査部は廃止され、縮小されて総務部資料課が設置された¹³⁾。この改正の際、資料課の分課規程に「参議院要覧及び貴族院史の編集に関する事項」（第14条四）の規定が置かれ、貴族院五十年史の編纂事業は資料課に継承されることとなった。資料課長には調査部第一課参事の職にあった市川正義氏が就任した。

市川氏は満鉄調査部出身で、戦後経済安定本部第4部労政班長を経て、参議院に入り、調査部に属した。当時の調査部は管理職者不在で、部長は法制部長の兼務、第一課第二課ともに課長はなく、第一課の参事であった市川氏が「課長みたいな立場¹⁴⁾」にあった。伝聞では、同氏は大陸型の人物で、かなり型破りなところがあったらしい。資料課長のポストは調査部廃止後の同氏処遇のためのものであったという¹⁵⁾。

参議院事務局は、事務分掌に貴族院五十年史編纂事業を引き続いて掲げたものの、しかしながら、どこまで実行の意思があったか、かなり疑わしい。

当時の参議院事務総長小林次郎氏および事務次長近藤英明氏は、「貴族院なんか廃止されちゃった。しかもいままで[貴族院五十年史について]本の一冊も出していない。それで五十年史なんかやったって、廃止されたものの五十年史などは役立たない」という意見であったという¹⁶⁾。参議院事務局の首脳陣は貴族院史編纂事業を実行することにきわめて消極的であったことがわかる。

理由はいろいろ考えられる。第一には、参議院は衆議院と異なり、貴族院はすでに廃止されていたので、はっきりした断絶があること、第二に、貴族院五十年史の編纂を所管した調査部はすでに解体され、そこの主たる任務と職員は国立国会図書館に移行したこと、第三に、貴族院時代における貴族院五十年史編纂掛の嘱託たちの仕事ぶりに関して、きわめて強い不信感があったこと、などの。点が挙げられよう。これに対して貴族院五十年史編纂の必要性をひとり強く主張したのが、資料課長の市川氏であった。市川氏はこうした首脳陣に対し「[事務総長や事務次長の考えは]大間違いだ。日本の歴史というものは一歩一歩あゆんできてるんだ。貴族院が廃止されたからといって貴族院が無用の長物だというわけではなく、過去五十年間それなりの働きをしているんだし、これから国会ができて過去五十年間に確立された先例とかが将来生きてくるんであり、また日本がどんな経過

をたどって今日あるを得たかということは貴族院の五十年をやらなければわからないじゃないか¹⁷⁾」と反論した。

個性の強い市川氏はついに自説を押し通し、調査部が廃止されて資料課に縮小されたときに、前記のようにその分課規定に、「参議院要覧及び貴族院史の編集に関する事項」（第14条四）の一項を置いて、貴族院史の編集事業を書き加えることに成功した。当然ながらこの職務の挿入には小林事務総長は反対した¹⁸⁾。おそらく事務局首脳としては貴族院五十年史編纂事業はすでに荷厄介になっていて、後述のように、衆議院事務局の場合同様、国立国会図書館への移管を考えていたのであろう。

こうして市川氏の主張によって貴族院五十年史編纂事業は参議院事務局に職務として引き継がれることになった。同時に貴族院五十年史編纂掛が収集した史料もそのまま市川課長の手許に残されることになった¹⁹⁾。あとは貴族院五十年史編纂掛と同様の編纂スタッフを編制することである。後述するが、市川氏はまず尾佐竹氏のあとの最適任者に大久保氏を引き出し、さらに旧五十年史の囑託を呼び集めようとする。

なお参議院側の史料については、坂田精一氏が、前記のように「今後の方針及計画（案）」のなかで、史料の一本化のために貴族院五十年史編纂掛収集史料の国立国会図書館への移管を具申している。坂田氏自身このときすでに参議院制の係と交渉していたらしく、同資料中に「参議院事務局当局に於て考慮中であるとの返答に接した」との注記が書き添えられている。当初は参議院側にも国立国会図書館への史料移管の意向があったことがうかがえる。

憲政資料室開室の際に、資料課保管の貴族院五十年史編纂掛収集史料の移管を申し入れたが、市川課長の時代であるから、当然のことながら拒否されている²⁰⁾。ようやくその史料が、約半数ではあるが憲政資料室へ移管となったのは、17年後の昭和41年のことであった²¹⁾。

こうして資料課に貴族院五十年史の編纂事業は継承されたものの、その後達成されたものは、なにもなかった。結局、昭和12年以来の懸案であった衆議院の憲政史および参議院の貴族院五十年史の編纂事業の問題が一応解決するのは、昭和36年の『議会制度七十年史』（全12巻）の刊行まで待たねばならなかった。

余談であるが、この『議会制度七十年史』の「議会史概説」編は大久保利謙氏の執筆にかかるが、その実現を熱心に主張したのが市川氏であつたらしく、当時の内藤事務次長の意向は東大教授の岡義武氏であつたといわれる。その点では市川氏は初志を貫徹したものといえよう。

二 大久保利謙氏の「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」

1 小沢三郎氏と大久保利謙氏の再会

貴族院五十年史編纂掛の事業は前節で述べたように、貴族院および参議院を通して制度上調査部および資料課の事業として引き継がれた。しかしその実態は、貴族院五十年史編

纂掛最後の嘱託であった小沢三郎氏が、戦後まで史料の整理保管に当たっていただけであった²³⁾。小沢氏は熱心なクリスチャンで本来はプロテスタント史の研究家であったが、尾佐竹氏が嘱託に連れてきた人物である。

一方、貴族院五十年史編纂掛の主要スタッフのひとりであった大久保利謙氏は、戦時中疎開して、戦後東京に戻った。たまたま病気のため芝の慈恵医大病院に入院中に、旧知の小沢三郎氏の訪問を受けた。まったく突然のことであったという。大久保氏の記憶によれば昭和23年春頃のことであった²⁴⁾。

小沢氏の用件は「新国会で『憲政史』『貴族院史』編纂再興の計画があるから来てくれ」という呼び出しであった²⁵⁾。これが大久保氏が戦後再び憲政資料に関係を持ち、やがて憲政資料室を創出するにいたる切っ掛けであった。

大久保氏は退院後、さっそく参議院事務局に小沢氏を訪ねると、小沢氏は片隅の自分のデスクを指して「貴族院五十年史はこの机一つなんですよ」といって笑った。そして「仕事はないが、とにかく弁当食って帰るだけです」と話した²⁶⁾。ちょうど倒産した企業に似た虚ろな風景が目に見えぬではないか。

小沢氏の話では「参議院資料課長の市川正義さんがこの企画の直接の担当者だから、まず市川さんのところへ行って話を聞いて下さい」ということだったので、大久保氏はさっそく市川課長と面会した。当然のことながら市川課長自身は企画に熱心であった。しかし市川氏は「新国会が発足したばかりなので、『憲政史』編纂再開というようなことはまだ……²⁷⁾」と言葉を濁した。そこで大久保氏は貴族院時代からの知り合いである小林次郎事務総長と直接会見して事業再開の打診をするが、話がどうもはっきりしない。

小林事務総長の話は「結論的には、できたばかりの国会で急に歴史編纂は無理だから、いずれ国会図書館ができるから、そこでやるのがいいんじゃないか」ということであった。大久保氏は結局引き下がらざるをえなかった²⁸⁾。

様子がだいぶ違うので、この時大久保氏は「編されたんじゃないか」と思ったという²⁹⁾。すでに述べたように、貴族院史編纂再開に熱心であったのは市川課長だけで、小林事務総長や近藤英明事務次長ら事務局の首脳は最初から消極的であったのだから、こうした対応になるのはもったもなことであった。

なぜ小沢氏は参議院事務局がこうした状況であるにもかかわらず、大久保氏に憲政史編纂再開の話を持ち掛けたのであろうか。近年行った大久保氏と市川氏との対談(昭和63.3.8)のなかで、おもしろいことに、大久保氏から叙上のような当時の経緯を聞いた市川氏は、「憲政史編纂の再計画など事務総長や次長が反対しているのだから、当時そのような計画はなかった。そもそも小沢三郎なる人物はまったく知らない」と断言して、「大久保先生がどういうわけで私をお訪ね下さったのか、いまやっとわかった」と語ったのである³⁰⁾。

まことに不思議な市川氏の話で、大久保氏の記憶と真っ向から食い違うことになったのである。大久保氏も市川氏もおのおの明確に断言しているので、この食い違いをどう考えたらよいか。

小沢氏は単なる囑託の身分で、しかも仕事もなく、「弁当食って帰るだけ」であったのであるから、市川氏の記憶に小沢氏の名が留まらなかった、ということはあるかもしれない。しかし市川氏がもともと貴族院史編纂に関係もなければ関心もないというのであればともかく、ひと一倍熱心であったのであるから、その市川氏が、ただひとりの貴族院五十年史編纂掛専属の小沢氏を全然知らないということは、考え難いことである。あるいは名前の記憶違いがあったのではないかと考えたが、市川氏はそういう人物の存在そのものを知らないということであった。

一方小沢氏から見れば調査部第一課参事あるいは資料課長である市川氏は直接の上司筋にあたるだけでなく、貴族院五十年史の編纂を共通の問題として持っているのであるから、当然市川氏と接触していたであろうし、また同氏の意向を承知していたはずである。それだからこそ大久保氏に市川氏に会うことを奨めたのであろう。市川氏に小沢氏の認識がなかったとしても、小沢氏としては市川氏から憲政史編纂事業の必要性の話を威勢よく吹き込まれていて、自主的にか、あるいは市川氏の意を汲んで、尾佐竹氏の後継者としての大久保氏に出馬を促しにきたのではないだろうか。

それにしても市川氏が小沢氏のことをまったく知らないというのは、信じられないことである。近年の大久保・市川対談で40年ぶりにまた新しい謎が生まれることになった。

2 大久保利謙氏による国会請願運動

参議院事務局は貴族院史を含む憲政史編纂再開に対しては一貫して消極的であった。しかしそれに異を唱えて内規を改定し、史料を確保した市川資料課長は、大久保氏と会見して意見を交換した機会に、大久保氏を中心とする編纂スタッフの編制に着手する。まず憲政史の編纂のために、大久保氏を「三顧の礼を尽くして招へいする」ことを小林事務総長に強力に働き掛けた。しかしこれも参議院幹部の受け入れるところではならなかった³¹⁾。

市川課長は憲政五十年史編纂の事業を何とか続けたいと考えたが、しかし参議院事務局がそれを資料課に認める可能性はまずなかった。そこで市川氏が考えた構想は、貴族院時代の編纂会を活かして「大久保先生などをお願いして、はっきりした機関を作」ることであった。スタッフは大久保氏のほか鈴木安蔵氏、渡辺幾次郎氏などかつての編纂会時代の鈴々たる人物をそのまま予定して、当初の計画を遂行してもらおうつもりであった³²⁾。

その実現のために市川氏が考えた手段が、請願または質問趣意書の提出という方法であった。市川氏によれば、両者のうち質問趣意書のほうが政府に文書解答を要求するので「強硬」であるけれども、事務局首脳が反対した直後に質問趣意書を提出するのはちょっときつすぎるから、請願のほうがいいだろう、という判断で、請願の方法が採られた³³⁾。

請願者には大久保利謙氏がなり、請願に必要な議員の紹介者には市川氏が懇意にしていた参議院議員徳川頼貞氏（元侯爵貴族院議員、火曜会所属）に依頼した。大久保氏も同じ元侯爵貴族院議員、火曜会所属であって、熟知の間柄であったので好都合であった。請願の文章は大久保氏が執筆した³⁴⁾。それが「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」である。

国会請願にいたる経緯については、しかし請願者の大久保氏自身はこれとは別の記憶がある。大久保氏によれば、市川氏や小林事務総長との会談の結果、憲政史編纂再開の話ははっきりせず、途方に暮れていたときに、たまたま議事堂内で貴族院議員時代の知人である前田茂三郎氏に会ったので、この問題を話したところ、このひとが請願を提出する知恵を貸してくれた。それだけでなく請願のお膳立てすべてをしてくれた、というのである³⁵⁾。

前田氏という人物はかなり変わった経歴の持ち主で、横須賀海軍工廠の技手を若くして退職し、第一次世界大戦後のベルリンに長く滞在して、日本の軍関係や大使館の仕事をしていたという。昭和12年帰国後貴族院に嘱託として入り調査課および後に調査部第一課に勤務、参議院になってからも嘱託として調査部第一課に所属した。ここで参事の市川正義氏の下で一緒になった。国立国会図書館創立と同時に正規職員となり国会分館に勤務、図書室読書相談係長となった。大久保氏が院内で前田氏と会ったのはこの頃である。その後図書課閲覧係長を経て、昭和31年参議院事務局に戻った。前田氏は、在独中に、訪欧する日本からの貴族院議員や衆議院議員の名士を世話して、多くの知己を得たという。貴族院および参議院時代には侯爵徳川頼貞氏の絶大な信頼を得て、徳川氏の個人的秘書のようなことをしていた。同時に侯爵議員で構成された火曜会控室の世話係りをしていた関係から、侯爵議員であった大久保氏とも昵懇になった³⁶⁾。

大久保氏は請願のすべてを前田氏が取り仕切ってくれたと記憶していたので、市川氏の話と齟齬を来すことになる。しかし請願の発案がどちらであったかといえば、一応市川氏の説明の方が経歴や状況からみて説得力があると思える。大久保氏も先述の会談の折りに、この市川氏の話聞いて初めて事情を納得するところがあった。こちらの話は40年ぶりに謎が解けたことになる。おそらく前田氏としては直接大久保氏から相談を受けたので、市川氏と相談しながら、その後も引き続き窓口になって大久保氏の世話をしたのであろう。

この国会に対する請願は、成果のほどは覚束なかった。請願者の大久保氏自身、この請願の内容が実現するとは考えていなかったし、まして後の憲政資料室のようなものが誕生するとは思っていなかったという³⁷⁾。

請願のための諸般の雑用には、すべて前田茂三郎氏が当たった。前田氏が徳川頼貞氏の個人的秘書をしていて参議院に顔が広がったので、万事好都合であった。紹介者は多いほうがよいということで、大久保氏は前田氏の案内にしたがって、精力的に各控室を回り、ひとりひとり趣旨を説明して署名捺印を貰って歩いた。その結果紹介者には徳川頼貞議員のほか岩本月洲、大隈信幸、三島通陽、堀真琴、金子洋文、島津忠彦、佐藤尚武、伊達源一郎、岡本愛祐、黒田英雄、河井弥八、高橋龍太郎、楠見義男、徳川宗敬、新谷寅三郎など、総計40名に達する錚々たる有力議員が名前を連ねた。

衆議院に対しても同文の請願を提出した。こちらは中山マサ議員ひとりが紹介議員であった。国会に女性議員が初めて多数登場したときなので、中山議員に依頼したのだという。これもまた前田氏の案内であった。

参議院側は40人もの有力議員を紹介者に集めたのに対して、衆議院側はわずかひとりという、極端に均衡を失した工作活動になっているのがおもしろい。これは請願が本来貴族院五十年史編纂の再開という参議院側の問題に発している事情によろうが、戦前の名家や有力指導者とその子孫たちが当時なお参議院に多数存在していて、事業目的上その支持をひろく確保するように配慮した面もあつたのではなかろうか。

3 「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」

大久保利謙氏の請願はやや長文であるが、憲政資料室誕生に関する基礎資料であるばかりでなく、当時の日本現代史研究の問題状況を端的に物語る資料として貴重であるので、以下に全文および付属の参考書を掲げる³⁸⁾。

日本国会史編纂所設置ニ関スル請願

現代史研究ノ必要

今日日本ノ歴史学界ニ見ラレル欠陥ノーツハ、現代史ノ方面ガ古代中世史ノ研究ニ比ベテ著シイ遜色ヲ示シテイルコトデアル。コノ点ハ既ニ屢々指摘サレ、又特ニ最近アメリカノ人文科学顧問団ニヨツテ批難ヲ蒙ッタト聞イテ居ル。

コノ現代史研究ノ貧困ハ、ソノ研究ニ当ツテ種々ノ掣肘ヲ蒙ル、ソノ結果少カラヌ困難ヲ伴ウトコロカラ、現代ヲ以テ歴史的研究ノ範囲ノ外ニアルモノトシテ、コトサラニコレヲ回避スル従来ノ学風、或ハ又現代ヲ顧ミズ、単ニ過去ノ史実ノ探究ニノミ没頭スル歴史家ノ研究態度ニヨルトコロガ多イ。(ココニ現代史トハ幕末開国以来現代ニ至ルモノトスル)

次ニコノ欠陥ニヨツテ来タ重大ナ原因ハ、現代史研究ノ機関ガ著シク不備ナコトデアアル。大学ニ於ケル史料編纂ノ事業ハ全ク現代史ニハ触レズ、文部省ノ維新史料ノ編纂モ明治四年ノ廃藩置県ヲ以テ終期トナツテ居ル。目下商工省ニ於イテハ大規模ニ商工行政史ノ編纂ガ着々トシテ進行シテ居ルガ、政治史、文化史ノ方面デハ未ダ何等特別ノ施設ヲ見ルニ至ツテ居ナイ。

由来歴史ノ研究ハ、先ヅ史料ノ蒐集検討整理等ノ周到ナル準備工作ヲ要シ、コレガ為ニハ相当ノ設備ト、少ナカラヌ経費トヲ要スル。故ニコレヲ今日ノ如ク小規模ナ個人ノ研究ニ放任スルコトハ、複雑ナル現代史研究ノ充分ナ成果ヲ期スルコトハ出来ナイ。故ニ現代史ノ研究ヲ一層促進セシムルニ当タツテ最モ急務トスル処ハ、適切ナル機関ヲ設ケテ史料ノ散逸ヲ極力防ギ、コレヲ蒐集整理シテ将来ニ向カツテ最モ適切ナ保存ノ道ヲ講ズルコトデアル。更ニ進ンデコレヲ広く公開シテ学者ノ為ニ正確ナ史料ヲ供給スルコトデアル。

現代史ノ史料ハ近キ過去ニ於イテ、大正大震災ノ際官省ノ文庫ノ罹災ニヨツテ莫大ナ損失ヲ蒙リ、マタ今回ノ空襲ニヨル被害ニヨツテ再ビ大半ヲ失ツタ。コノ二災害ニヨル損失ハ現代史ノ研究ニトツテ殆ド致命的ナ打撃デアッタ。特ニ今日ノ如キ大ナル変動ノ

時代ニハ貴重ナル史料モ紙屑トナリ、日一日ト煙滅シツツアルコトハ現ニワレワレノ目撃スルコトデアル。従来ノ名家名門ノ没落甚ダシキ際コノ憂ハ一層大ナルモノガアル。故ニ願クバ国家的立場カラ特別ノ機関ヲ設ケ、特別ノ措置ヲ講ジテ速ヤカニコレ等ノ貴重ナル国家的史料ノ保存ノ道ヲ確立サレタイ。

日本国会史編纂ノ必要

現代史ノ研究ニハ政治史特ニ国会史、經濟史、文化史、科学史等ノ広汎ナル分野ガアル。立憲政治ハ民主主義政治ヲ確立スル為ニ欠クベカラザルモノデアルカラ、明治以降ワガ憲政ノ發達ヲ正シク理解シ、ソノ特質ヲ明ラカニスルコトハ政綱、国策ヲ立ツル上ニ資スルトコロ少ナシトシナイ。既ニ欧米諸国ニ於イテハ憲政史、国会史ハ浩瀚ナモノガ刊行サレテ居ルト聞イテ居ル。対外的ニモ国会史編纂ノ事業ヲ欠クコトハ遺憾ノコトト考エラレル。

日本国会史ノ研究ハ既ニ幾多有能ナ学者ガ現レ、貴重ナ史料ヲ相当集メラレ、優秀ナ研究モ続々 発表サレテ居ルガ、コレ等ハ殆ド学者個人ノ力ニ俟ツモノデアッタ。

去ル昭和十三年以來開始セラレタ貴族院ニ於ケル貴族院五十年史ノ編纂、衆議院ニ於ケル憲政史ノ編纂ハ、日本国会史編纂ノ最初ノ公的機関ノ設置トシテ極メテ意義深ク、ソノ完成ハ内外ヨリ多クノ期待ヲカケラレテ居タ。コノ両編纂事業ハ、相互相提携シテ、先ズ史料ノ蒐集ヨリ開始セラレ、爾來年ヲ重ネテ相当ノ成果ヲ収メテ居タガ、不幸ニシテ過般時局ノ切迫ニヨッテ停滞シ、事業ハ次第ニ縮小シテ遂ニ予期ノ如キ結果ヲ見ズシテ中止状態ノヤムナキニ至ッテ居ル。ソノ後主任者尾佐竹博ヒノ逝去ニヨッテ再開ノ望ミモ失ワレテ居ルガ、終戦後既ニ三カ年ヲ經過シタ今日、コレヲ新タナル構想ノ下ニ、特別ノ機関ヲ設ケテ再出發セシムルコトハ恐ラク内外ヨリ強ク要望セラレテ居ルコトト信ズル。

以上ノ如キ理由ニヨリ、ココニ日本国会史編纂所設置ノ急務ナルヲ感ジ請願シタ次第デアル。

昭和二十三年十一月十九日

右請願者

東京都港区芝二本榎西町二

大久保利謙

衆議院議長 松岡駒吉殿

参考書

日本国会史編纂ノ構想

		編纂員数		
		二級官	三級官	雇員
第一部	憲法制定時代	}	}	}
36年	(帝国議会前史)			
第二部	帝国議会時代	}	}	}
58年	(旧憲法時代)			
↑	(一) 明治	}	}	}
	↕ 22年			
	(二) 大正・昭和前期	}	}	}
↕ 19年				
(三)	昭和後期	}	}	}
↕ 17年				
第三部	国会時代	}	}	}
	(新憲法時代)			
第四部	史料部			
	(「日本国会史料」ノ編纂)			
		計	14人	28人

編纂ノ方針

(一) 日本国会史ノ編纂ハ左ノ二種トスル。

イ 日本国会史 巻数未定 (第一部乃至第三部ガコレニ当ル)

編纂ノ細目ハ追ッテ決定スベキモ調査ノ完了次第順次刊行スルコト、或ハ第一着手トシテ簡明ナル帝国議会史ヲ編纂シテ刊行スルコト、更ニソノ英文版ノ刊行モ考慮スル。

ロ 日本国会史料 (第四部ガコレニ当ル)

蒐集史料ヲ整理シテ保存スル。

蒐集ハ従前ノ事業ヲ継承シテ大体左ノ如キ方劃一ヲトル。

(1) 文献ノ蒐集

a 内閣文庫其他ノ官庁及ビ憲法制定議会関係者所蔵ノモノハ原則トシテ写真ニトル。

b 憲法制定及ビ議会国会関係ノ著書、報告書雑誌等。

(2) 政治家、議員、其他国会関係ノ故老ノ談話聴取ヲ速記文トシテ保存スルコト。

(3) 歴代ノ議長、議員、其他建物等ノ写真ノ蒐集。備考右ノ史料ハ全部ヲ年代順ニ整理シテ別ニ事項別ニ索引カードヲ作成スル。

(二) 民間世論ノ調査

国会史ノ編纂ト並行シテ、明治以降ノ民間ノ世論ニ関スル史料ヲ蒐集シテ民間カラ見夕憲政発達ヲ調査スル。コノ民間史料ハ整理シテ刊行スル。

備考 右ノ調査ハ主トシテ新聞雑誌ニヨル。該史料ハ現在東大法学部明治新聞雑誌文庫及ビ上野図書館等ニヨル。

(三) 明治以降ノ政治思想史、政治学説史、憲法学説史ノ調査。

(四) 外国世論調査

現代ニ於イテハ甚ダ困難ナルモ、将来ハ諸外国ノ新聞雑誌ニ現レタル世論ノ調査モ考慮スル。

(五) 速記録索引ノ作成

第一回議会以来ノ速記録ノ索引ヲ作成シテ閲覧調査ノ便宜ヲ計ルコト。

備考 カード式ニヨル (人名カード、事項別カード)

現在調査スベキ史料

現在調査スベキ史料ノ所在地ハ大体左ノ如クデアル。

(一) 官庁側

第一回議会以来ノ速記録、其他ノ文書内閣文庫

各官庁文庫

各府県庁文庫

維新史料編纂事務局 (文部省) 各図書館

明治新聞雑誌文庫 (東大法学部、其他)

(二) 民間側

憲法制定関係者 (伊東家、井上家等)

議会関係者、新聞雑誌、其他

一読してわかるように、日本現代史の実証的研究の重要性、緊急性を説いて余すところがない。日本の現代史研究の的確な問題状況の指摘、他の専門分野あるいは外国の研究までも視野に入れた広い立場からの批判、史料保存と国会史編纂に対する強い要請——大久保利謙氏の歴史学者としてのアピールは達意の文章と相俟って読むものを納得せしめる。日本国会史の編纂方針についても、将来の外国の世論調査の利用まで見込んだ周到な史料蒐集計画は、現在においてもそれ以上補う必要はほとんどない。のちに国立国会図書館が実施した国会会議録索引の作成や政治家の談話録音もすでにこの時に予定されていたことがわかる。筆者は本稿第二部において尾佐竹猛氏の貴族院五十年史編纂構想を紹介したが、大久保氏のこの計画は規模・内容ともにそれをはるかに拡大、徹底させた現代史の編纂構想である。

大久保請願は大きくいってふたつの部分から構成されている。第一は、現代史研究の必要性和史料の収集保存の重要性のために「国家的立場カラ特別ノ機関ヲ設ケ、特別ノ措置ヲ講ジテ速ヤカニコレ等ノ貴重ナル国家的史料ノ保存ノ道ヲ確立」することであり、第二は、予期の結果を得られないままに中止状態にある憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の編纂事業を「新タナル構想ノ下ニ特別ノ機関ヲ設ケテ再出發セシムル」ことである。このための日本国会史編纂所設置の請願であった。

つまりこの大久保氏の日本国会史編纂所は現代史料の収集・整理・保存・公開の事業と明治以降の憲政史編纂の事業のふたつの目的を合わせ持った組織である。それは、性格的にはたしかに尾佐竹氏の憲政史編纂会を継承したものであるし、また市川資料課長が語った「貴族院時代の編纂会を活かした機関」を具体化したものであったといえる。しかし請願内容および添付された編纂計画から明らかのように、大久保氏の構想は、日本現代史研究の課題に応えるための、より広汎な現代史料編纂所の設立にあったと思われる。

4 国会における請願審査

大久保利謙氏による「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」は昭和23年11月18日参議院に、翌19日に衆議院にそれぞれ提出され、第3回臨時国会での審査に付された。まず参議院議院運営委員会において11月29日に請願の本会議提出が決定され、衆議院においても11月30日の議院運営委員会で同様の決定をみた。国会最終日の11月30日、衆議院参議院それぞれの本会議において大久保請願は全会一致で採択された。この審査の過程について指摘しておきたい点がふたつある。第一は請願の紹介の仕方であり、第二は請願内容の実質的修正である。

第一の点であるが、参議院および衆議院の議院運営委員会ならびに本会議における請願の要旨説明をみると、請願が本文とはやや異なった主旨で取り扱われていることに気付く。すでに見たごとく請願の前半部分は史料の収集保存の重要性に当てられているのであるが、議場での説明に際しては、その部分には触れられることなく、後半部分の国会史の編纂事業の再開のみが紹介されているのである。参議院の議院運営委員会において請願の要旨説明に当たった紹介者の徳川頼貞議員の発言を見てみよう。

……明治以来の憲政発達の歴史を学んで、その特質を明らかにして、政綱国策の樹立に資することは、民主政治の確立に極めて必要であります。昭和13年以来の憲政史編纂さん事業は時局のために現在中止の状態にありますから、新たな構想のもとに日本国会史編纂さん所を設置して事業の促進を図られたいというのであります³⁹⁾。

また衆議院の議院運営委員会では、大池真事務総長が紹介者の中山マサ議員に代わって、参議院と同様の趣旨説明をしたあと、さらに詳しくつぎのように付け加えた。

……議会を中心にいたしました憲政史編纂会ということ、従来ずっとやって参ったのでありますが、予算の都合で従来これがストップされて全然できなかった。従って今日まで相当そういう方面の編纂の資料があるわけでありまして、そういうものを引継いでやってもらいたいという趣旨にほかならない……⁴⁰⁾。

その他の請願文書表、審査報告書などの関係文書の記載も同様で、大久保請願の前半にある現代史研究の必要性や史料の収集保存の重要性にまで言及したものは見当たらないのである。

なぜこのような扱いがされたのか不明であるが、こうした紹介から想定されることは、大久保請願の目的が、もっぱら未完のままに残された憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の事業の完成にあり、その受け皿としての日本国会史編纂所の設立であると説明され、そのようなものとして受け取られたであろうということである。

この大久保請願にしたがって憲政資料室が設立されたとき、この目的が逆転する。国会史編纂の事業目的の部分は完全に放棄されてしまい、逆に議場での紹介に際して切り捨てられていた史料の収集保管がその目的となるのである。この請願審査の過程で起こった第二の問題で、しかも重要な問題は、参議院議院運営委員会の席上、国会史編纂事業の主体が日本国会史編纂所から国立国会図書館に変更になったことである。提案者である大久保氏自身すら予期していなかったことであつた⁴¹⁾。

それはまったく唐突のように見えた。徳川議員の先述の議院運営委員会における請願の趣旨説明が終わると、委員の門屋盛一議員が「この請願の趣旨には賛成でありますがこの事業は是非国会図書館において行われることを希望いたします⁴²⁾」と発言した。この希望が委員会で直ちに異議なく決定され、議院運営委員会および本会議において大久保請願はこの発言の趣旨を以て」という事実上の条件付きで、いずれも全会一致をもって採択されるところとなつた⁴³⁾。

ここに初めて国立国会図書館が憲政史編纂事業の受け皿になることが公的に指定されたわけである。このことが結局、憲政資料室が国立国会図書館に設置される決定的契機となつたのである。

その際国立国会図書館が具体的にどのような任務を負わされたのか、必ずしも明瞭ではない。門屋発言のなかの「この事業」の内容がはっきりしないからである。しかし請願の委員会での紹介の仕方や理解のされ方からいえば、その任務は中絶している議会史編纂事業の完成を意味することになる。すくなくともこの事業をその主目的から外すことはできないであろう。

この希望条件が付いたのは参議院の請願のみで、衆議院のほうは何らの修正的意見も出されることはなく、原案のまま採択された。請願は両院で「互に干預しない」（国会法 82 条）のであるから、衆参で請願の結果は別々のものとなつた。したがって国会史編纂の受

け皿に国立国会図書館を指定したことについて、公的に関係しているのは参議院のみということになる。

大久保請願と憲政資料室設置の関連でいうと、一番のキイ・ポイントはこの門屋盛一議員の実質的修正の希望発言である。しかしこの希望発言には不自然に思えるところがある。

発言者の門屋議員は、長崎県選出、国民民主党所属、第1回選挙後の任期3年議員の補欠選挙で当選した議員である。在任わずか2年4か月、その時だけで議会から消えた無名議員である。履歴は地元の土木建設会社社長や新聞社社長などである。この時の発言以外、憲政史編纂事業や国立国会図書館に関連した発言の記録はまったくない。請願当事者の大久保氏も、名前すら知らない議員であった。そのような議員がなぜ委員会の席上で、錚々たる参議院議員40名を紹介者とした請願に対して、わざわざ国立国会図書館を名指してまで、実質上重要な修正を加えるような発言を、しかもとっさにできたのであろうか。どうみても門屋氏が単独で思い付いたとは考え難いのである。

また、請願者の大久保氏自身も考えていなかったような日本国会史編纂所から国立国会図書館への変更の提案が、なぜ委員会においてまったく議論されることなく、手際よく一種の付帯条件として承認され、参議院本会議もそのまま簡単に全会一致で通過してしまったのか。請願に賛同した多数の紹介議員のうちの少なくとも主要メンバーに対して、あるいはまた受け皿となる国立国会図書館に対して、内々の事前の根回しがあってもよさそうであるが、その辺の事情はどうであったのか。

筆者は大久保請願に関しては、請願方法を発案した市川氏や請願の当事者である大久保氏の動向とは別に、参議院事務局で独自のシナリオが作られていたのではないかと想像している。

ここで想起されるのは、前述の大久保・市川会談のときに、参議院事務局首脳が貴族院五十年史編纂事業の再開を国立国会図書館に予定していたことである。事務局としては衆議院同様、調査部の職員と機能が国立国会図書館に移転したときに、五十年史編纂事業も国立国会図書館に移管することを考えていたのである。しかし衆議院側が憲政史編纂会という荷物を、国立国会図書館創設と同時に早々とその収集資料とともに整理してしまったのに対し、参議院側は貴族院五十年史編纂業務を事務局本来の事務として分掌内規に位置づけていたこと、しかも市川課長という強力な同業務の推進分子を内部に抱えていたことのために、残務整理の機会を逸していたのである。

一方提出された大久保請願にある日本国会史編纂所の構想は、予算上厄介な問題であることはもとよりであるが、かつて衆議院および貴族院の事務局が苦汁を味わされた憲政史編纂会や貴族院五十年史編纂掛の復活であるから、当局から十分警戒されていたに違いない。

したがって参議院事務局としては、大久保請願に際してこの二つの問題を同時に解決するため、主体を日本国会史編纂所からかねて予定の国立国会図書館に変更することを考えたのではないか。そして、そこで用意された仕掛けが議院運営委員会における誰でもよい

一委員からの希望発言であったのではないか。これは大変巧妙な方法で、「希望」のひとことで、まるで手品のように瞬時にして主体は日本国会史編纂所から国立国会図書館に入れ替わってしまったのである。しかも単なる希望表明だから請願者や紹介議員や国立国会図書館に事前に連絡する必要もなかったものと思う。

三 憲政資料室の設立

1 不明の憲政資料室設立経緯

一般に憲政資料室の設立は大久保請願に基づくと説明されている。その最初の例が国立国会図書館の公的記録である『国立国会図書館年報昭和24年度』のなかにある。それはつぎの通りである。

第3国会において決議された国会史編さん[正しくは「日本国会史編纂所設置」]に関する請願に基き、議会史を中心として、近代日本の政治及び政治思想に関する資料を網羅的に収集するため9月分館に憲政資料係[正しくは「憲政資料蒐集係」]置き業務を開始した⁴⁴⁾。

憲政資料係〔憲政資料蒐集係〕の憲政資料室への読み替え、つまり「係」と「室」の関係については後に触れるとして、この説明に見るように、大久保請願と憲政資料室誕生とは単純に原因結果の関係で結び付けられている。いわば直結的解釈といえよう。その後の国立国会図書館の憲政資料室設立に関する説明は、ほとんどこの直結的解釈による。官版の『国立国会図書館三十年史』や公的な同室解説書も、憲政資料室の職員が外部に発表した同室紹介文も、同様である⁴⁵⁾。

たしかに憲政資料室が大久保請願が契機になって誕生したことは間違いない。その限りでは連続的に解釈することは誤りではない。しかし大久保請願の内容やその取り扱い方、あるいは設立後の憲政資料室の実態に即して考えてみると、いくつかの矛盾や不可解な問題が出てきて、この両者は簡単には連続していないことがわかる。

まず第一に、すでに述べたように、大久保請願の目的は日本国会史編纂所の設立であって本来は国立国会図書館とは関係がなかったのであるが、それが請願審査の途中で突然国立国会図書館に転化したという経緯がある。その際の事業内容は請願審査の際に強調されたように第一義的には中絶している議会史編纂事業の再開とその完成にあった。したがって日本国会史編纂所から国立国会図書館へ主体が移ったとき、他の目的を併せ持つとしても、す（なくとも国会史編纂をその事業目的から排除することは難しいはずである。これに対し現実の憲政資料室は、もっぱら政治史料の収集を目的とし、すくなくとも議会史編纂の事業を完全に除外して発足したのである。請願とは基本的性格において異質なのである。

第二に、それでは誕生した憲政資料室は、最初から現在のわれわれが想定しているよう

な文書館的組織としてスタートしたのかということ、そうではない。実態は臨時の資料収集事業に近かったのである。第四部で詳しく扱うが、憲政資料室設立当初の姿を予算と組織からみると、3年間合計約900万円という当時として破格の憲政資料購入予算が準備された一方、組織は人件費がないために、形式的に内規に係を設けただけで、実際の運営はわずか2名の非常勤職員でまかなうという貧弱なものであった。憲政資料購入予算がついたということは、たしかに一面では憲政資料室がもっぱら史料収集のための組織であることを裏付けているが、しかし他面この態勢の意味するところは、3年限りの臨時的な特別資料収集事業ということであった。

こうした大久保請願と憲政資料室との性格上のズレの問題のほかに、種々の不明な点がある。

- (1) すでに指摘したことであるが、憲政資料室誕生の切っ掛けとなった大久保請願において、日本国会史編纂所の構想が突然国立国会図書館に転化した経緯はどうだったのか。
- (2) 憲政資料室の文書館的性格への切り替えと、3年間900万円という巨額の資料購入資金の獲得は、どのような事情のもとで、だれの主導によって実現したのか。
- (3) わが国の従来からの史料収集方法は、大久保請願の国会史編纂も含めて、筆写や複写によるものであったが、原史料を直接資金で購入するという新しい収集方法を考案し、それを予算化できた背景はなんであったか。
- (4) 国立国会図書館の組織としてすでに発足していた坂田精一氏の憲政史資料室を廃して、新たに国会分館に憲政資料室を配置したのであるが、その変更の事情はどうであったのか、等々。

このように大久保請願と憲政資料室誕生の間にはいろいろな謎や直結して解釈し難い問題が存在している。そして、この両者の間にこそ憲政資料室の設立事情のもっとも核心的部分があるに違いない。しかし、この部分を解明するに必要な資料や証言を欠き、現状ではブラック・ボックスとせざるをえない。

したがって、いまのところ憲政資料室の設立経緯に関して種々問題を提示するだけで、これ以上立ち入ることは出来ない。しかしすくなくとも大久保請願から直ちに憲政資料室が誕生したとする説明は単純すぎると思われる。一見両端は直接つながって見えるものの、実際は中間に諸種の要因が介在していて、その紅余曲折の結果が憲政資料室であった、ということであろう⁴⁶⁾。

2 国会分館憲政資料蒐集係の設置

昭和24年9月1日、国立国会図書館は国会分館の事務分掌内規を改正し、国会分館図書課に「憲政資料蒐集係」を増置した。当時まだ憲政資料室の呼称がなかったので、遡及的言い方をすれば、これがすなわち憲政資料室の始まりということになる。大久保請願が採択されてから10か月後のことであった。

国会分館というのは、国会議事堂の4階にある国会内図書館のことで、戦前からの衆議院図書館および貴族院（参議院）図書館が合体したものである。国立国会図書館を構成している分館のひとつである。

国会分館事務分掌内規第5条に規定された憲政資料蒐集係の職務内容はつぎの通りである（一部簡略化した）。

第5条憲政資料蒐集係の職務は左の通りである。

- 1 憲政資料の研究，調査を行うこと。
- 2 資料の採訪に関する事務を行うこと。
- 3 資料の受入につき，本館との連絡に関する事務を行うこと。
- 4 資料の写本，聴書に関する事務を行うこと。

[5～8 資料の整理；製本；排列；保管に関する事務を行うこと]

[9～10 索引カード作成；カードの整備・保管に関する事務を行うこと]

- 11 資料に関する考査奉仕を行うこと。
- 12 資料の統計に関する事務を行うこと。

この内規にみるように、大久保請願にいたる過程で議論されてきた憲政史あるいは国会史編纂の問題は完全に消滅し、国立国会図書館としては憲政資料の調査研究、受入、整理、保管などの資料収集業務に専念することが明確になった。しかし当初からアーカイブスのような本格的永続的な事業を想定していたかどうかは疑問である。内規の周到な規定にかかわらず、実際には先にも触れたように、変則的で貧弱な体制が組み立てられたにとどまり、業務の性格も時限的な特別資料収集事業の面が強かった。

収集した資料の利用について何ら規定がないのは、それは国会分館閲覧係の職務であったからである。しかし現実には、その後長い間憲政資料室の史料は非公開にされていて、制度的にそれが一般に公開されたのは、12年後の昭和36年9月に憲政資料室が本館に移転したのちのことであった。ただし係としては、非公開の間といえども、研究者のためには極力史料利用の便を図り、学界に貢献した。

係の職務のうち、もっとも中心的業務であるはずの資料収集の規定が曖昧であるのは、図書館資料の収集は当時の受入整理部の所管であったためである。その権限との関係で第3項のような規定になったものと思われる。史料収集の交渉の実際を憲政資料蒐集係が担当しても、国立国会図書館としての受入・購入の手続は本館、つまり受入整理部が行うとの意味である。本館とは距離が離れていて不便であったが、実際もそのように運営された。

現存する国会分館の組織関係資料によれば、この内規上の「憲政資料蒐集係」の係名は、その後の25年6月1日の事務分掌内規の改正においても変更されることなく継承されている。33年5月1日に新しく事務分掌内規が制定されたときに初めて「憲政資料係」に変わった。しかし、『年報』はじめ各種公的資料では初期の頃から「憲政資料蒐集係」の代わり

に簡単な「憲政資料係」の名称が頻繁に使われている。後にその最初の係長に任命された大久保利謙氏も「憲政資料係長」であった。ただし例えば、昭和31年32年の職員名簿を見ると、逆に事務分掌内規の通りの「憲政資料蒐集係長」の記載がある。係の名称にどうしてこのような混乱があるのか不明である。ところで、この憲政資料蒐集係（または憲政資料係）と憲政資料室との関係について、説明しておく必要がある。

国立国会図書館は、いま述べたように内規を改正して国会分館に憲政資料蒐集係を組織上置いたが、しかしながら人件費が付かなかつたために、当面同係に正規職員を配置することはなかつた。第四部で詳しく述べるが、その代わりに衆参両院の予算で非常勤職員を雇用して、憲政資料業務を委ねるといふ変則的体制をとつた。事務室も初期の一時期は、国会分館の事務室内に置かれることなく、その外の廊下部分に仮設された。また業務内容からみても、自立した小型の通常図書館である国会分館の性格からすれば、憲政資料収集事業は異質であつた。

このような事情があつたために憲政資料収集の作業グループは国会分館内で周囲から切り離された存在として発展することになる。業務開始後しばらくすると、このグループは、「憲政資料室」という名で、自らを呼び、また周囲からもそう呼ばれるようになった。やがてその名称が外部の日本近代史研究者にも知られるようになって一般化した。名称の発案者は大久保利謙氏で、大久保氏自身は「憲政史料室」の案であつたが、当時の内田明分館長が、文書以外の資料もあるだろうから、ということで「憲政資料室」になつた⁴⁷⁾。

したがって憲政資料室という呼称は本来は正式組織名ではなく、いわば通称ということになる。実体的名称といつてもよいであろう。しかしながら国立国会図書館としても、その後すでに長期にわたり公的文書等において憲政資料室の名称を一定の組織の意味で使用してきている。法規上では本来憲政資料室というのは、同室公開後の一般閲覧のための閲覧室の名称にすぎないのであるが、そうした実績から見ると、組織単位の名称としても公的に通用していると考えてよいであろう。ただし、先述のように、「憲政資料室は昭和24年9月1日に開室した」といふ言い方は、そもそもその時点でこの名称が存在していたわけではないので、うるさく言えば正確な表現ではなく、いわば遡及的表現ということになる。

一方組織規定上の憲政資料蒐集係ないし憲政資料係の名称は、その後、34年6月1日の機構改革によって同係の業務が国会分館から閲覧部政治法制参考室に移管になつた際に、課休制から室体制へ変更したのに伴つて、組織上の憲政資料係も消滅した。しかし業務の実体は何ら変ることなくそのまま継承されたので、係が消滅したことによって、かえつて通称の憲政資料室の効用が高まり、ますます公的組織名として利用されるようになった。

- 1) 憲政資料室に関する文献は、二宮三郎「政治史料調査事務局沿革」『参考書誌研究』第37号（平成2.3），pp.24-25

ただしこれらの文献の憲政資料室の沿革の説明には誤りが多い。とくに目立つ誤りとしては、戦前の貴族院五十年史編纂掛を、衆議院の憲政史編纂会と同様に貴族院五十年史編纂会と記載していること、憲政資料室誕生の切っ掛けとなった大久保利謙氏の請願が、正しくは「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」であるが、名称も内容も取り違えて「日本国会史編纂に関する請願」に変わっていたり、「請願」が「建議」になっていたりすること、などである。

- 2) 国立国会図書館「国立国会図書館三十年史」(昭和 54), pp.42:45

GHQ の示唆については西沢哲四郎「国会法立案過程における GHQ との関係」(昭和 34 憲法調査会事務局), p.5 以下

- 3) 国立国会図書館『三十年史』, pp.61-62

当初の国会分館内の事務室の実情については小出孝三「国会図書館の初期のころ」支部図書館館友会編『国立国会図書館支部図書館外史』(昭和 45) 所収, p.26

赤坂離宮移転事情については、当時の衆議院庶務課長であった山崎高氏が、GHQ 民政局国会課長のジャスティン・ウィリアムス氏が「赤坂離宮を国会で使わないか」といつてきたので、「議会で使おう」というと「なににする」というから「図書館だ」といったら「明日から使え」というので、「衆議院にボロのトラックが一台あったので、衆議院図書館の本をトラックに一台分運び込んで当方の意図を明確にした」と語っている。そして山崎氏は「このやりとり、多少なれあいみたいなところがあった。GHQ も宮殿を接收するとなると、占領政策としてマイナスという判断があったのであろう」との推察を加えている。山崎高「新国会の誕生——「国会法」の制定」読売新聞調査研究本部『日本の国会証言・戦後議会政治の歩み』(昭和 63) 所収, p.16

- 4) 国立国会図書館設立の中核となった衆参両院事務局調査部の活動については酒井悌「国立国会図書館法成立の過程」支部図書館館友会『外史』所収, pp.9-11; 小出「初期のころ」, p.24

- 5) 国立国会図書館法第三十条「この法律施行の日[23.2.9]に、両議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、国立国会図書館に移管される。」

本条項にしたがって昭和 23 年 2 月 26 日に衆議院本 88,255 冊, 4 月 20 日に参議院本 29,990 冊, 4 月 30 日に衆議院本(第 2 回) 56,390 冊が国立国会図書館に移管された。(「蔵書構成の実態調査及びその評価計画について」『図書館研究シリーズ』第 16 号(昭和 49.12) 資料 p.4)

この時の衆参両図書館の蔵書引き継ぎの実際は、受け取り側については「国立国会図書館草創期の収集」『図書館研究シリーズ』第 5 号(昭和 36.12), pp.218-221 の植村長三郎, 山下信庸両氏の発言に詳しい。これによれば、衆参両図書館の旧蔵書と約一千万円の新規購入分が新しい国立国会図書館の基礎となった。(同上, p.219)

他方引き渡しの側については、参議院調査部参事(のち資料課長)の市川正義氏が「調査部にあった文献などはみな国会図書館に移管することを前提にして仕事をした」と語ってい

る。(国立国会図書館政治史料課『大久保談話録音』第5回(対談者市川正義氏昭和63.3.8未公刊), p.21)

しかしこの蔵書の移管はスムーズにはいかなかったらしい。当時国会分館長であった小出孝三氏は「蔵書の無い本館は、分館保管の衆・参両院備蓄の図書の移転を強くかつ気短に要求した。議員のサービスを第一義とする図書館が、せつかく手近にあるものを遠方に運び出すのはおかしいとの両院の事務局の意向もあってこれを拒否すると、図書室主任の更迭を迫って来た。譲歩して一部図書を持ち出したら、参議院事務局から強硬な抗議が来た」という状況で、「当時の国会分館は、衆・参両院と国会図書館の三つの勢力の集中交叉するところで、ひところのバルカン半島そのままの観を呈していた」と適切な表現をしている。(小出「初期のころ」, p.28)

- 6) 市川正義氏の評, 『大久保談話録音』第5回, pp.70-71
移転の経過については次節参照。
- 7) 「憲政史資料係提出業務の現況報告並に計画案」(昭和23.4.26坂田精一氏執筆)国立国会図書館一般考査局『憲政史料関係業務上参考綴』所収[国立国会図書館専門資料部政治史料課蔵]
- 8) 同上
- 9) 同上
- 10) 同上
- 11) 筆者への直話。この通信全覧はのちに正統60巻として雄松堂から復刻出版された。(以下しばしば引用する「筆者への直話」はいずれも最近5年以内のものである。)
- 12) 引き渡し交渉に当たった憲政資料室の大久保利謙氏および伊藤明子氏の筆者への直話。
- 13) 本章第1節参照。
- 14) 市川氏談, 『大久保談話録音』第5回, p.19
- 15) 同上, p.35
- 16) 同上, p.33
- 17) 同上, pp.33-34
- 18) 同上, p.36
- 19) 同上, pp.70-73
- 20) 交渉に当たった伊藤明子氏の筆者への直話。
- 21) この資料は現在憲政資料室に「貴族院五十年史編纂会[掛の間違い]収集文書」として収蔵されている。
- 22) 市川氏談, 『大久保談話録音』第5回, p.60
- 23) 本稿第二部第三章第2節参照。大久保利謙「私の近代史研究(続)」『日本歴史』405号(昭和57.2) p.75
- 24) 同上; 大久保氏談, 『大久保談話録音』第5回, pp.5-6
- 25) 大久保「私の近代史研究」p.75

- 26) 同上。貴族院五十年史編纂掛の事務室は当初は旧貴族院書記官長官舎（虎ノ門）にあったのであるから（第二部第二章第1節参照），おそらく戦時中の事業停止後に国会議事堂に収集史料とともに移ったのであろう。憲政史編纂会についても同様であったと思われる。
- 27) 同上。市川氏の資料課長時代に間違いがなければ，同氏の課長発令は昭和23年8月4日なので，大久保・市川会談はそれ以降のことになる。
- 28) 大久保氏談，『大久保談話録音』第5回，p.44 ただし国立国会図書館は23年2月に発足し，6月には開館式を挙げているのであるから，前注を正しいとすると，この小林事務総長の話は時期的におかしなところがある。しかし，主旨は参議院上層部が憲政史編纂事業を国立国会図書館に期待していた点にある。
- 29) 同上，p.32
- 30) 市川氏談，『大久保談話録音』第5回，pp.8, 28-31, 63-65
- 31) 同上，pp.45-46, 48
- 32) 同上，pp.106-107
- 33) 同上，pp.56-57
- 34) 筆者への直話。
- 35) 大久保氏談，『大久保談話録音』第5回，pp.51-52
- 36) 同上
- 37) 筆者への直話。また第四部三2参照。
- 38) 憲政資料室収蔵の，大久保利謙氏から衆議院議長に提出された請願の原本による。これには請願の本文のほか，参考書が添付されているので，それも含めて全文を引用する。この請願の原本はたまたま昭和58年10月17日に発見され憲政資料室の収蔵するところとなったものである。後に本文で述べるように，衆参両院における請願の審議記録や請願文書表・審査報告書などの関係文書では，請願内容の半分，しかもその主旨しかわからないのであるが，この原本の出現によって，具体的計画も含め，大久保請願の正確な全容がようやく明瞭となった。なお国会の請願関係文書での扱いはひらがな書きで，名称も「日本国会史編さん所設置に関する請願」が公式表記である。
- 39) 『第三回国会参議院議院運営委員会会議録』第18号（昭和23.11.29），p.2
- 40) 『第三回国会衆議院議院運営委員会会議録』第29号（昭和23.11.30），p.8
- 41) 筆者への直話。
- 42) 『第三回国会参議院議院運営委員会会議録』第18号（昭和23.11.29），p.2
- 43) 同上および『第三回国会参議院会議録』第18号（昭和23.11.30），p.196

この間の手続として，昭和23年11月29日付で村上義一議院運営委員長は松平恒雄参議院議長に大久保請願の審査結果を報告した。そのなかで同請願は「内閣に送付するを要しないもの」との審査決定を報告するとともに，意見書を添付して「……昭和13年以来の憲政史編さん事業は時局のため現在中止の状態にあるから，新たな構想のもとに日本国会史編さん所を設置せられて，事業の促進を図られたいとの趣旨であって，本委員会は，願意の大体

は妥当なものなりと決定した。なおこの事業は、国会図書館において行われることを希望する。よって本院においても議決されんことを希望する」旨申し送った。（『第三回国会参議院請願文書表・審査報告書』「議院運営委員会請願特別報告第1号」）

44) 国立国会図書館『国立国会図書館年報 昭和24年度』(昭和25)p.10

45) 文献については注1) 参照。

46) この辺の事情について具体的に触れた資料としては、藤井貞文「憲政資料室の沿革」『国立国会図書館月報』27号(昭和38.6)pp17-18 および同氏の筆になると思われる国立国会図書館「憲政史編纂会収集文書目録」(昭和35)の「緒言」があるだけである。いずれもほぼ同内容の記述である。前者によると大久保請願が両院で採択されたときに、「たまたま同年[23年]6月国立国会図書館が創設されていたので、かかる編纂事業は同館において行うのが適当であるとの意見が起り、参議院図書館運営委員徳川頼貞、徳川宗敬、岩本月洲の諸氏及び衆議院議員大村清一氏が斡旋して、国立国会図書館の国会分館がこれを担当し、議会史の編纂よりも目前に失われつつあるその史料をまず調査収集することに改まり、その事業を開始した」(pp.17-18)という。

当時衆参両院には常任委員会のひとつとして図書館運営委員会が設置されていて、国立国会図書館の運営に関する諸案件を審査することになっていた。大久保請願の主要な紹介議員であった徳川頼貞、徳川宗敬、岩本月洲の諸氏はその委員でもあった。したがって請願が採択されて国立国会図書館への編纂事業委任の希望が出されてから、かれらが斡旋役として動いたという指摘は、十分ありうるものと思われる。しかしいまのところそれがどこまで現実であったのかを裏付ける資料はない。大久保利謙氏も、筆者への直話ではそのような動きは知らないということであった。

大久保氏自身は、その活動を回顧して、国立国会図書館が事業を始める話になったので、「金森徳決郎館長の[赤坂離宮の]立派な部屋にたびたび頼みに行きました。いけないとはいわないが、憲法問題のようにちょっとのらりくらり、これはまあ、あたりまえでしょう。それから土屋[喬雄]先生にも頼んで、金森さんのところに進言に行ってもらった。それで結局、国会図書館でやるということになった。これはもちろん、金森館長ご自身の決断だったのでしょう」と述べている(大久保「私の近代史研究」p.76)。しかし歴史の編纂から史料の収集への切り換えについては「まだ私は部外者でしたから、全く与っていません」ということであり、また900万円の予算も「私の知らないうちにつけてくれた」ということ(同上p.77)、キイ・ポイントについては関係していない。

47) 筆者への大久保氏の直話。

第四部 草創期の憲政資料室

第三部で述べたように、大久保利謙氏の「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」をきっかけとして、昭和24年9月1日に国立国会図書館の国会分館図書課に憲政資料蒐集係が設

けられ、いわゆる憲政資料室が発足した。

その間の経緯に関していくつかの要点を整理しておこう。

(1) 大久保請願はひとつには急速に散逸しつつある史料を早期に収集すること、ひとつには戦時中に中絶したままになっている議会史（憲政史および貴族院五十年史）を完成すること、これらふたつの目的のために「日本国会史編纂所」を設立することがその内容であった。

(2) 請願は衆議院および参議院の双方に提出されたが、請願紹介議員の人数に表れているように、請願運動の重点は参議院に置かれた。

(3) 衆参両院の請願審査における主旨説明では、文書および口頭ともに、請願の後半部分つまり中断されている議会史編纂事業の継承とその完成のみが紹介されて、史料収集の緊急性については触れられるところがなかった。

(4) 参議院での請願の審査中、一議員から突然「日本国会史編纂所」を国立国会図書館に差し替える希望意見が表明され、請願はその希望意見付きで採択された。衆議院では請願は原案のまま採択された。

(5) この参議院だけの希望意見付き請願の採択にしたがって、国立国会図書館が議会史編纂を継承、担当することになった。

(6) しかし実際に事業を開始したとき、つまり憲政資料室が誕生したときは、性格が一変していた。議会史編纂の任務は完全に消滅し、逆に請願の審査過程では触れられなかった請願前半の史料収集のみが任務となった。

憲政資料室はこうした背景で成立し、昭和 25 年度からは 3 年間にわたり総額 900 万円の資料収集経費が付いたことによって、精力的な憲政資料の収集活動を展開する。以下第四部では同予算が終了する昭和 28 年 3 月頃までの草創期の憲政資料室について、その体制と活動の実際を概観することにしよう。

一 草創期の憲政資料室の体制

1 憲政資料室の開室

昭和 24 年 9 月 1 日、国会議事堂の中央部 4 階にある国立国会図書館国会分館の、その参議院側の一隅に憲政資料室が開室した。制度的に言えば国会分館図書課憲政資料蒐集係（または憲政資料係）の発足である¹⁾。職員は嘱託の大久保利謙氏と事務の伊藤（旧姓前川）明子氏わずかふたりであった。

当初、参議院側の議員閲覧室の一隅に職員ふたりの机を運び入れて執務したが、しばらくその前の廊下を衝立と書架で仕切って事務室代わりとし、そこに移動した²⁾。

収集した憲政資料はこの廊下の奥にあった国会分館の書庫に収容した。施錠のできる堅牢な書庫で資料保管にとって安全であるばかりでなく、事務室に近接していて便利であった。

伊藤明子氏が残した克明な業務日誌である『伊藤日記』を辿ると、事務室は翌年 1 月から 3 月まで一時衆議院側の国会分館事務室内に同居したことがあるが、再びもとの廊下に

戻った。昭和 28 年 12 月には調査局派遣委員室内に入り、昭和 30 年 12 月によりやく議員閲覧室に隣接した一室を確保して、そこに移った。閲覧者用の机もそこに収用した。昭和 36 年に議事堂と道路ひとつ隔てて現在の国立国会図書館本館が竣工し、その 4 階に移転するまで、憲政資料室の国会分館時代は前後約 12 年に及んだ³⁾。

憲政資料室が、制度的にも場所的にもなぜ赤坂の国立国会図書館の本館ではなく国会議事堂内の国会分館に設置されたのか、その経緯は明らかではないが、いくつかの理由が考えられる。

主たる理由は本館の旧赤坂離宮は本来宮殿であるから資料保管に適した書庫が存在しなかったのに対し、国会分館にはちょうど蔵書を本館に移管したあとの旧貴衆両院図書館の書庫に空きがあったためと思われる。大久保利謙氏もこの書庫の空きが憲政資料室が国会分館に置かれた理由であるとしている⁴⁾。

しかしそれ以外にも、例えば、資料収集の対象者の多くが戦前戦後の衆参（貴）両院の議員あるいはその関係者であったから、その収集資料はかつて議会直属の図書館であった国会分館に帰属させるのが自然であったこと、また、のちに述べるように、憲政資料室は予算的には資料収集以外の経費は認められなかったので、当面、衆参事務局が事務室や職員の実際の面倒をみる必要があったこと、さらに、本館には憲政史編纂会の後身である坂田憲政史資料室が存在していて、それとの関係の処理が未確定であったことなど、種々の理由が伏在していたものと思われる。

ところで憲政資料室の開室にともなって、憲政資料室と貴族院五十年史編纂掛および憲政史編纂会との継承関係はどうなったのであろうか。まず前者についていうと、参議院は憲政資料室誕生につねに主導的役割を果たしたにもかかわらず、結局、事務局内規に貴族院史編纂事業を業務として残し、収集資料も総務部資料課に保管したまま憲政資料室に移管することはなかった（ただし昭和 41 年に一部移管された）⁵⁾。

一方憲政史編纂会については、衆議院側はすでに国立国会図書館に旧憲政史編纂会資料のすべてを移管し、その責任者であった坂田氏がそのまま同館内に憲政史資料室を開設していたから事情は面倒であったはずである。経緯不詳であるが、結局、憲政史編纂会資料は新設の大久保氏の憲政資料室に移管され、坂田氏の憲政史資料室は消滅することになる。しかし移管されたのは開室約 1 年後で、そのとき坂田氏側は移管に反対したといわれ、また移管後も同資料はしばらく「保管資料」または「借用資料」として扱われていたことからみると⁶⁾、憲政資料室と憲政史編纂会あるいは坂田氏の憲政史資料室との関係は未解決の部分がかかなりあったものと推定される。とくに憲政史編纂会本来の事業であった憲政史の編纂については、坂田氏自身はそれを断念する方針であったが（第三部一 3 参照）、組織としてどう結末をつけるか大きな宿題として残っていたはずである。

したがって憲政資料室は貴族院五十年史編纂掛および憲政史編纂会とは、たしかに流れとしては継承関係にあるが、こうした事後処理から見ると貴族院五十年史編纂掛のほうはもとより、憲政史編纂会のほうも憲政史編纂会収集資料の占有を別にしたならば、継承性

に乏しいというべきであろう。憲政資料室が当初の議会史編纂の趣旨から完全に離れ、純粋な史料収集事業に転化したとき、両者との継承性も本質的には消滅していたのである。

2 憲政資料室の職員

憲政資料室の開室と同時に、最初に憲政資料の収集整理の業務に当たったのは、嘱託の大久保利謙氏と事務の伊藤（旧姓前川）明子氏のわずかふたりの職員であった。両氏は9月1日から勤務を開始した⁷⁾。

しかし当初ふたりとも身分は非常勤あるいは臨時の職員で、しかも意外なことに国立国会図書館の職員ではなかったらしいのである。すくなくとも伊藤氏は確実にそうではなかった。

まず伊藤氏についていうと、最初は衆議院庶務部庶務課の事務補助員としての採用であった。その辞令で憲政資料室の事務に服務した⁸⁾。

したがって給料も国立国会図書館からの支給ではなかった。しかも伊藤氏の話によれば、同氏の給料は「衆議院が半分、参議員が半分、参議院からは辞令は戴きませんでしたが、半々で給料を出すということで戴きました」という珍しい支給方式がとられた。その理由については「[当時] まだ予算が通っていない状態だったので、[衆参] 両方で面倒を見るということだったらしい。…… [予算が] 通ったけれども、それは資料収集のお金で、人件費については両方で持つようなことだったと、あとで聞きました」と語っている⁹⁾

つまり憲政資料収集経費は昭和25年度からの予算であったから、それ以前の事務職員の経費は衆参両事務局で面倒を見た。予算成立後も、予算は資料購入費のみで、人件費は付かなかったので、給料は引き続き両事務局で分担した、ということなのである。

大久保氏の給料についても同様であったらしし、伊藤氏の記憶によれば、「国会の下の事務局まで行って[ふたりの給料を]一緒に戴きに出た」というのである¹⁰⁾。

給与の受け取りということは日常生活の根源であるから、それについての記憶は、記憶としても確度が高いものであるだろう。現在からみればこのような変則的人事はまれであろうが、しかし戦後間もない新国会初期の頃とあれば、多々特例があったとしてもおかしくはない。とくにこの憲政資料室の問題についていえば、本来衆議院および参議院の業務であった憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の後始末に端を発しているのであるから、衆参それぞれの事務局に当初より責任を持つ姿勢があったものと考えられる。国会分館側としても憲政資料室の業務を衆参両院からの委託事業と見ていたふしがある¹¹⁾。

伊藤氏は約1年半後の26年4月1日になってようやく国立国会図書館主事補に採用され、正職員として国会分館勤務となった。同氏はその後大久保氏と一体となって、憲政資料室の開室当日から15年間という長期間を通して、同室運営のルーティンを担当し、その発展を支えた¹²⁾。

大久保氏については、回顧談によれば、9月24日付けで「憲政史料編纂事務を委嘱す」との非常勤嘱託の辞令を金森国立国会図書館長から貰ったという¹³⁾。しかし、前記の伊藤

氏の証言を正しいとするならば、嘱託としての給料は当初国立国会図書館からではなく、両院事務局を折半して支給していたことになる。いまのところ委嘱者がだれであったのか、その給料はどこが支払っていたのかについては資料的に確認できていない。

大久保氏が国立国会図書館の国会分館勤務となったのは翌 25 年 4 月 1 日からである。ただしこの時も身分は非常勤調査員であった。同年 7 月 1 日ようやく国立国会図書館の正職員に採用され、空席であった国会分館図書課憲政資料係長に就任した。しかし 28 年 3 月 1 日に名古屋大学教授に転出したために、国立国会図書館のほうは、わずか 3 年たらずで再び国会分館の非常勤事務補佐員（後に非常勤調査員）の身分に戻った。その後立教大学教授に転じたのちも非常勤職員のままで約 40 年に亙り憲政資料室の充実に尽力し、まさに“大久保利謙先生の憲政資料室”を作り上げた¹⁴⁾。

大久保氏、伊藤氏のわずかふたりの職員で出発した憲政資料室も、翌 25 年 1 月 16 日から、国会分館憲政資料係の事務補助員として神島二郎氏と山崎恵子氏が増強され、一時 4 名構成となった。しかし山崎氏は数か月で退職し、神島氏も同年 12 月 15 日に国立国会図書館調査及び立法考査局の正職員に転出したために、ふたたび発足時の陣容に戻った。

のちに立教大学教授となった神島氏は、東大教授丸山真男氏の紹介で、東大法学部大学院の特別研究生からの参加であった。同氏の憲政資料室勤務は 1 年たらずの短い期間であったが、収集資料を一点ごとに封筒に収納して資料名を付すという現行の整理方式を創案し、また収集したばかりの資料をさっそく利用して政治意識啓発の展示会を企画開催した。後者はのちに議会開設を記念して 10 年ごとに開催された国立国会図書館主催の議会政治展示会の嚆矢となった¹⁵⁾。

神島氏の後任として昭和 26 年 8 月から事務補助員（または補佐員）になったのが原口敬明氏である。原口氏は教育大学出身でその後定時制の高等学校で教鞭をとりつつ、昭和 39 年まで 13 年近く憲政資料室に勤務、主要戦力として資料の収集整理作業のほか同室の実務に携わった¹⁶⁾。

要するに草創期の憲政資料室は、最初は大久保氏と伊藤氏とわずかふたりの臨時職員でスタートし、後半は正職員となった両氏と臨時職員の神島氏ないし原口氏との組合せになった。しかしそれも大久保氏が昭和 28 年に名古屋大学に転出してからは、憲政資料室の正職員は伊藤氏のみとなり、それに非常勤調査員の大久保氏および非常勤事務補助員の原口氏という 3 人の構成になった。この体制はその後 6 年近くも継続する。短期間であった大久保氏の憲政資料係長のあと、国会分館の正規職員が憲政資料係長になったが史料整理の実戦力として欠けるところがあり、名実ともに備わった歴史学専門の憲政資料係長が実現するのは、昭和 34 年の藤井貞文氏の就任まで待たねばならない。

二 草創期の憲政資料室の運営

1 憲政資料室の基本方針

草創期の憲政資料室の基本方針について、それを知るために有益な資料が憲政資料室の

所管課である専門資料部政治史料課に2点残されている。いずれも開室後1年以上経った頃、大久保利謙氏が憲政資料係長に就任して、ようやく憲政資料室の収集体制が軌道に乗った時点のものである。

そのひとつは国立国会図書館国会分館憲政資料係『憲政資料収集概況並収集目録』（昭和26年3月末日現在）という8ページの和文タイプによる謄写印刷の調書である。他のひとつは『憲政資料収集事業概要』と題したウス紙タイプ用紙11ページに和文タイプで印字されたものである。前者のほうが内容からいっても要点を抑えていて、文章表現も正確かつ平明、公的記録にふさわしいといえる。執筆者は不明であるが、内容から判断すれば、これだけ経緯と現状を正確に記述できるのは大久保氏を措いて他にない。当時憲政資料係長であった立場からいってもそうであろう。しかし文章のスタイルや表現からいうと別人のように思えて断定はできない。後者の資料は明記はないが内容から見て憲政資料係作成の資料である。執筆者も不明であるが、こちらは一読して神島二郎氏とわかる。大学の研究計画ともいうべき内容で文章も生硬、執筆者の強い個性と旺盛な研究意欲を感じさせる調書である。『伊藤日記』を読むと昭和25年8月末に神島氏が連日大蔵省に予算の陳情に通っていることが出てくるが、31日の欄に「憲政資料収集概況説明書作製」との記載があり、これがそのときの説明書とみて間違いない¹⁷⁾。

ここでは前者の『憲政資料収集概況並収集目録』の前半部分である「憲政資料収集概況」によって当時の憲政資料係つまり憲政資料室の基本構想と資料収集の基本方針を見てみよう。設立の経緯など本稿の記述と重複する部分もあるが、そのまま全文を紹介する。

国立国会図書館国会分館憲政資料係『憲政資料収集概況並収集目録』

(昭和26年3月末)

本係は、第三国会で採択された国会史（議会史）の編纂に関する請願に基いて昭和24年9月1日国会分館に於て業務を開始した。去る昭和13年貴族院に於て貴族院五十年史、衆議院に於て憲政史の編纂が開始され、その完成は内外から期待されていたが、終戦後に至って種々の事情から中止のやむなきに至った。この事業は帝国議会が開設されて以来、はじめて着手された公的の憲政史、議会史の編纂で、まづ資料の収集からはじめられ、関係者の苦、的こよってそれまで世に出なかつた貴重な資料も相当集まったが、この事業自体が五十年史、或は憲政史の編纂を目的としていたので、資料の収集は副次的とならざるを得なかつた。（〔原注〕貴族院収集資料は現在参議院に於て保管し、衆議院収集のものは本館に引継がれ、現在本係が保管している。）

然るに過般の戦禍によって大量に貴重な資料が失われたのみならず、終戦後の急激な社会的変動によって、資料の散逸が甚しく、まさに資料の保存上の危機というべき事態となった。この情勢に鑑みて本館は資料の収集と保存に重点をおいての業務を開始したのである。資料の収集は右の目的を達するためなるべく広い範囲に、しかも一方的に陥らない方針をとり、また前述の如き情勢を考慮して、既に官庁、図書館等に安全に保存されている

ものはなるべくさしおき、民間に分散して亡失の危険の多いものから着手している。

つぎに収集には購入、受寄、及び受贈の三方法によっている。受寄については「受寄の憲政資料の収集に関する件」¹⁸⁾によって寄託希望者と協議の上寄託の条件と期間を定めて寄託を受け、本館は責任を以ってその保管に当たるとともに整理の上閲覧に供してこれを一般の研究に資することとなっている。また以上の外に資料を一時借受け、マイクロフィルムによる撮影、或は筆写による収集を並行して行っている。

この収集資料は整理の上ひろく研究者に公開する予定である。日本の近代史研究が他の時代に比べて未開拓に残されていたのは、他に種々な事情があったにせよ基礎資料が充分公開されず少数の特権的な研究者の独占にまかされていた為である。本館はこの弊を打破して資料の利用方法を民主化して正しい学問の発達に資することを企図している。

[以下、収集目録略]

初期憲政資料室の基本方針はこの簡潔な報告に尽きているとあってよい。いくつかのポイントに整理すればつぎのようになろう。

- (1) 憲政資料係（つまり憲政資料室）は国会史編纂の請願（正しくは「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」）に基づいて業務を開始した。
- (2) しかし終戦後の貴重な資料の散逸が甚だしく保存の危機にあるので、資料の収集と保存に重点をおくこととなった。
- (3) 資料収集は広範囲にしかも一方に偏することなく、亡失の危険の多い民間のものから着手する。
- (4) 収集方法は購入、寄託、寄贈の三方法である。寄託資料については受寄契約制度にしたがって、一般研究に供する。
- (5) 他に写真複写・筆写による資料収集を並行して行う。
- (6) 収集資料はひろく研究者に公開する。
- (7) 基礎資料独占の弊を打破して資料の利用方法を民主化し、正しい学問の発達に資する。

すでに指摘したように大久保請願にはじまる憲政資料室誕生の経緯については種々不明な点があるが、しかし憲政資料室自身としては発足当初からアーカイブスを志向していたことがわかる。とくに注目されるのは(6)および(7)で、資料の研究上の公開と民主的利用の原則が生まれている。そこには本稿序説で述べた史料実証主義の立場がよく示されているといえよう。

一方憲政資料室が所属する国会分館としても、憲政資料収集事業を積極的に位置づける試みがなされた。つぎに紹介する資料は、国会分館の基本構想のなかで歴史資料館設置の意図を示した珍しい事例である。

それは昭和 25 年 4 月 1 日付の『分館運営基本方針（案）』と題する資料である¹⁹⁾。昭和 25 年 4 月というのは、予算上初めて憲政資料収集経費が実施段階に入り、人事の上でも非

常勤職員のままとはいえ大久保氏が国立国会図書館国会分館の職員となり（その後 7 月に正規職員に採用され、憲政資料係長に就任した）、憲政資料係つまり憲政資料室がようやく本格的活動を開始した時点である。内規は前年の 9 月に改正してあったので、国会分館はその機会に業務運営の抜本の見直しを行ったものと思われる。同基本方針案によると第一項に「国会分館は議員及び両院各部署の参考図書館とする。」という規定を置き、ついでこれと併立して第二項に「国会分館は一般国民に対しては憲政資料図書館として広く利用せしめる。」との規定を掲げた。そして両項目それぞれに対応して、第三項に「国会分館は議会を中心とする内外の政治、経済、社会に関する図書を重点的に収集する。」、また第四項に「国会分館は日本憲政史の各般の資料を収集する。」の各規定を置いた。従来からの議員図書館としての役割のほかに、それと並んで憲政資料の史料館としての役割を国会分館の基本方針として明確に打ち出したのである。

この基本方針はその後の国会分館の歴史が示すように「案」として終わった。「憲政資料図書館」まで踏み切ることはできなかったのであろう。しかしその後の憲政資料室の発展を考えてみると、名称こそやや異なれ、憲政資料室こそここで予定されている「憲政資料図書館」そのものである。この意味ではこの「案」はその通りに具体化されたといえてよい。

以上のように国会分館あるいは憲政資料室自身が当初から文書館的方向を明確に基本方針に据えていたことは注目に値する。しかしながらこの基本方針は明らかに憲政資料収集予算の性格とは矛盾するものであった。後述のようにこの予算は憲政資料購入のためのみの経費で、それも 3 年限りの臨時的経費であったからである。恐らく当時のドッジ・ラインによる緊縮財政の下、大蔵省は文書館といった制度、組織の新設には反対で、あくまでも当面する資料の散逸防止のための応急措置に限定して、それに必要な資料購入資金しか認めなかったものと思われる。

そのため憲政資料室あるいは国会分館としては、予算上の条件にしたがって 3 年間限りの時限的事業と考えるか、あるいはそれをこえた永続的文書館への発展を予定するか、難しい選択があったはずである。しかし 3 年を経過したのち、現実には選択はこのいずれでもなかった。終章で述べるが、ひとつには予算が終了するより以前に収集事業そのものが終熄状態に達していたこと、ひとつには収集した資料の整理が困難な問題として残ったこと、そのために憲政資料室は当面むしろ残務整理的に継続して維持せざるをえなかったからである。

2 憲政資料室の業務運営

憲政資料室は制度的には国会分館図書課の憲政資料蒐集係（または憲政資料係）として設置されたのであるから、国会分館の所属ということになる。しかし国会分館のなかで管理上かなり独立した存在に近かった。大久保氏によれば、同室の業務について国会分館長や図書課長の指揮命令を受けることもなければ、相談をすることもなかったという²⁰。

『伊藤日記』を見ると、一般的事務連絡会議以外にも、憲政資料室に関連した各種打合せ会議、予算その他の折衝、報告書作成等々のために、大久保氏をはじめ憲政資料室の職員が、あるいは国会分館内で、あるいは赤坂の本館に赴いていろいろ忙しく活動している様子がうかがえる。憲政資料室も当然ながら組織の一部として管理の枠内に置かれていたのである。しかし国会分館の内部では異質の部分として独立的に扱われる傾向が強かった。

憲政資料室が国会分館内で独立的に運営されたのは、憲政資料収集事業には初期の職員給与の支給に見られるように衆参両院の事業といった性格があったために、国会分館としてはもともと積極的でなかったこと、また歴史の原資料収集という特殊専門業務については、通常の図書館である国会分館としては対応が難しかったことなどの理由によるものと思われる。

ところで憲政資料室というのは公的な組織単位ではないから、その職務規定というものはない。正確にはそれは国会分館事務分掌内規の憲政資料蒐集係の規定ということになる。その規定にしたがって憲政資料室の業務は運営される。

この分掌内規の規定によれば、憲政資料蒐集係すなわち憲政資料室の職務は資料の調査研究・採訪、資料受入についての本館との連絡、資料の整理・保管などである²¹⁾。これらの各段階について草創期に実際どのような業務運営が行われていたかは、前記『憲政資料収集事業概要』²²⁾に実績一覧が収録されているのでほぼ見当がつく。

それによると、研究会参加（東大法学部政治研究会・原田日記を中心とする現代史研究会）、索引カードの作製（主要官職人名表・調査用人名カード・憲政史研究カード・政治学研究カード）、明治公文書形式の研究、資料の分類整理方法の研究（史料カード記入法の作製）、資料採訪（宮内省図書寮・内閣文庫・三井文庫その他の文庫および図書館、岩倉具視・伊東巳代治・副島種臣・伊藤博文その他の諸家）などの準備作業を遂行しながら、それと並行して、資料の収集（購入・寄託・借用・複写・筆写、談話聴取）、保存、整理などの主要業務を実施している。さらに非公式であるが閲覧者の受入やレファレンスへの回答も行っていたことがわかる。

この資料の執筆者と目される神島二郎氏の個人的活動と見られる部分もあるが、憲政資料室の日常の業務が実際にこの種の内容であったことは『伊藤日記』からも裏付けられる。

収集した資料の性格や、収集方法、整理方法、保管と利用など、憲政資料室の具体的作業全般に関しては、後年のものであるが、桑原伸介氏の論文²³⁾があるので、それに譲りたい。基本的には草創期とあまり大きくは違っていない。

ここではとくに当時の資料購入の実際について付言しておこう。

まず資料の所在情報の把握、資料所蔵者と交渉、購入その他の収集方法の仮決定などの段取りが終わると、その資料を憲政資料室の書庫に搬入し、その旨受入整理部長に報告する。搬入は所蔵者本人が直接国会図書館に持参あるいは送達する場合もあったが、通常は大久保氏や神島氏や原口氏が、ときには伊藤氏も受領に出向いた。大量の場合には国会図書館の小型トランクを利用した²⁴⁾。

搬入した資料は、国立国会図書館が制度として外部専門家に委嘱している図書評価委員にその評価を依頼する。当時の和書の図書評価委員は吉田久兵衛氏（貞享年間(1684 - 88)創業の東京最古の書肆文淵閣浅倉屋書店の 11 代当主。通常屋号の「浅倉屋」をもって呼ばれた。）で、その資料評価の際にはかならず受入整理部長の岡田温氏と憲政資料室の大久保氏が立ち合った²⁵⁾。

資料の購入受入事務は、本館の受入整理部の所管であった。憲政資料室としてはそこに連絡することが職務であって、受入決定そのものに与かることはなかった。図書評価委員の評価が出ると、受入整理部長はそれにしたがって支出負担行為の認証を受けて資料の購入を決定する。あとは購入代金の支払いが当時の管理部経理課から旧蔵者に行われた。

資料の評価は吉田氏（浅倉屋）が全責任をもって行った。その評価が公正適切であったことは、立ち会いの大久保氏、岡田氏両者がともに当時を回想してつぎのように賞賛していることからわかる。

大久保氏談「[浅倉屋は] 非常に公正で、非常に気を使って、国会図書館が困らないように、しかもどこに出しても恥ずかしくないような…高からず安からず…そういう点での「旧蔵者との」トラブルは全然ありませんでした。皆さんから喜ばれました。」

岡田氏談「[浅倉屋は] 誠実でしたね。ふつう古本屋は、[資料を] 買取るときは別として、頼んで[頼まれての意] 評価するときには評価額の何割かを手数料として取りますからね、大変なお金ですよ。浅倉屋は、ここの[国立国会図書館の] 評価委員という年一回の僅かな手当だけで、全然取らないのですからね…」²⁶⁾

三 草創期の憲政資料収集活動

1 憲政資料収集経費

まず憲政資料収集活動の基盤となった憲政資料収集経費の内容から説明しよう。国立国会図書館が憲政資料の収集に必要な予算として、通常の図書購入費とは別枠で、昭和 25 年度から 3 年間にわたり総額約 900 万円の憲政資料収集経費が国会分館予算に付いた。ただし資料購入に要する経費のみで、そのほとんどは図書購入費（当時は備品費）であった。ほかに若干の旅費、消耗品費、役務費などが含まれていたが、収集のための人件費は伴っていなかった。

予算書によれば各年度の予算額はつぎの通りである²⁷⁾。

憲政資料収集経費		
昭和 25 年度	「憲政史資料編纂に必要な経費」	4,000,000 円
	内訳 職員旅費	30,000
	消耗器材費	100,000
	印刷製本費	100,000

二宮三郎「憲政資料室前史」

	筆耕料	50,000	
	図書購入費	3,720,000	
昭和 26 年度	「憲政資料蒐集に要する経費」	2,356,500	円
	内訳 職員旅費	27,000	
	図書購入費	2,500,000	
	消耗品費	9,500	
昭和 27 年度	「国会分館に関する経費」のうち		
	憲政資料蒐集経費	2,356,000	円
	内訳 資料蒐集旅費	27,000	
	消耗器材費	9,500	(推定)
	図書購入費	2,500,000	

昭和 27 年度分については、予算の建て方が変わったために消耗器材費は国会分館予算中の推定額で、前年度と同額にしてある。3 か年の予算合計は 9,073,000 円、うち図書購入費は 8,720,000 円に達する²⁸⁾。

この総額約 900 万円という特別枠の資料購入予算は、年平均では 300 万円である。当時の国立国会図書館の総予算が約 1 億円、うち一般の図書購入費が総額で 1,000 万円程度の時代であるから²⁹⁾、それがいかに破格であったか想像に難くない。

この憲政資料収集経費は 3 か年をもって終了した。つまり 28 年度以降はゼロになり憲政資料の収集活動は停止になった。

憲政資料収集予算のほとんどすべてを占めている図書購入費が純粹の憲政資料購入費であるが、いま、その部分について予算および実際の支払状況をまとめると、つぎのようになる³⁰⁾。

	憲政資料購入費	
	予算額	支払額
昭和 25 年度	3,720,000 円	2,348,960 円
26	2,500,000	2,361,215
27	2,500,000	1,651,560
合計	8,720,000	6,361,735
28	—	61,300
29	—	—
30	—	229,800
25—30 年度合計	—	6,652,835

この数字から見ると各年度とも憲政資料購入予算を使い切れなかったことがわかる。そ

れほど巨額であったのである。昭和 28 年度以降は、憲政資料購入予算はゼロとなったが、若干の懸案の資料について通常の図書購入費から支出された。

草創期の憲政資料室が特別予算でどのような資料を購入したかについては、節を改めて説明する。憲政資料の購入のためにのみ、なぜこれだけの高額の予算が突如付いたのか、その疑問は憲政資料室成立に関する大きな謎であるが、しかし残念ながらそれを知る主要人物はすでに亡く、またいまではそれを解く鍵は文書はもとより、当時の関係者の記憶のなかにも残されていない。

ただこの予算について若干の問題を指摘しておこうと思う。

第一に国立国会図書館の図書購入費として、大蔵省が別枠で 3 年間 900 万円を付けたわけだが、その付けかたは、明らかに当面の史料の散逸防止に限定した応急的措置という考えであった。つまり後の憲政資料室のような永続的事業を前提としていなかったのみか、とくに新規組織の設置には反対の立場にあったものと思われる。当時はドッジ・ラインの厳しい財政下にあり、戦後最大といわれた大量の人員整理と行政簡素化が断行された時代であったからである。事実、後年憲政資料室の予算と人員の不足が新聞紙上で取り上げられたとき、当時の国会分館長であった岩淵兵七郎氏が、大蔵省が憲政資料室のために予算をつけてくれない理由として、「大蔵省としては当初“特別に予算を組んで約 850 万円を支出したのは、文書の散逸、流失を防ぐため”という趣旨であって、その後のことは知らぬ、というのだ」と語っていることから裏付けられよう³¹⁾。

第二に注目されるのは、この予算は額が高額であったにもかかわらず、短期間に予算化され、早くから支払いが開始されているなど、万事極めて手際良く進展している点である。

この予算の第 1 年度は昭和 25 年 4 月からで、資料旧蔵者に対する購入費の支払いは早くも 6 月から開始された。それまでの時間的経過を辿ってみると、大久保請願が「国立国会図書館の希望」を付されて国会で採択されたのが 23 年 11 月、憲政資料室が発足したのは 24 年 9 月、その発足と同時に、後述のように金森国立国会図書館長の直接の指示にしたがって早速、伊藤家・三条家などの資料所蔵者との交渉および収集作業が開始され、資料の搬入・整理・評価・購入決定の過程を経て、早くも 25 年 6 月からつぎつぎと原所蔵者への購入費の支払いが開始されているのである。

憲政資料室は、あたかもこの 25 年度予算の早期支出に間に合わせるかのごとく、前年の 9 月 1 日という中途の時期に、衆参両院の給料負担による非常勤職員ふたりという異例の体制で発足したのである。

こうした経過からいうと、憲政資料室の開室までには憲政資料購入の構想とそのための予算が関係機関の間で内々決定されていて、さらに一定の旧家との買取り交渉が具体的に先行していたことになる。

第三に、一般に予算折衝において新規予算を獲得することは容易ではないが、とくに憲政資料購入予算は前年度からのドッジ・ライン堅持の緊縮予算のなかで認められた予算であった点である。25 年度の一般会計予算は総額で 6,600 億円であったが、歳入歳出ともに

前年にくらべ 800 億円もの節減を受けた年であった。こうした戦後でもっとも厳しい予算編成のなかでの高額の新規継続予算の獲得は極めて特別なケースであったと見るべきであろう。この点と第二の手際の良さを考え合わせるならば、高度の政治折衝があったと考えるほうが自然であろう。

第四に当時の国立国会図書館の図書収集の最高責任者であった岡田温図書収集部長も、やがて憲政資料室の責任者になる大久保利謙氏も、この予算成立についてなにひとつ知らされていなかったという点である³²⁾。この点からも憲政資料室の問題が政治のトップ・レベルの関係者の問題であったことが想像される。

第五に、伝統的な書画骨董の売買に類する場合を別にして、個人所有の私文書など多くが故紙として処分されていた時代に、括的に買取る方式を案出したことである。それを国家予算を使って政治史料として包これば恐らく日本の歴史研究史上画期的なことで、史料買取方式という資料収集の新機軸を開いたものといえよう。

2 資料の収集作業

大久保氏は憲政資料室の開室とともに資料所蔵者との連絡、交渉に精力的な活動を開始した。その結果、昭和 24 年 11 月 2 日には早くも岩倉具栄氏が岩倉具視文書の一部である「ロエスレル答議 第壱号—第四号」を憲政資料室に持参した。これが憲政資料室到着資料第 1 号である。ついで 8 日には第 2 号として伊東治正氏宅より伊東巳代治文書が、また 14 日には第 3 号として伊藤博文文書が搬入された³⁵⁾。

こうして各家文書の収集が始まった。ここでいちいちその伝存事情を述べる余裕はないが、とくに収集経緯不詳の伊藤家文書と三条家文書の 2 文書については記録を残しておく必要がある。

伊藤博文文書の受入については、『伊藤日記』の昭和 24 年 11 月 14 日欄に「伊藤博精氏より資料四個着く、静岡県庵原那興津町浅間山より」とあり、16 日欄には「伊藤氏よりの資料、荷作り解く、トランク、茶箱、棚^[マ]二個、一号書庫に運び保管す」と記録されている。その後、文書の簡略整理、図書評価委員による評価など所定の手続を経て、昭和 25 年 6 月から 10 月にかけて購入代金の支払いが行われた。全体で 1,146 点(購入台帳点数)1,069,640 円。憲政資料室屈指の大コレクションで、支払額において第 1 位である。なお伊藤家文書は憲政資料室到着は 3 番目であったが、受入順および憲政資料収集経費支出順では 1 番であったので、憲政資料室における収集資料としては、その第 1 号ということになる。

伊藤家文書出来の経緯は、当時の受入整理部長であった岡田温氏の回顧によると、同氏が昭和 24 年に関西に出張した際、その出発前に「金森館長から帰りに大磯 [興津の記憶違いか] に寄って伊藤博精さんにお会いするよりの命を受けた」。そこで帰路伊藤家に寄り、「買うものか寄贈のものか現物を見せて貰った」という。これが岡田部長が憲政資料室と関係を持った最初であった³⁴⁾。

一方大久保氏の回想では「[憲政資料室に勤務して] 最初に命ぜられたのは伊藤家の文書

を受け入れろというので、あそこ〔憲政資料室書庫〕に入れた」ということから伊藤家文書との接触が始まり、それ以前の事情については関知していないという。命じたのは岡田部長のはずということだが、岡田部長自身にはその記憶はないという³⁵⁾。

伊藤家文書の収集について判明していることは現在のところこれだけである。高額の資料購入費の支出であるにもかかわらず、資料収集の最高責任者であった岡田部長がみずから「伊藤博文さんの文書がなぜ国会図書館に入るようになったのか、その前〔の事情〕は全然わからない」³⁶⁾と語っているほど不可解なのである。おそらく金森館長のところに話が持ち込まれたか、あるいは金森館長が話をつけて、そこで決まっていたものと推察される。

伊藤家文書と同様に収集経緯がはっきりしないものに、三条家文書がある。大久保氏の回顧談によると「岡田部長から〔皇居の〕御所のなかの賢所（ケンショ）に行けといわれて、行くところに〔三条家文書が〕疎開してあったんですね、座敷のなかに箱が一杯積んであってね……すでに話がついていて、甘露寺さん³⁷⁾がこれを持っていきなさいというので、トラックに入れて持って帰ったんです」というのである。しかし岡田氏はそうした言己憶はないという³⁸⁾。だれがどこで話を付けたのか、いまだに謎である。

こうした不思議なエピソードを交えながら、大久保氏の努力と関係者の協力によって第一級の憲政資料がつぎつぎと憲政資料室にもたらされた。

この収集活動にとって大久保利謙氏の果たした役割は決定的であった。大久保氏の日本近代史とその史料に関する深い学識、明治の元勳大久保利通の孫で元侯爵という出自の良さ、幅広い多数の名家との知己関係——憲政資料の収集事業にとってこれほどの適任者を他に得ることは不可能であった。同氏の熱心な連絡・交渉の努力の結果、主要なものとして受入順でいうと昭和 24 年にはさきの伊藤博文文書、岩倉具視文書、伊東巳代治文書、翌 25 年には山県有朋文書、牧野伸顕文書、渡辺国武文書、三条実万・実美文書、勝海舟文書、26 年には広沢真臣文書、大木喬任文書、榎本武揚文書、桂太郎文書、三島通庸文書、井上馨文書、陸奥宗光文書、宍戸璣文書、27 年には樺山資紀文書、山本権兵衛文書、清水谷公考文書などが収集された。こうして短期間に貴重な諸家家蔵の文書類が憲政資料室に集積されたのである。

当の責任者である大久保氏はこれらの憲政資料収集の実際をつぎのように回顧している。

〔史料の〕ねらいを定めたり、譲渡や寄託の交渉に若干の苦労はあったが、がいしていえば楽であった。楽であったというとおかしいが、とにかく既往の大家も小家も世相激変で伝家の家宝も維持できないという状態であったから、戦前だったら容易に門戸を開かない大家の主人公も容易に、または喜んで譲渡に応ずるという有様であった。筆者は戦前の憲政史編纂、貴族院五十年史に関して戦前の状況をよく知っていたので、旧大家、旧特権層の没落で、変われば変わる有為転変の世相を、史料の運命において肌身で感得した。そういうことで、いわば楽々とそれぞれの伝家の貴重文書を集めることができたのである。これにはまた国立国会図書館ということが大変な強味

だった。諸大家も相手が国会図書館なら譲渡の大義名分がたつというので話が通じやすく、まことにスムーズに交渉することができた。なかには、国会図書館がそういうものを集めているということを伝聞して、すすんで引き取ってくれないかという申し込みをうけ、まるで棚からぼた餅ふうの貴重史料を入手したこともあった。³⁹⁾

『伊藤日記』に記載された大久保氏の行動記録を見ると、東西に奔走する同氏の精力的な活動ぶりに驚く。当時大久保氏の傍らにいた伊藤明子氏によれば、資料所蔵者との交渉が難行して困っていたこともあったという⁴⁰⁾。しかし全体としては大久保氏のいう通り資料の収集はほぼ順調に進行したと見てよいであろう。

最後に、憲政資料室にとって特別の意味を持った憲政史編纂会収集文書の引き取りについて、述べておこう。

『伊藤日記』によると、昭和25年7月11日に「憲政史編纂会所蔵資料移管に関し本館坂田氏と打合せ」とあり、翌12日に「受渡書類の作製」、ついで18日に「本館より運搬」とあるので、憲政資料室開室後1年近くなってようやく本館の坂田精一氏の憲政史資料室から引き取ったことがわかる。長い間放置されていたのか、交渉に時間がかかったのか不明であるが、交渉に当たった大久保利謙氏や受け取りに行った伊藤明子氏によれば坂田氏（当時一般考査部考査第一課長）は容易には引渡しに応じなかったという⁴¹⁾。

このときの同資料の所蔵関係がおもしろい。「受渡書類」が失われているので、詳細は不明だが、すでに紹介した国会分館憲政資料係『憲政資料収集概況並収集目録』（昭和26年3月）および『憲政資料収集事業概要』（昭和25年8月）⁴²⁾のなかで、前者においては、その本文中の原注として「衆議院収集のもの（つまり憲政史編纂会資料）は本館に引継がれ、現在本係が保管している」と述べ、その付属目録中では「保管資料」と記載されている。また後者においては「借用」の資料に分類されているのである。さらに憲政資料室最初の詳細な所蔵目録である国会分館『憲政資料室所蔵目録』（昭和33年5月）のなかには、憲政史編纂会資料は収録されていないのである。

つまり本館の坂田氏の憲政史資料室から憲政資料室に搬入したものの、その時点では憲政史編纂会資料の所蔵者は前者のままに憲政資料室の収集資料とはなっていなかったのである。このことはまた憲政史編纂会ないし坂田氏の憲政史資料室と大久保氏の憲政資料室との継承関係は当時まだ未解決であったことを示唆している。

3 憲政資料の収集成果

草創期の憲政資料室が収集した資料は、そのほとんどは購入によるものである。ほかに若干のマイクロフィルム・ネガによる資料複写と寄贈を受けた資料がある。その全体を次表に示す⁴³⁾。

草創期における憲政資料収集一覧

(1) 憲政資料収集経費による購入資料

昭和 25, 26, 27 の 3 年度にわたる総額約 900 万円の憲政資料収集経費のうちの憲政資料購入費 872 万円で購入した全文書はつぎの通りである。

憲政資料収集経費による購入資料一覧（本表末尾の注記 2 および 3 参照）

購入資料名	旧蔵者	金額（円）	点数	摘 要
（昭和 25 年度）				
伊藤博文文書	伊藤博精	1,069,640 ¹⁾	6,023	自筆覚書，案文，書簡
伊東巳代治文書	伊東治正	434,600 ²⁾	1,498	明治憲法制定資料，憲法，議会，官制，司法関係，書簡
岩倉具視文書	川崎芳熊・ 岩倉具栄・ 吉田久兵衛	144,500 ³⁾	1,581	台湾事件，京城事件関係書類，岩倉公編纂資料写本
渡辺国武文書	渡辺武	45,000	59	明治 34 年財政整理資料，書簡
山県有朋文書	福並定雄	10,300	23	伝記編纂資料，山県意見書，書簡等写本
勝 海舟文書	麓保孝	139,450	341	著作稿本，蘭文写本類
牧野伸顕文書	牧野伸通	485,730	3,276	教育，外交，宮中，軍部ファシズム関係資料，書簡
福沢諭吉政略論原稿	薄井恭一	8,000	1	
合 計		2,337,220 ⁴⁾ (2,348,960) ⁵⁾	12,802	

注 1) 27 年度支出 20,000 円（後藤新平書簡旧蔵者古沢正臣）を含む。

2) 26 年度支出 7,000 円（追加収集旧蔵者伊東治正）を含む。

3) ここに含まれている旧蔵者吉田久兵衛分 9,500 円は，27 年度記載の浅倉屋収集品中に含まれている 25 年度分 48,240 円の，その分離部分である。したがって 25 年分としては差額 38,740 円を加算しなければならない。

4) 文書毎の支出を単純に合計した額。

5) 単純合計額より 1) 2) を引き 3) を加えた 25 年度の純支出額。

（昭和 26 年度）

広沢真臣文書	広沢真吾	109,950	821	日記，維新資料，書簡
三条実万・実美	三条実春	727,350 ¹⁾	4,299	朝幕関係ほか維新資料，建白文

二宮三郎「憲政資料室前史」

文書				書書，太政官資料，書簡
大木喬任文書	大木喜福	399,530	5,041	教育司法関係書類，意見書，西南戦争資料，書簡
川上直之助文書	川上恒譽	59,050	36	岩倉具視日記，維新元勳書簡
桂太郎文書	桂広太郎	394,800	851	書簡，自伝稿本，意見書類
陸奥宗光文書	陸奥陽之助	409,350	2,433	蹇々録草稿，地租改正，条約改正，日清日露戦争，書簡
榎本武揚文書	榎本春之助	69,200	411	獄中・ロシア大使時代家族宛書簡，シベリア日記，書簡
合計		2,169,230 ²⁾ (2,361,215) ³⁾	18,713	

注 1) 27 年度支出 51,900 円および 30 年度支出 29,800 円を含む。

2) 26 年度の支出であって，他年度に吸収記載されているものとして，25 年度の伊東巳代治文書中の 7,000 円，27 年度井上馨文書中の 99,100 円および 90,600 円の 2 件，27 年度三島通庸文書中の 71,435 円，ならびに 27 年度浅倉屋収集中の 5,550 円がある。

3) 単純合計額より 1) を引き，2) を加えた 26 年度純支出額。

(昭和 27 年度)

井上馨文書	井上三郎	786,830 ¹⁾	4,821	幕末以後各種資料，財政，外交他，書簡
三島通庸文書	三島通陽	449,615 ²⁾	6,879	山形県令・福島県令・警視總監時代資料，自由民権関係
西園寺会望文書	橋本実斐	95,900	47	仏留学時代橋本実梁宛書簡
宍戸璣文書	宍戸広慶	61,100	514	維新長州駐清公使時代書類，書簡
清水谷公考文書	清水谷公揖	52,550	195	函館裁判所，蝦夷北地資料
山本権兵衛文書	山本清	5,970	32	伝記稿本，手記，書簡
西周文書	西 西乙	119,000	349	著作草稿，日記
大久保一翁文書	大久保寛一	29,400	126	松平春獄宛書簡等（複製）
樺山資紀文書	樺山愛輔	151,700	901	警視總監時代政党関係，台湾問題，海軍関係資料，日記
河津祐之文書	河津祐光	7,500	48	明治前期司法書類，著作草稿
石室秘稿	岩瀬幸之助	68,200	714	市来四郎収集薩摩藩資料
弘文荘収集品	反町茂雄	103,200	56	

二宮三郎「憲政資料室前史」

浅倉屋収集品	吉田久兵衛	139,120 ³⁾	625
一誠堂収集品	酒井宇吉	15,000	9
合計		2,085,085 ⁴⁾	15,009
		(1,651,560) ⁵⁾	

- 注 1) うち 99,100 円および 90,600 円の 2 件は 26 年度の支出である。
 2) うち 71,435 円は 26 年度の、また 200,000 円は 30 年度の支出である。
 3) うち 38,740 円は 25 年度の、また 5,550 円は 26 年度支出である。
 4) 27 年度の支出であっても他年度に吸収記載されているものとして、25 年度の伊藤文書中の 20,000、26 年度の三条文書中の 51,900 円がある。
 5) 単純合計より 1) 2) 3) を引き、4) を加えた 27 年度純支出額。

昭和 25—27 年度単純総計	6,591,535	46,524
純支出総計	(6,361,735)	

参考 昭和 28 年度以降（通常の図書購入費からの支出）

(昭和 28 年度)

西徳二郎文書	西 武子	61,300	94	明治 30 年前後外交関係書簡
--------	------	--------	----	-----------------

(昭和 29 年度) なし

(昭和 30 年度)

三条文書追加	三条実春	29,800	108
三条文書追加	三条通陽	200,000	3

(2) マイクロフィルムによる複写資料

複写資料名	資料所蔵者	原資料点数	コマ数 (ネガ)
(昭和 25 年度)			
寺島宗則書簡	国分剛二	封書 1 通	8
山県家文書	山県有信	巻物 169 卷	6,463
小栗上野介日記	国分剛二	和綴 1 冊	132
黒田清隆等 8 名書簡	国分剛二		印画 48 枚
(昭和 26 年度)			
三大権論及建国法と国憲案	佐々木信綱	和綴 1 冊	31 (および 印画 30 枚)
(昭和 27 年度)			
土方久元ほか書簡		封書 20 通巻物 1 卷	94

二宮三郎「憲政資料室前史」

川村正年関係文書	川村 豁	23 点	122
元田永孚還暦之記・古希之記，東野翁書簡集	元田武彦	和綴 3 冊，和綴 3 冊	626
元田永孚文書（写）	渡辺幾治郎	和綴 3 冊	518
樺山資紀文書	憲政資料室	封書 38 通	237
渋沢氏書状（川村家文書）	川村 豁	封書 6 通	36
軍艦御買上ニ関スル書類		和綴 1 冊	18
加波山事件資料	遠山茂樹	和綴 8 冊封書 33 通	265
西郷従道文書	西郷従吾	巻物 2 卷（40 通）	63
台湾事件取調書（樺山文書）	憲政資料室	和綴 1 冊	44
幕末洋学関係文書	岩生成一	洋書 1 冊	94
統計学（フィセリング著）	慶応大学	洋書 1 冊（ペン書）	77
伊藤博文・山田新助等書簡	水本 最	巻物 1 卷	23
西徳二郎文書	西 泰徳	72 通	322

(3) 寄贈資料

寄贈資料名	旧蔵者	点数
(昭和 25 年度)		

岩倉具視文書	西川権右衛門	書簡 208 書類 390
--------	--------	---------------

注記 1 上記(1)(2)(3)の各表作成に使用した資料は、つぎの 3 点である。

- ① 国立国会図書館国会分館『憲政資料室所蔵目録（購入，寄贈，寄託，保管，複写資料）昭和 33 年 5 月 1 日現在（昭和 33）
- ② 『初期憲政資料購入関係資料』（昭和 63）〔国立国会図書館専門資料部政治史料課蔵〕
- ③ 国立国会図書館専門資料部政治史料課『憲政資料室要覧』付録「憲政資料室収蔵資料一覧」1992 年 3 月現在

注記 2 (1)表に関し、旧蔵者、金額は資料①，②に、点数、摘要は資料①，③によった。点数は購入台帳の点数ではなく目録点数である。

注記 3 (1)表に関し、購入資料は年度別に家文書でまとめた。ただし若干の家文書は支出が 2 年度にわたるものがある。一般に資料は家ごとに一括して整理されているので、この場合も両年度に分割して記載することはせず、主たる支出年度にまとめて記載し、その支出内訳は表の注で補った。

注記 4 憲政史編纂会収集資料が採録されていないのは、資料①に記載されていないためである。この点については本文 32 ページ参照。

四 草創期の憲政資料の整理と利用

1 収集資料の整理

憲政資料室は開室とほとんど同時に資料収集を開始し、その後 3 年余の間に購入資料のみで 4 万 7,000 点にのぼる憲政資料を収蔵することになった。しかし職員はわずか 3 名、それも正職員は事務の伊藤明子氏のみで大久保氏も原口敬明氏も非常勤職員であった。こういう極めて手薄な態勢で、一般事務、資料の収集、整理、閲覧、レファレンスなど多様な業務に対応しなければならなかった。とくに中心的な業務は資料の整理作業で、仮目録の作成にもっとも多く時間と労力が割かれた。『伊藤日記』を見ると、くる日もくる日も資料整理の作業に追われる伊藤氏や原口氏の姿が 12 年間に互って克明に記録されている。

資料整理に関しては神島二郎氏の発案によって文書一点ごとに封筒に収納して資料名を付す方式が採られたことはすでに述べた。その際に文書を書類と書簡に大別し、書類は件名を与えて内容別に排列して、これに一連番号を付し、書簡は発信者別にアルファベット順に区別し年代順に排列して、これに一連番号を与えた。この封筒の記述を基礎としてそれを罫紙にペン書きして冊子にまとめたものが初期の手書きの仮目録である。これは当座の資料管理と閲覧利用のための簡易目録であるが、こうしたかたちで各家文書が順次仮整理されることによって、初めて憲政資料室がアーカイヴスとして機能するようになった。このころ作成されたペン書きの仮目録のいくつかは 40 年以上過ぎた現在でも利用されているのであるから驚く。

しかし仮整理の済んだ文書は、資料一点ごとに内容を正確に検討し、綿密な考証を加えて、本格的な整理をしなければならない。文書の本整理あるいは本目録の作成である。これが文書館としてもっとも重要な作業となる。憲政資料室では文書整理用の特別カードを用意して、資料一点ごとにカードに標題、内容、年代など所要事項を記入して整理カードを作成する方式を採用してきた。このカードを最終的に排列して文書番号を決定する。この整理カードをそのまま原稿として印刷に付し本目録を作成する、という方法を採用した⁴⁴⁾。

当時の憲政資料室の陣容ではそうした本整理作業まで内部で実施する余裕はなかったもので、この部分は外部の研究プロジェクトに協力を求めることにした。そのために大久保氏は早くも憲政資料室開室直後の昭和 24 年 12 月から文部省の科学研究費申請の準備を始めている⁴⁵⁾。

その結果、岡義武、丸山真男、林茂、大久保利謙、遠山茂樹、小西四郎、古島敏雄などの東京大学の日本近代史研究者が中心となって近代史懇談会が結成され、文部省の科学研究費の交付を受けて研究活動をおこなうことになった。

この近代史懇談会に属する若手の日本史研究者が憲政資料室で収集資料の研究兼整理の作業を開始したのは昭和 26 年 7 月 2 日であった⁴⁶⁾。

最初のグループは川村善二郎、松波昭二、守田志郎の 3 氏のグループであった。まず着手したのは当時憲政資料室に寄託されていた井上毅文書（国学院大学蔵）で、3 人のローテーションによる週 3 日 2 名勤務の体制で、カード化の作業を議員研究室の机を借りておこなった⁴⁷⁾。

研究者の顔ぶれはその後、犬丸義一、笠井恭悦、神田文人などの諸氏に随時交替したが、この近代史懇談会による協力体制は昭和 30 年頃まで続いた。近代史懇談会の協力によって刊行された初期の謄写刷仮目録（未定稿）に井上馨、松方正義、伊東巳代治（以上昭和 29 年刊）、三島通庸（昭和 30 年刊）の各文書目録がある⁴⁸⁾。

本稿の範囲外であるが、近代史懇談会と入れ替わりに昭和 30 年 7 月から約 1 年半にわたって資料整理に協力したのが『憲政秘録』グループである⁴⁹⁾。

『憲政秘録』というのは憲政資料室の収集資料を中心に編集した図版日本近代史で、国会開設 70 年を祝して昭和 35 年に豪華本で刊行された。出版は産業経済新聞社出版局であるが実際の企画作成は東京神田の山田集美堂という本屋が当たった。その企画準備段階で憲政資料室所蔵の伊藤博文文書、陸奥宗光文書その他のカード整理に当たったのが、安井達弥、宇野俊一、牛山敬二、由井正臣の 4 氏のグループであった。全体の統括は原口敬明氏が担当した。

外部のプロジェクトとの協力方式はこれで終了した。当時これらの文書整理に携わった大学を出たばかりの若々しい研究者たちは、その後ほとんどが大学教授となって日本近代史の研究分野で指導的活躍をすることになる。

2 憲政資料の利用

すでに述べたように憲政資料室は当初から文書館を志向し、資料の研究者向け利用を予定していたが、職員の不足、場所の狭陽、資料の未整理などの状況から、その実施は困難であった。

しかし戦前・戦時の激しい研究抑圧から解放されて、新たな自由な実証研究に意欲を燃やしていた日本近代史の研究者たちが、第一級の憲政資料室の収集資料に寄せる期待は極めて大きかった。憲政資料室としてはそうした要請になんとか応えようとして、すでに整理済みの憲政史編纂会収集文書や新たに仮整理できた資料を、非公式ながら徐々に研究者が利用できるように便宜を図った。

こうして比較的初期のころから、稲田正次氏、西田戸寿氏、林茂氏などの日本近代史の専門家たちが憲政資料室を訪れて、研究のために資料を利用した。閲覧者は日本の学者に限られなかった。外国からも、シベリア出兵研究のモーレイ氏、坂本龍馬研究のジャンセン氏、山県有朋研究のハケット氏など日本研究の気鋭の研究者が紹介されて来室した⁵⁰⁾。

やがて憲政資料室の訪問者たちの間に、家永三郎氏、山辺健太郎氏、萩原延壽氏などの“御常連”が生まれ、それに資料整理の若手研究者も加わって、憲政資料室の狭い事務室にはいつしか和気藹々としたサロンの雰囲気が醸成されるようになった⁵¹⁾。

その核となったのは大久保利謙氏の学識と人柄であり、またその支えとなったのは伊藤明子氏の親切な応接であった。

次第に憲政資料室の名は日本近代史研究のメッカとして、日本内部はもとより海外の研究者の間にも知られるようになった。閲覧者にはさまざまな年齢やさまざまな国籍の日本

研究者が含まれ、日本でも珍しい自由で親陸的な研究交流の場が形成された。当時のこうしたサロンの憲政資料室とそこで受けた研究の恩恵をいまだに懐かしむ研究者が多い⁵²⁾。

五 草創期の終了とその後

昭和 28 年 3 月末をもって、3 か年継続の憲政資料収集経費が終了した。憲政資料室の草創期の終りである。予算は継続しなかった。

組織としての国会分館図書課憲政資料蒐集係つまり憲政資料室は、係名が示す憲政資料収集業務の予算が打ち切られたにもかかわらず、その後も残った。

組織は残ったが、憲政資料室の主たる業務であった資料の収集作業は消えた。資料収集の支払い実績を見れば一目瞭然、昭和 28 年度から一挙にゼロまたはゼロ近くまで急落し、例外的に一般の図書購入費による少額の追加購入以外、ほぼ完全に停止状態となった⁵³⁾。図書購入予算の年度別割当てを見ても昭和 28 年度はまだ 27 年度の残額が割当てられたが、29 年度以降は 37 年度まですべてゼロとなった⁵⁴⁾。

この収集活動の停止は予算の終了にともなう当然の結果であるが、しかしそれが直ちに憲政資料室にとって死活の問題であったかどうかは即断できない。

もう一度さきに掲げた憲政資料購入の予算額と支払額の対照表を見てみよう(28 ページ)。憲政資料収集経費の 3 年度分について両者の比をとってみると、昭和 25 年度 63 %、26 年度 94 %、27 年度 66%、3 年度全体で 73%となる。予算を毎年使い切れずに、平均で 3 割近くも残しているのである。とくに 27 年度の 66%への落ち込みは問題である。予算の最終年度で、しかも収集活動開始後 3 年目というもっとも成果が挙がってよい時期に、これだけしか収集できなかったのである。

なぜこうした事態になったのか、憲政資料室側の収集要員が不足していたためなのか、資料情報が欠除していたためなのか、あるいは所蔵者側が家蔵資料の提供に消極的であったからなのか、そもそも収集対象となる物件が不足していたためなのか、その理由はわからない。しかし、集めなかったのか集まらなかったのかは別として、明らかに憲政資料収集経費に見合うだけの資料収集は憲政資料室にとって困難になっていたのである。換言すれば、予算が大きすぎて、憲政資料室の資料収集業務は、予算の 7 割をもって、すでに終熄段階に達していたのである。

一方収集文書の急激な増加にしたがって憲政資料室の重圧になった問題は資料の整備であった。3 年間の購入文書 30 家 4 万 7,000 点に対して、当時の憲政資料室を支えた実戦力は事務の伊藤氏と歴史専門だが非常勤の原口氏のわずか 2 名であったから、十分な対応ができる状況ではなかった。つぎつぎと到着する文書は詳細に検討する余裕もなく仮目録を作成するのが精一杯であり、閲覧も公開を予定しつつも当面は少数の専門家に限らざるをえなかった。

このような状態であったから憲政資料室は資料収集予算が終了したと同時に、資料の収集活動を停止し、以後は既収資料の整備に主力を傾注するようになった。収集段階から整

備段階への移行である。『伊藤日記』を見ると、昭和 28 年からはその業務記録から「資料収集」の欄が消えてしまい、「資料整理」の欄には伊藤氏らの目録作成や先述の外部研究者たちのカード作成の記録が延々と続くようになる。

こうして憲政資料室は資料の整備に専念することになったが、要員とくに歴史専攻者の増強が必要とされたにもかかわらず、そのための人件費が認められず、態勢は従来のままであったから、資料の整備も公開の実現も容易ではなかった。

こうして憲政資料室は一種の閉塞状態となった。

ところで憲政資料室の利用のために内外から研究者が訪れるようになり、それが日を追って多くなると、次第に全面公開の要望が強まってきた。やがてそれは憲政資料室の閉塞状況に対する国会および学界からの非難の声ともなって現れた⁵⁵⁾。

昭和 34 年 6 月 19 日の毎日新聞の学芸欄は、「宝の持ちぐされ、憲政資料室」という大見出しで、8 段抜きの大スペースを割いて「近代日本の姿を知るうえに貴重な“宝庫”が、人手不足と弱体予算のため、いたずらに埋もれたままになっている」と現状を紹介し、事態の改善を訴える記事を掲載した。一説にはこの記事は憲政資料室の予算獲得のためのキャンペーンだったといわれるが⁵⁶⁾、当時の憲政資料室の閉塞状況を的確に捉えていた。

このころからようやく憲政資料室の態勢に変化が現れてくる。同年に幕末・明治期研究の大家である国学院教授の藤井貞文氏が憲政資料室主任として着任し、その後少数ながら史学専門の正規職員が配属されるようになったため、憲政資料室の戦力は漸次強化された。35 年には念願の本目録である「憲政資料室所蔵目録」の刊行が緒につき、その第 1 号として『憲政史編纂会収集文書目録』が活版印刷で出版された。昭和 36 年 9 月には新館が落成して国会議事堂内より移転、それにとまって閲覧室を整備して資料の公開を実現した。ここに面目を一新してようやく文書館としての憲政資料室が達成されたことになった。

このころ国立国会図書館が開催した「議会開設 70 年記念議会政治展」（昭和 35 年 12 月—36 年 1 月）は憲政資料室が活性化する大きな転機となった。この展示会実施の機会に積極的に歴史資料の発掘調査に乗り出し、資料収集への熱意がふたたび甦った。たまたまこの展示会に触発されて国会議員の間から、とくに太平洋戦争期を中心とする日本近現代史の資料の収集と保存の要望が生まれた。その結果、国会国会図書館のなかに「政治史料調査事務局」が設置され、政治史料の収集に対する新たな取組みが開始されることになった。これが憲政資料室が現在見るような明治・大正・昭和三代にわたる大コレクションに拡大・発展する次の出発点となった⁵⁷⁾。

おわりに

これまで昭和 12、13 年の憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の設置から、昭和 24 年の憲政資料室の誕生、さらに昭和 28 年の草創期の終結まで、前後 16 年間の憲政資料室前史を見てきた。しばしば本文で述べたように肝心のところが依然として不明であるので、一定の結論を引き出すことは困難であるが、本文執筆中に思い付いたことを一、二書

き添えて結びに代えることにしたい。

(1) 尾佐竹氏の憲政史編纂会以来の経過を見てみると、そこにはふたつの大きな流れがある。ひとつは議会史あるいは国会史の歴史編纂の問題であり、他のひとつは憲政資料あるいは政治資料の史料収集の問題である。

このふたつの問題は本来はひとつであった。いわゆる修史編纂においては歴史の記述と史料の収集は一体のもので、史料収集は歴史編纂の前提であったのである。尾佐竹氏の憲政史編纂会も、史料の収集に格段の努力を傾注したとはいえ、基本的には同様の考え方があった。たまたま憲政史の叙述が間に合わず、史料集めだけで終わったまでのことである

ところが戦後になると、戦争による破壊と敗戦後の社会的混乱によって歴史資料が急激に散逸、消滅しつつある状況が生まれ、それに対して、日本の文化あるいは学問研究の立場からの危機認識が高まり、史料の収集それ自体の重要性が強く叫ばれるようになった。そして史料の収集保存を目的とした文書館の設立が焦眉の急とされるにいたった。

その代表例が、大久保利謙氏の請願であり、またそれにすこし遅れて、昭和24年5月26日に衆参両院で採択された「史料館設置に関する請願」である。後者は、野村兼太郎、大塚久雄、辻善之助、今井登志喜、上原専禄、石井良助などの当時の鈴々たる社会科学系研究者97名が連名で提出した請願で、そのなかの表現を借りれば「史料に危機は切迫しています。時期を逸しましたなら、文化国家を再建いたします上の重要な礎石を失って、悔いを千載にのこすよりないであります」という緊迫した危機感に満ちていた⁵⁸⁾。

大久保利謙氏の国会史編纂所設立の請願は、その主たる動機は尾佐竹氏がやりのこした議会史編纂事業の継承とその完成にあったが、それと同時にこうした当時の学界全般にみなぎっていた史料的危機感の表明であった。それが請願本文の後半部分における憲政資料そのものの収集・保存の強い主張に集約されている。尾佐竹氏の憲政史編纂会のなかに混在していた歴史編纂と史料収集のふたつの問題が、それぞれ別個の問題として分離したといつてよい。

その後このふたつの流れのうち、史料収集は憲政資料室に具体化され、一方議会史の記述のほうは衆参両院の編纂にかかる『議会制度七十年史』(全12巻、昭和36年)および『議会制度百年史』(全12巻、別冊『目で見える議会政治百年史』、平成2年)に結実した。もともとこの議会史は歴史家の尾佐竹氏や大久保氏が当初編纂方針で予定していた憲政史とは内容的にかなり異なったものとなった。両氏の計画ではおそらく日本近代政治史にちかいかたちの議会史になったと思われるが、刊行された議会史・国会史は狭義の議会活動史といった編纂内容で、会次毎の議会会議録の抄録および成立した法律・予算の説明、それと議会制度関連資料という構成であった。

(2) 憲政資料室の沿革を辿ってみて、とくに印象が強いことは憲政資料室の誕生が極めて偶然的結果に思える点である。第一に憲政資料室設置に当たってもっとも決定的であったことは、史料の収集・保存の重要性を深く認識して、史料一括買取りという革新的方法を発案し、そのために3か年に900万円という大予算を一举に投入するという大胆な政策

を着想した人物，しかも，それを国家予算として実現できた人物が存在したことである。それが誰であったのか，ひとりの人物だったのか，数人なのか，すべて謎であるが，しかし，それだけの見識，発想力，政治力をもった極めて稀な人物が介在していたことは間違いない。その人物抜きにしては憲政資料室の誕生はありえなかつたはずである⁵⁹⁾。

第二に大久保利謙氏というこの事業にとって最適任の歴史家を得たことである。日本近代史研究の第一人者，憲政史編纂会以来の史料編纂経験者の資格のほか，元侯爵・貴族院議員の出自，多数の旧家名門との知己関係，誰からも敬愛される人柄，等々——これほど憲政資料室にとって打って付けの人物を他に見出すことはできない。

大久保氏の憲政資料室への貢献についてはふたつの面から考えられよう。ひとつは国会への請願運動あるいは金森館長への陳情活動を通して憲政資料室実現の推進役を果たしたことであり，もうひとつはみずから憲政資料室の主任となって精力的に史料収集に当たり，短期間のうちにその基礎を築き上げたことである。憲政資料室の生みの親であると同時に育ての親ということになる。

第三に大久保氏が語っているように，敗戦によって政治的にも社会的経済的にも明治以来の旧華族，旧特権層が没落し，家蔵資料を喜んで提供譲渡するような社会状況が存在したことである。あるものは住居が手狭になって大量の古い書類の山の処置に困ったために，あるものは空襲で焼け残った倉のなかに放置されたままの資料を整理したために，またあるものは経済的に生活が窮迫したために，その他いろいろな事情によって，貴重な家（いえ）伝来の秘匿資料が門外に出易い状態にあった。交渉者に明治の元勳大久保利通の令孫で元侯爵の大久保利謙氏を得たこと，また資料の譲渡先が国立国会図書館という国家機関であったことが，いっそう収集を容易にしたことは間違いない。

いずれにせよ史料収集にとっては千載一遇の機会であった。恐らくこの敗戦後の混乱期という特殊な時期を逸していたならば，そして高額な資金を準備してそれを一気に買取るという英断がなかったならば，現在憲政資料室に見るような第一級の資料収集はまず不可能であったであろう。

憲政資料室誕生には種々な経緯があつたが，結局はこれらの人物と状況とが偶然に出会ったところで初めて出現可能となつたのである。いま考えると，それはほとんど僥倖であつた。もし憲政資料室の設置が最初の請願の通りに，日本議会史の編纂所や純粹に学術文化的理由にもとづく文書館として設立されていたとするならば，当時の緊縮財政下おそらく僅かばかりの人件費と不十分な資料購入資金に恒常的に悩まされて，結局は史料の散逸スピードに追いつけずに，現在見るような良質のコレクションを創出する機会を永久に失っていたのではなからうか。

1) 第三部三 2, (中) pp.40-42 参照

2) 大久保利謙「私の近代史研究（続）」『日本歴史』405号（昭和57.2）p.77；大久保氏談，国立国会図書館専門資料部政治史料課『大久保談話録音』第7回（昭和63.12.9）（未会刊，

なお第1～5回の談話録音には筆記原稿があるためそのページを注記したが、第6回以降は録音テープのみ)。しかし事務室が最初どこに位置したか明確ではない。大久保氏の記憶では議員閲覧室のなかに机を置いたことになっているが、同氏と一緒にあった事務の伊藤明子氏の記憶では「議事堂の4階、議員閲覧室の隣の部屋に一時居りましたが、そこが調査立法考査局の派遣室になるのでエレベーター寄りの廊下に移り、衝立を置いて事務室にしました」（伊藤明子「記憶のなかから」『みすず』276（昭和58.8-9）p.58）とある。しかしこれにも問題があり、同氏が当時記録していた業務日誌によると24年9月6日の欄に「事務室移る、調査立法の方と一緒に、6人なり」（『日記』以下『伊藤日記』として引用）の記事が見える。これだと初めどこかにいて、それから調査立法考査局の派遣室に同居したことになる。

- 3) 『伊藤日記』昭和25年1月20日；3月27日；28年12月10日；30年12月5日
- 4) 大久保「私の近代史研究（続）」p.71；大久保氏談、『大久保談話録音』第7回
- 5) 第3部一4,（中）pp.28-29
- 6) 後述 p.32 参照
- 7) 『伊藤日記』昭和24年9月1日；大久保氏および伊藤氏談、『大久保談話録音』第7回
- 8) 『伊藤日記』は、その起筆に「9月1日（木）辞令を受く」とある。ただし現在伊藤氏の手許に残されている辞令は発令日が9月13日となっている。このズレの理由は不明である。
- 9) 伊藤氏談、『大久保談話録音』第7回
- 10) 同上
- 11) 現在、国立国会図書館専門資料部政治史料課に残されている「図書館公報」と題するファイルに、昭和25年中の憲政資料室の資料整備状況に関する月例報告の原稿が収められている。作成は伊藤明子氏によると思われる。そのなかの6月20日の報告に「国会分館では衆・参両院の依頼により、すでに日本憲政史に関する総合的な資料の収集整理業務に着手していたが……」との表現が見える。
- 12) 伊藤「記憶のなかから」pp.55-60 参照
- 13) 大久保「私の近代史研究（続）」p.77；大久保談、『大久保談話録音』第1回（昭和62.11.24）pp.6-7。ただし後者では辞令は9月1日付けで貰ったと語っている。
- 14) 大久保利謙「発足の頃あれこれ」『みすず』276（昭和58.8-9）、pp.49-51 参照
- 15) 神島二郎「草創期の一年」同上、pp.116-118 参照。神島氏の手掛けた展示会に「人権資料展示会」（昭和25.12）、「憲政資料展示会」（昭和26.11）などがある。国立国会図書館が昭和35年の議会開設七十年記念以降10年ごとに開催してきた「議会政治展示会」は、昭和15年11月29日の帝国議会開設五十年記念式典における尾佐竹猛氏による「憲政史料陳列」をもって最初とするが、本格的展示会としての原形はこの神島氏の両展示会とくに後者の「憲政資料展示会」によって作られた。
- 16) 原口敬明「憲政資料室のあれこれ」同上、pp.114-116 参照
- 17) 大久保、神島両氏に直接この両資料を照会したが、両氏ともに執筆の事実について確認を得るにいたらなかった。後者については『伊藤日記』昭和25年8月28-31日参照

- 18) 正しくは「受寄憲政資料の取扱に関する件」昭和 25 年 6 月 12 日制定，本文は『国立国会図書館法規要覧』（昭和 29 年版）pp.144-145
- 19) この基本方針（案）は総務部資料中に収録されていた資料であるので，国会分館としては確定に近かったものと思われる。『伊藤日記』の 3 月 31 日に「分館の方針に関して打合せ会あり（分館長室）」とあり，また 4 月 11 日に『分館の方針について』会合あり」とあるのは，この案のことであろう。ただし大久保氏にも伊藤氏にも本件についての記憶はすでない。
- 20) 大久保氏および伊藤氏談，『大久保談話録音』第 7 回
- 21) 第三部三 2，（中） p.41
- 22) pp.22-23
- 23) 桑原伸介「国立国会図書館憲政資料室」『日本古文書学講座 第 11 巻 近代編 III』（雄山閣 昭和 54）pp.56-62 所収
- 24) 原口「憲政資料室のあれこれ」pp.115-116，神島「草創期の一年」p.118 には資料受領のときの実際が楽しげに語られている。
- 25) 大久保氏および岡田氏談，『大久保談話録音』第 6 回
- 26) 同上
- 27) 『初期憲政資料購入関係資料』（昭和 63）〔国立国会図書館専門資料部政治史料課蔵〕より作成。
- 28) 国立国会図書館内部での憲政資料に対する図書購入費割当はつぎの通りである。
- | | |
|----------|-------------|
| 昭和 25 年度 | 3,720,000 円 |
| 26 | 2,500,000 |
| 27 | 1,800,000 |
| 28 | 1,000,000 |
| 合 計 | 9,020,000 |
- 注 1 27 年度分予算が割当では 27，28 年度の 2 年に振り分けられた。
2 29 年度以降は 37 年度まで割当なし。
- 出所：「蔵書構成の実態調査及びその評価計画について」『図書館研究シリーズ』第 16 号（昭和 49.12），資料 p.37
- 29) 「蔵書構成の実態調査」，資料 p.37。当時の図書購入費総額は 1,600 万円から 2,000 万円であったが，そのうち上野図書館と調査局の分を除く受入整理部所管の一般図書購入費は 700 万円から 1,000 万円程度であった。
- 30) 『初期憲政資料購入関係資料』より作成。
- 31) 『毎日新聞』昭和 34.6.19；後述 p.39 参照
- 32) 大久保氏および岡田氏談，『大久保利謙談話録音』第 6 回（昭和 63.3.29）
- 33) 『伊藤日記』
- 34) 岡田氏談，『大久保談話録音』第 6 回

- 35) 大久保氏および岡田氏談，同上
- 36) 岡田氏談，同上
- 37) 甘露寺受長（かんろじ・おさなが）（明治 13 年—昭和 52 年）旧伯爵，明治 42 年東宮侍従，昭和元年侍従のち侍従次長，21 年掌典長，34 年明治神宮宮司。当時掌典長であった。
- 38) 大久保氏および岡田氏談，『大久保談話録音』第 6 回
- 39) 大久保「発足の頃あれこれ」pp.50-51
- 40) 筆者への直話。
- 41) 大久保氏および伊藤氏談，「大久保談話録音」第 7 回
- 42) pp.22-23
- 43) 憲政資料室収集資料の内容と解説については下記の文献を参照されたい。
国立国会図書館百科編集委員会編 r 国立国会図書館百科』(昭和 63) pp.297-300
「憲政資料ノート」(1)-(11)『国立国会図書館月報』27-42 号 (昭和 38.6-39.9)
「憲政資料室所蔵文書の概要」(1)-(9)『国立国会図書館月報』274-282 号 (昭和 59.1-9)
桑原伸介「国立国会図書館憲政資料室」『日本古文書挙講座 第 11 巻 近代編 III』(雄山閣 昭和 54) pp.54-66 所収
「近代史料解説」『日本近代思想大系 別巻』(岩波書店 平成 4) (ただし三条実美，岩倉具視，大久保利道，伊藤博文，山県有朋，元田永手の各文書のみ)
- 44) 三谷弘「政治史料の収集と整備」『国立国会図書館月報』55 号 (昭和 40.1) の p.5 ; 桑原「国立国会図書館憲政資料室」pp. 57-58
- 45) 『伊藤日記』によると，当時大久保氏病氣入院のため，伊藤氏が大久保氏の指示にしたがい昭和 24 年 12 月 24 日以降翌年 1 月 14 日までの間に関係者を訪問して科学研究費申請書の取りまとめに当たり，14 日に東京大学史料編纂所小西四郎氏がそれを文部省に提出した。
- 46) 『伊藤日記』
- 47) 近代史懇談会の記述は主に川村善二郎氏の筆者への直話による。
- 48) 以下の 4 種である。
国立国会図書館国会分館憲政資料室『井上馨文書目録（未定稿）全』憲政資料目録第 1 輯 (昭和 29 年 5 月)
同『松方正義文書目録（未定稿）全』憲政資料目録第 2 輯 (昭和 29 年 6 月)
同『伊東巳代治文書目録（未定稿）全』憲政資料目録第 3 輯 (昭和 29 年 7 月)
同『三島通庸文書目録（未定稿）全』および II，憲政資料目録第 4 輯 (昭和 30 年 9 月)
いずれもいわゆるガリ版謄写印刷の仮目録であるが憲政資料室にとっては最初の印刷目録である。内容は既成の手書き仮目録と同じである。憲政資料室は近代史懇談会に対しこの目録作製のため用紙 7,500 枚を供与し，目録完成後各 50 部を受領している（『伊藤日記』昭和 29 年 4 月 21 日；5 月 20 日；5 月 31 日；6 月 28 日）。数部を憲政資料室に残し，あとは近代史懇談会の会員などに配付したらしい（松尾章一「憲政資料室とわ

たし』『みすず』276号(昭和58.8-9), pp.98-99参照)。各目録の緒言に近代史懇談会の協力を得た旨が記載されている。

- 49) 『憲政秘録』グループについては主に原口敬明氏、宇野俊一氏の筆者に対する直話による。
- 50) 『伊藤日記』
- 51) 伊藤「記憶のなかから」p.59
- 52) 「特集 憲政資料室の35年」『みすず』276号(昭和58.8-9)pp.47-118所載の33名の利用者を中心とした関係者の寄稿を参照。
- 53) p.28参照
- 54) 注28)を見よ。
- 55) 「憲政資料室の概要」国立国会図書館政治史料調査事務局『政治史料の収集整備』(昭和36)所収 p.3。この資料では非難の事実を指摘しているのみで、その内容は不詳であるが、筆者もかつて、ある関西の研究者から憲政資料室は史料を独占していて、特定メンバーによる排他的クラブと化しているとの非難を耳にしたことがある。
- 56) 筆者の伝聞による。
- 57) 二宮三郎「政治史料調査事務局沿革」『参考書誌研究』37号(平成2.3)pp.1-37参照
- 58) 請願書の全文はタイプによる謄写印刷のコピーが国立国会図書館専門資料部政治史料課に残されている。主旨のみについては第5回国会の衆議院および参議院の『請願文書表』『請願報告書』に登載されている。
- 59) 大久保氏、岡田氏、桑原氏らの関係者の談話では、その中心は金森国立国会図書館長であろうというのが、ほぼ一致した意見であった。『大久保氏談話録音』第6回
(にのみや・さぶろう 元調査及び立法考香局専門調査員)

筆者後記

憲政資料室の沿革について大久保利謙先生の第1回ヒヤリングを憲政資料室の応接コーナーで開いたのが昭和62年11月24日のことであったから、すでにそれから7年以上たったことになる。記憶は定かではないが、大久保先生からこの問題をまとめてほしいと依頼されたのはその年の春であったか。筆者がまだ国立国会図書館に在職中のことで、たまたま憲政資料室を所管する専門資料部の部長をしていた関係から大久保先生と接触があったころである。しかし筆者自身は憲政資料室に勤務した経験もないし、また日本近代史の専門でもないので、大久保先生の折角のご依頼には不向きであったから、誰かほかの適任者に委嘱したほうがよいと考えていた。しかし、そのヒヤリングが回を重ね、その都度同席して司会をしているうちに次第に抜き差しならなくなってしまう、ついに執筆をお引き受けするハメとなった。他に憲政資料室のOBなど適任者が何人もいるのに、なぜ大久保先生が筆者のような門外漢に頼まれたのか、いまだに解せないでいる。ひとつ思い当たるのは、かつて事務局長をしたことのある政治史料調査事務局の沿革史を書いたことくらいである。

さて、こうして本稿の作成に取り掛ったものの、憲政資料室の実体験がないうえに、信頼すべき資料が極めて少なかったために、執筆作業は正直いってかなり難航した。すでに当時の関係者もほとんど物故されていて聞き取り調査にも限界があった。作業は筆者の国立国会図書館退職後に持ち越され、断続的ではあるが引き続き資料の採集に努力してみた。しかしこれ以上日時を還延しても新資料の入手は当分見込めそうにないので、大久保先生のご期待に到底添えないことは十分承知のうえながら、いままでのところで全体を活字にまとめることにした。本文中で述べたようにいくつも重要な問題が不明ではあるが、それはそれとして残すことにした。

本稿作成にあたっては多くのひとのご協力を得た。もし本稿がなんらかの資料的価値があるとすれば、それはこれらのかたがたのご支援の賜物であって深く感謝の意を表したい。まず大久保先生、市川正義氏、岡田温氏、伊藤明子氏、細野孝一氏の各氏には談話録音に応じただき、往時の状況の証言を通して、いままで不明であった多くの点を解明することができた。とくに大久保先生からは連続4回にわたり憲政史編纂会から憲政資料室にいたる歴史について詳細な説明をしていただいたうえ、ほかの諸氏の談話録音のすべてに対談者として同席していただき、貴重な情報を多数ご教示いただいた。本稿の肉付けの多くは大久保先生のこのときの証言とすでに活字になっている先生の回顧録に依存している。伊藤明子氏は憲政資料室の歴史の中軸的証人で、しばしば長時間にわたる筆者との直接の談話や電話を通じて当時の具体的状況の説明と重要な事実の指摘をおこなっていただいた。このほか神島二郎先生、原口敬明先生、川村善二郎先生、宇野俊一先生の諸先生には筆者の直接のインタビューにおいて、あるいは電話での質問において有益な憲政資料室の回顧談を語っていただいた。

桑原伸介氏はかつて憲政資料室の主任としての在職中に憲政資料室沿革史を企図され、関連する基本資料を収集されていた。同氏は何らかの理由で途中でそれを断念されたようであるが、本主題執筆の最適任者であっただけに、残念なことであった。今回の筆者の調査に際しては、終始支援を惜しまれず、御自身が収集された資料をすべて提供していただきました。資料は憲政史編纂会および憲政資料室揺籃期の基本的文書で、この資料がなかったならば本稿の骨格を作ることができなかつたであろう。

国立国会図書館総務部に在職されていた中村一美氏は、筆者が憲政資料室草創期の予算について問い合わせた際に、わざわざ『初期憲政資料購入関係資料』をまとめていただきました。40年以上昔の問題なので当時の記録からの編纂は苦勞されたはずである。これによって、いままで神話的に語り継がれてきた“900万円の憲政資料購予算”の内容が、初めて完全な姿で明らかになった。今回の中村氏の努力を措いては、おそらく二度とこの予算が洗い出される機会もなく、“幻の900万円”として埋もれたままとなつたであろう。

衆議院憲政記念館の伊藤光一氏にはとくに憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛に関連する資料と調査について格別のご協力をいただいた。両組織についてのいくつかの重要な新事実の発見は同氏に負うところが多い。また貴族院五十年史編纂掛については尚友倶楽部

二宮三郎「憲政資料室前史」

の上田和子（よりこ）氏にお世話になり、その具体的体制が初めて明瞭になった。そのほか旧職員の役職などの照会に煩を厭わずに回答してくださった国立国会図書館総務部の古田明雄氏、面倒な談話録音のテープからの原稿起こしに意外な才能を発揮された同調査および立法考査局の岩田啓氏、それに一貫して筆者を支援協力してくれた憲政資料室（正式には専門資料部政治史料課）の職員諸氏に対して感謝の言葉を贈りたい。

最後ではあるが、この原稿作成中に大久保先生が永年にわたる日本近代史研究と近代史料の収集整備に尽力した功績で 1992 年の朝日賞を受賞されたことを特記しておきたい。
(1995.6.20 二宮)